

『水中遺跡保護の在り方について』(報告)

平成29年10月31日

水中遺跡調査検討委員会

文 化 庁

目 次

【本文編】

はじめに	1
第1章 水中遺跡とは	2
1. 水中遺跡の定義	2
水中遺跡の定義	
2. 水中遺跡の種類と特性	3
水中遺跡の形成要因と種類、水中遺跡の歴史的特性、水中遺跡の物理的特性	
3. 水中遺跡保護に関する現状と諸課題及び本報告の目的	5
水中遺跡保護の現状、水中遺跡保護に関する課題、本報告の目的	
第2章 諸外国における水中遺跡保護の現状	7
1. 諸外国における水中遺跡保護の経過	7
水中遺跡保護の取組と沈没船の引揚げ、保護体制整備の経過、水中遺跡保護に関する条約	
2. 諸外国における水中遺跡保護の成果と課題	8
諸外国における体制整備、引き揚げた沈没船や遺物の保存・活用と維持管理、引揚げから現状保存へ	
3. 我が国において検討を要する事項	10
第3章 水中遺跡保護の現状と課題	11
1. 水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組	11
(1) 地方公共団体によるこれまでの主な取組	
(2) 大学等研究機関によるこれまでの主な取組	
(3) 文化庁によるこれまでの主な取組	
2. 水中遺跡保護に関する行政的な課題	13
(1) 把握・周知	
把握、周知	
(2) 調整	
(3) 保存	
(4) 活用	
(5) 水中遺跡保護を図る上で必要となる措置	
(6) 体制	

第4章 水中遺跡保護の在り方	16
1. 陸上の埋蔵文化財行政との共通点と相違点	16
(1) 共通点	
(2) 相違点	
2. 水中遺跡保護の在り方	18
(1) 把握・周知	
把握・周知の考え方と水中遺跡の特性、把握の方法と手順、範囲の絞り込み、現地調査、周知、埋蔵文化財包蔵地として扱うべき水中遺跡の範囲	
(2) 調整	
開発事業の把握、調整、大規模開発への対応	
(3) 保存	
保存の形態、保存の措置	
(4) 活用	
(5) 水中遺跡の調査の際に必要な留意点	
沈没船及び積載物であった遺物の取扱い、水中遺跡保護に係る費用、沈没船の引揚げ	
3. 水中遺跡保護の体制	26
(1) 市町村の役割	
(2) 都道府県の役割	
(3) 国の役割	
おわりに	29

【解説編】

水中遺跡に関する法律等	33
1 漁業法について	
2 水産資源保護法について	
3 鉱業法について	
4 水難救助法について	
5 海洋法に関する国際連合条約について	
6 潜水作業について	
7 モニタリングについて	

【資料編】

1 諸外国における水中遺跡保護に関する取組	45
アメリカ、イタリア、イギリス、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、韓国、 中国、デンマーク、フランス	
2 我が国における水中遺跡保護に関する取組	69
開陽丸（北海道江差町）、史跡十三湊遺跡（青森県五所川原市）、史跡和賀江嶋（神奈 川県鎌倉市）、琵琶湖総合開発（滋賀県）、栗津湖底遺跡（滋賀県大津市）、温泉津港 沖海底遺跡（島根県太田市）、沈没船（19世紀のイギリス船）埋没地点遺跡－推定 いろは丸一、玄界島海底遺跡（タケノシリ遺跡）（福岡県福岡市）、相島海底遺跡（福 岡県新宮町）、佐賀県海揚がり遺物（佐賀県）、鷹島海底遺跡（長崎県松浦市）、 倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村）、沖縄県沿岸地域遺跡（沖縄県）、ペナレス号沈没 地点（沖縄県国頭村）、ファン・ボッセ号沈没地点（高田海岸遺跡）（沖縄県多良間村）	
3 我が国における水中遺跡の活用に関する取組	87
新潟県立歴史博物館：企画展「UMIAGARI－海揚がり－日本海に沈んだ陶磁器」	
滋賀県：琵琶湖湖底遺跡の活用	
和歌山県串本町：エルトゥールル・プロジェクト	
香川県：香川県における海揚がり遺物の活用	
鹿児島県宇検村：シンポジウム「KURAKIZAKI 2015－倉木崎海底遺跡の魅力を探る－」	
沖縄県立博物館・美術館：特別展「水中文化遺産－海に沈んだ歴史のカケラ－」	
九州国立博物館：九州国立博物館における水中遺跡の常設展示	
九州国立博物館：特別展「水の中からよみがえる歴史－水中考古学最前線－」	
文化庁：「発掘された日本列島2017」展 特集II「発掘された水中遺跡」	
文化庁・九州国立博物館：平成28年度 日中韓文化遺産フォーラム「水中文化遺産 の保護と活用」	
4 水中遺跡の調査に使用する機器類	101
サイドスキャナー・ソナー（音波探査機）、マルチビーム測深機、磁気探査機、サブボ トム・プロファイラ（表層調査機）、無人探査機（水中ロボット）	
5 水中遺跡調査関連機関	107
独立行政法人国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）	
NPO 法人アジア水中考古学研究所（ARIUA）	
NPO 法人水中考古学研究所	
6 参考資料	113
（1）水中遺跡調査検討委員会の設置について	
（2）水中遺跡調査検討委員会委員	

(3) 水中遺跡調査検討委員会協力者	
(4) 水中遺跡調査検討委員会における検討経緯	
(5) 委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」(受託者：独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館)	
7 関係資料	125
(1) 「文化財保護法」(抜粋)	
(2) 「文化財保護法の一部改正について」(抜粋)	
(昭和29年6月22日付文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知)	
(3) 「漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱いについて」	
(昭和34年1月27日付文委記第2号 文化財保護委員会事務局長依頼)	
(4) 「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」	
(昭和35年3月15日付文委庶第26号 文化財保護委員会事務局長通知)	
(5) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」	
(平成10年9月29日付府保記第75号 文化庁次長通知)	
(6) 「水中文化遺産の保護に関する条約」(仮翻訳・抜粋)	
(7) 『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』(抜粋)	
(8) 『埋蔵文化財関係統計資料』－平成28年度－ (抜粋)	
【要 旨】	
英 文	183
中国文	188
韓国文	192

はじめに

我が国は、国土面積は世界で62番目であるが、海岸線の距離は6番目と長大であり、海を舞台とした歴史事象は非常に多い。したがって、これまで陸上の歴史事象を中心に構築されてきた我が国の歴史と文化に、これら海における歴史事象、特に、水中遺跡から得られる情報を加えることは、我が国の歴史と文化の内容をよりよく理解する上で極めて重要である。例えば、2度の蒙古襲来のうち、弘安4（1281）年の弘安合戦に際して、現在の長崎県伊万里湾の鷹島沖に集結していた元軍14万人、軍船4、400艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受けたとされる歴史事象は著名であり、これに関連する鷹島海底遺跡は、日本における水中遺跡の象徴的存在として広く知られている。

しかし、我が国ではこれまで、埋蔵文化財の保護を目的とした行政は主として陸上に所在する埋蔵文化財を対象として進められており、水中遺跡を保護しようとする機運の高まりはほとんどなく、行政的な対応や体制整備等は十分に進まない状況にあった。

こうした中、文化庁では平成24年3月に、鷹島南東部の神崎沖の海岸から南北200m、東西1.5kmの範囲を海底まで含め鷹島神崎遺跡として史跡指定したことを契機として、平成25年3月、我が国における水中遺跡保護の在り方についての指針を示すことを目的に「水中遺跡調査検討委員会」を設置し平成29年6月まで13回の検討を重ねた。また、地方公共団体の実情と意見を把握するため、平成28年1月からは、埋蔵文化財行政の主体である地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の実務担当者によって構成する協力者会議を4回開催して意見聴取、実態調査、現状分析等を行った。それと並行して、国内では水中遺跡保護に関する取組の実績が乏しいという実態を踏まえ、諸外国における水中遺跡保護の取組や水中遺跡の調査技術に関する調査・研究を行う目的で、平成25年度から平成29年度にかけて委託事業「水中遺跡の保存・活用に関する調査研究」（受託者：独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館）も実施した。

また、平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本方針（第4次基本方針）」の中では、重点的に取組むべき施策の一つとして「水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。」とされ、国として水中遺跡保護の取組に関する方向性が示された。

本報告は、我が国における水中遺跡保護の必要性、現状と課題、在り方等についての基本的な考え方を示したものである。具体的には、保護に関する実際の取組、国と地方公共団体の役割分担、国における体制整備等の在り方についての考え方を整理した。その後、解説編では関係法令との関わり、資料編では諸外国や国内における取組事例や関係資料を紹介した。

本報告によって、我が国の中水道遺跡がこれまで培ってきた陸上の埋蔵文化財行政の理念・保護手法・体制等と同様、着実に定着していくことを期待するものである。

第1章 水中遺跡とは

我が国は海に囲まれているため、海との関わりの中で人々は暮らし、そして海を舞台に人とモノが往来し、国内外の諸地域と活発な交流がなされてきた。また、河川・湖沼を介して行われてきた交流も、地域の歴史と文化を考える上では欠くことができない。海岸・海底・河川・湖沼及びそれらと連接する地域には、そのような海や河川・湖沼を舞台とする歴史事象の痕跡が数多く存在する。これが本報告で取り上げる「水中遺跡」である。

文化財保護法上の埋蔵文化財の定義である「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第92条）には、水底に所在するものも含まれる（「文化財保護法の一部改正について」（昭和29年6月22日付文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知 資料編7（2））、「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」（昭和35年3月15日付文委庶第26号 文化財保護委員会事務局長通知 資料編7（4））。したがって、水中遺跡も文化財保護法に基づき保護措置を執るべき対象となる。

ところが、我が国における埋蔵文化財の保護を目的とした行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）は、昭和40年代以降、陸上で行われる開発事業への対応が優先され体制が整備されてきたため、水中遺跡保護の取組は積極的には進められなかつた。そのため、これまで水中遺跡に対する国民の興味や関心もほとんど高まりを見せるることはなかつた。冒頭でも述べたように、水中遺跡から得られる情報は我が国の歴史と文化をよりよく理解するために欠くことのできないものであり、その内容の解明と適切な保護措置を執ることが必要である。

1. 水中遺跡の定義

水中遺跡の定義

文化庁が平成12年に報告した『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』（以下「平成12年報告」という。）では、水中に埋蔵文化財が所在する場合その場所（水中の埋蔵文化財包蔵地）を「水中遺跡」と呼び、本報告では「海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡」を対象とした（資料編7（7））。平成12年報告の考え方を踏襲し、「水中遺跡」を上記のとおり定義することとする。

ただし、ダム・溜池・河川等の水面下にある遺跡については、陸上の埋蔵文化財包蔵地として把握されすでに保護措置が執られている場合が一般的であることから、本報告では水中遺跡として取り扱わないこととする。なお、船着き場をもつ港町のような港湾関係遺跡等、陸上から水域にかけて展開して連続性と一体性が強い遺跡の水域部分については、状況に応じて、その都度、取扱いについての検討が必要である。

2. 水中遺跡の種類と特性

水中遺跡の形成要因と種類

水中遺跡といえば、座礁や暴風雨によって難破した沈没船が代表的な事例と考えられがちであり、本報告においてもそれを具体的な事例として記述する場合が多い。しかし、実際に把握されている事例の多くは遺物が確認されるだけの遺物散布地である。これらについては主に、漁業関係者やダイバー（以下「漁業関係者等」という。）による遺物の引揚げをはじめ、護岸工事・浚渫・土砂採取等に際しての不時発見、海岸・河岸における遺物散布の発見等によりその存在が認識される。

水中遺跡の形成要因は多様であるが、主に次の4点が考えられる。

- ① 船が積み荷とともに沈没した場合。
- ② 船上等から何らかの事情により積載物が投棄された場合。
- ③ 自然の営力により陸上の遺跡が水没した場合。
- ④ 港湾等の陸上から水中にかけて一體的に構築された施設が遺存している場合。

このうち①及び②については、沈没船の木質部がフナクイムシやバクテリア等の生物被害により滅失することもあるため、遺物の散布状況のみによって明確に区別することができないこともある。①及び②による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。

- 鷹島海底遺跡（長崎県松浦市）：弘安4（1281）年の蒙古襲来の弘安合戦に関係した遺跡。
- 相島海底遺跡（福岡県新宮町）：平安宮朝堂院焼失に際して筑前国から瓦が海路により搬送されたことを物語る、「警固」銘の文字瓦が出土する玄界灘の相島沖に所在する遺跡。
- 倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村）：奄美大島南西部の珊瑚礁の浅瀬に中世の貿易陶磁器のみが大量に出土する遺跡。
- 神津島沖海底遺跡（東京都神津島村）：伊豆諸島神津島沖に近世の同一規格の大量の擂鉢と硯等が出土する遺跡。
- 開陽丸（北海道江差町）：明治元（1868）年の箱館戦争に際して沈没した旧幕府軍複本武揚乗船のオランダ製軍艦。
- 幕末維新期の外国籍沈没船：安政元（1854）年静岡県駿河湾内ロシア船籍ディアナ号、安政4（1857）年沖縄県多良間島沖オランダ船籍ファン・ボッセ号、明治5（1872）年沖縄県国頭沖イギリス船籍ベナレス号。

③による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。また、陸上の遺跡が河川の流れや洪水等により浸食され、遺物が水底に二次堆積した場合もこれに含まれる。

- 粟津湖底遺跡（滋賀県大津市）：沈降により水没した琵琶湖湖底にある縄文時代の貝塚。
- 植原湖湖底遺跡（福島県北塙原村）：明治21（1888）年に磐梯山の噴火によって発生した火砕流が、川を堰き止めて生じた湖に水没した明治期の集落遺跡。

④による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。

- 史跡十三湊遺跡（青森県五所川原市）：15世紀の港湾都市遺跡。

水中遺跡の歴史的特性

水中遺跡は、水没した時点で人為的な行為が短時間もしくは一瞬のうちに停止するため、陸上に比べて遺物が高い完形性や一括性をもち、生物被害等がなければ有機質遺物の遺存状態も良好な場合が多い。例えば、倉木崎海底遺跡や神津島沖海底遺跡は同一時期に属する特定生産地の陶磁器等が海底に集積している事例として知られている。これらは目的地に向かう途中で難破した商船の積載物であった可能性があり、当時の物資流通経路の状況を示す資料として注目される。また、集積している陶磁器等の組成を分析することにより、当時の交易・商業活動等についての具体的な状況を知ることができる場合もある。

栗津湖底遺跡や檜原湖湖底遺跡のように自然環境の変化等によって水没した遺跡は、後世の擾乱等を受けておらず、当時の状況がそのまま遺存していると考えられている。このような遺跡からは、当時の集落の構造や生活に関する多くの情報が得られ、それらの復元も可能になる場合がある。

また、水中遺跡単独としての評価にとどまらず、陸上の遺跡や文献史料及び民俗誌等との関連とを一体的に評価することで、我が国全体や地域の歴史と文化をより一層明らかにできる場合もある。例えば、史跡十三湊遺跡では、中世の船着き場等の港湾施設とそれを中心に展開する港町が検出されており、往時の景観とそこを舞台とした交流の実態解明のための貴重な情報をもたらしている（資料編2、72頁参照）。

さらに水中遺跡には、近世以降の事例が多いことから、文献史料を通じて遺跡の由来や形成に関することや、人の生命にまつわるエピソードなどが伝えられることもある。中でも外国籍の沈没船については、当該期の対外交易史や外交史に関連した情報が得られるこもあり、地域史という枠組みに収まらずより広範な視点で評価する必要もある。

水中遺跡の物理的特性

水中遺跡の最大の特性は前項で示したとおりである。一方で、水中遺跡は水面下という特殊な環境にあるため次のようないくつかの物理的特性を有している。

- ① 遺跡までは潜水等によってアプローチする必要があり、その存在はもちろん範囲と内容の把握が困難なこと。
- ② 水中の諸作業には陸上とは異なる潜水等の特殊な技術が不可欠であることから、陸上の場合と比べると格段の困難と危険を伴うこと。
- ③ 水中環境の変化（水流・塩分濃度・酸素濃度・水温等）やフナクイムシ等による生物被害により、劣化や消失の可能性が高いこと。

そのため水中遺跡の調査においては、探査等で使用する機器類に関する特性の理解はもちろんのこと

と、調査の方法やそれに要する技術、安全管理やそれを実施する体制等が求められることから、陸上の場合はその内容が大きく異なる。さらに、要する費用と期間は陸上の調査と比較して増大するのが通例である。

3. 水中遺跡保護に関する現状と諸課題及び本報告の目的

水中遺跡保護の現状

水中遺跡保護にとって対処する必要のあることとしては、開発事業等の人的な行為と自然の営力による滅失等がある。我が国の海域や湖沼等で行われる掘削を伴う行為には、港湾開発を中心とした護岸・浚渫工事や橋梁建設、パイプラインやケーブルの敷設、洋上の風力発電や海底資源の開発、リゾート開発等の各種開発事業がある。

また、これとは別に、漁業関係者等による偶然の遺物採集、底引き網漁等による海底面の掘削、さらにはトレジャーハンター（本報告では「科学的な調査を行わずに水中遺跡を濫掘し、売買を目的に金銭的に価値のあるものを収集する個人又は法人その他団体」とする。）による濫掘等によって水中遺跡が破壊される場合もある。これらは概して、水中遺跡の存在自体が知られていないことや、それを国民共有の財産として保護を図る必要があるという理念が認識されず、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱わなかったために生じる、主として埋蔵文化財行政上の課題である。

このような現状は、我が国の埋蔵文化財行政が昭和40年代以降の陸上における大規模開発事業に対応することを中心に進められてきたこと、蒙古襲来に伴う鷹島海底遺跡のような発見はあったものの、特別史跡高松塚古墳や特別史跡吉野ヶ里遺跡のような国民的注目を集めるとともに、水中遺跡の発見や調査等がほとんどなかったこと、トレジャーハンターによる水中遺跡の濫掘等の実態が把握され問題になることもほとんどなかったことなど、水中遺跡保護に関する行政や国民の認識が高まる契機が乏しかったことに起因すると考えられる。

その結果、平成29年3月に文化庁が公表した『埋蔵文化財関係統計資料』では、把握されている約46万8,000箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち水中遺跡は387箇所に留まり、発掘調査も毎年約8,000件のうち1件前後と極めて少ないという状態になっている。¹

¹ 『日本漂流漂着史料』(気象研究所気象史料シリーズ3 昭和37年)には、古代以降、明治期に至るまで少なくとも600件近い漂流の漂流・漂着・難破等に関する情報が掲載されている。この資料は、六国史や風土記をはじめ、貴族の日記類、中国・朝鮮の文献、江戸幕府が嘉永6（1853）年に編纂した『通航一覧』等の限られた文献史料の中から抽出したものである。これに加えて地方文書等の地域の文献史料に記載された漂流・漂着・難破等に関する記事の悉旨調査を実施すれば、我が国の水域に存在する水中遺跡の数は現在の数を大きく超えることは確実である。

水中遺跡保護に関する課題

陸上の歴史事象を中心に構築されてきた我が国の歴史と文化に水中遺跡から得られる情報を加えることは、その内容をよりよく理解する上で極めて重要である。

その観点で、現在の水中遺跡保護に関する課題として次の3点を位置付け、水中遺跡保護の在り方を示す必要があると考えられる。

- ① 国と地方公共団体の埋蔵文化財行政において、国や地域の歴史と文化をさらに充実した内容にするためには高い歴史的価値を有する水中遺跡を適切に保護することが必要であることを再認識するとともに、広く国民にその意識の涵養を図ること。
- ② 水中遺跡を保護するための考え方及び手法の整理・検討等により、埋蔵文化財行政としての取組の基本的な在り方を明確にすること。
- ③ 水中環境の変化に影響されやすいという水中遺跡の物理的特性に対応した調査手法や保存技術を確立するとともに、保護に当たる体制の整備を図ること。

本報告の目的

本報告では前記①から③を基礎におきながら、水中遺跡保護を進めるために必要となる具体的な次の事項について、一定の方向性を示すこととする。

- ① 水中遺跡保護における「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の諸段階の在り方。
 - ② 水中遺跡保護のために必要となる市町村・都道府県・国の体制と役割。
- なお、水中遺跡保護を推進するためには、国民の水中遺跡保護に関する意識の涵養を図ることが望まれるとともに、開発事業を所管する行政機関の担当部局等において埋蔵文化財行政に関する理解を得ることも必要であるので、これらの点についても、適宜、触れることとする。

第2章 諸外国における水中遺跡保護の現状

今回の検討に当たっては、水中遺跡保護に対し積極的な取組を進めている諸外国の状況調査を行った。その目的は、日本国内における水中遺跡の調査事例が乏しい中、豊富な調査の実績と成果を上げている諸外国での水中遺跡保護に係る行政的な取組の実態と諸課題を把握し、我が国における水中遺跡保護の在り方の検討素材とするためである。

1. 諸外国における水中遺跡保護の経過

水中遺跡保護の取組と沈没船の引揚げ

諸外国では、潜水技術等が飛躍的に向上した1960年代以降、欧米を中心に国主導で沈没船の引揚げが進んだ（資料編1）。フランスのローヌ川に沈没した紀元1世紀のローマ時代の商船、10世紀頃に海峡封鎖を目的に意図的に沈められたデンマークの5隻のヴァイキング船、1545年にフランスとの海戦で沈没したイギリスのヘンリー8世の旗艦であるメアリー・ローズ号、1628年に進水直後に沈没したスウェーデン王室の軍艦であるヴァーサ号等はその代表的な事例である。これらはいずれも沈没船本体と積載物の遺存状態が極めて良く、また、歴史的意義の重要性からも自国の誇りとなる場合もあれば、それが対外的な争いに起因するならば自国のアイデンティティーの象徴として位置付けられる場合もあり、国民から高い興味と关心を得るという共通の背景を有している。同様にアジアにおいても、韓国的新安沈没船や中国の南海1号沈没船等の引揚げが国主導で行われ注目を集めた。

保護体制整備の経過

こうした経緯のもと、水中遺跡保護の意識も徐々に高まり、行政的な考え方の整理、保存処理に関する技術の向上、専用施設の整備、専門的な知識や技術を有する専門職員の配置等の体制整備に関する考え方の整理と実践が着実に進んだ。また、外国籍の沈没船の取扱いに関して旗国との対応等が必要となることや、水中遺跡保護の取組自体が諸外国との関係性の中で行われている実態に則し、1990年代以降、諸外国では水中遺跡保護を所管する専属の研究機関等の設置・整備が主に国主導で行われた。その結果、悉皆的な分布調査等も積極的に進められ、水中遺跡のおおよその範囲と内容に関する情報が着実に集約・管理されるようになつた。

開発事業に際しては、陸上と同様に事業対象地に水中遺跡が存在する場合、保護行政側は開発事業者に対してまずは計画変更を促すが、現状保存が図られない場合は原因者負担による発掘調査を実施している。なお、発掘調査の対象となる水中遺跡の多くは水没遺跡や遺物散布地であり、沈没船の事例は少ない。

また、近年では、長期にわたる発掘調査によって引き揚げられた沈没船本体や多様な積載物であった遺物について、さらに長期に及ぶ保存処理を行い、大規模な博物館等の保存公開施設を整備して、公開・活用を積極的に図る事例もみられる。この他にも、それらの保存処理や復元作業自体を公開することで水中遺跡保護に伴う作業内容の理解を促す取組や、現地保存や整備された水中遺跡を実際に見に行くダイビングツアー、水中遺跡に関する体験学習等も行われ、水中遺跡保護の重要性を国民に理解してもらうための工夫や事業を積極的に展開している。

なお、水中遺跡保護には、一般的な考古学のほかにその特性に応じた知識と技術が必要であり、大学の考古学カリキュラムに水中考古学の講義を設けて、国の研究機関と連携して水中遺跡保護に関する人材育成を行っている国もある（資料編1）。

水中遺跡保護に関する条約

1994年、「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約 解説編5）が発効した。この条約では、海洋に関する諸問題について包括的に規律し、いずれの国も海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物について保護し、協力する義務を有することなどを定めている。

諸外国において水中遺跡保護の体制整備が進められても、開発事業による水中遺跡の破壊やトレジャーハンターによる濫掘と売買が後を絶たない状況であったことを踏まえ、「水中文化遺産の保護に関する条約」（水中文化遺産保護条約 資料編7(6)）が、2001年の第31回ユネスコ総会で採択され、2009年1月に発効した（2017年8月30日時点で58か国が批准しているが我が国は批准していない）。この条約では、「水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成すもの」と位置付けられ、対象を「文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった」（第1条第1項）ものとし、その取扱いについては、現状保存を「あらゆる活動を許可し又は行う前の第一の選択肢」（第2条第5項）としている。

なお、この条約の実施状況を報告・確認する国際会議として、「水中文化遺産保護条約締約国会議」が隔年で開催され、同会議の実務組織にあたる科学技術諮問委員会が毎年開催されている。これらの会議には、締約国以外の国の関係者もオブザーバーとして参加している。

2. 諸外国における水中遺跡保護の成果と課題

諸外国における体制整備

水中遺跡保護に積極的に取り組んでいる諸外国は、自国を代表する沈没船の引揚げを主に国主導で実施してきた。その背景には、特殊分野の人員を備えた大規模な調査体制とそれに伴う多くの費用と期間を要することから、地方機関が主体となって実施することは難しいという実態がある。この国主導の取組の結果、諸外国では水中遺跡の保存と活用に不可欠な発掘調査や保存科学等の技術

が大きく進展し、それに伴い文化財保護関連部局や研究機関等の整備充実が図られ、国民の水中遺跡への関心も高まった。

一方、諸外国における沈没船や遺物の引き揚げに至る背景には、トレジャー・ハンターによる濫掘という問題がある場合も多い。第1章 2でも述べたように、水中遺跡では沈没船等に由来する交易品が完全に近い形で遺存する場合が多いことから、売買目的で濫掘する事例が多発している。この件に関しては、国際刑事警察機構（インターポール）が各国の水中考古学関連機関と連携して、水中遺跡保護の重要性を周知しながら、定期的な監視を行うなどの防止活動を進めている。

引き揚げた沈没船や遺物の保存・活用と維持管理

引き揚げた巨大な船体や多様な積載物、船内の生活用品といった実物資料等を直接に見る機会は、当時の姿や大きさを身近に感じることができるために、国民が水中遺跡の重要性を認識する大きな契機となる。

しかし、これらを引き揚げて公開・活用を行うためには、多くの費用と期間を要し、温湿度等の保存環境の整った専門施設を設置する必要がある。その上、保存処理後の劣化に伴う再処理等の継続的な維持管理が必要なことも明らかになってきた。特に沈没船本体については、その大きさから展示手法や維持管理の難しさがあり、また、釘等の金属が使用された木質部材のように、異なる材質からなる遺物の保存処理には高度な技術を要するといった課題もある。

さらに、沈没船やその積載物であった遺物の保存処理や維持管理には、専門家の配置や保存処理に関する最新技術の更新等が適宜必要であり、それを実現するために費用・技術・施設・人員等の一体的かつ安定的な確保・維持が不可欠であることも、従来以上に大きな課題として認識されてきている。

引揚げから現状保存へ

水中遺跡保護の取組が進んでいる諸外国では、国民の関心が高い沈没船の引き揚げがその契機となってきたが、そうした国々でも「水中文化遺産の保護に関する条約」の発効により、水中遺跡の取り扱いについては原則として現状保存の措置が執られるようになってきている。この考え方は、同条約の批准国だけではなく、批准していない国においても着実に浸透してきている。

また、水中遺跡の現状保存を行う場合には、陸上の場合と同様に、まず遺跡の範囲と内容を把握して保存と活用に必要な情報を得るために発掘調査を行うことが一般的である。一方、水中遺跡は環境変化による影響を受けやすいという物理的特性があるため、水中環境の変化等による劣化状況を確認する定期的なモニタリング（監視）の実施が世界的な趨勢になりつつあるが、モニタリングに係る経費や、その手法が確立していないという課題もある（解説編7）。

3. 我が国において検討を要する事項

諸外国における水中遺跡保護に関する取組の調査の結果、我が国における水中遺跡保護の在り方を検討するに当たって参考となる事項は、次の3点と考えられる。

- ① 水中遺跡の調査の実施方法と実施主体についての考え方の整理。
- ② 水中遺跡保護のために必要となる費用・技術・施設・人員等の検討。
- ③ ①及び②を踏まえ、現状保存した水中遺跡の維持・管理・活用の方法の検討。

特に、①及び②については、水中遺跡の調査は技術的に種々の困難を伴うものであり、かつ多くの費用と期間を要するという問題がある。さらに、外国籍の沈没船の調査の場合、旗国との調整等が必要という外交上の課題だけでなく、その調査の方法や精度についても、旗国で行われている調査水準を最低限、確保することが国際的には通例となっている。したがって、水中遺跡の調査においては、諸外国の先進的な調査水準を理解し、それに則った調査が必要となり、調査の実施方法と実施主体の検討に当たっても、このことを視野に入れて行う必要がある。

第3章 水中遺跡保護の現状と課題

1. 水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組

我が国では、水中遺跡保護は埋蔵文化財行政一般の取組としてこれまで必ずしも十分ではなかつたと述べてきたが、個別の取組としては、国・地方公共団体や大学等研究機関における水中遺跡の調査・保護等にそれぞれ一定程度の実績を挙げている。

(1) 地方公共団体によるこれまでの主な取組

これまでも地方公共団体では、水中遺跡保護を目的として、国庫補助により計画的に分布調査や現状保存を図るための発掘調査（以下「**保存目的調査**」という。）のほかに、開発事業に対応してやむを得ず現状保存ができない場合においては次善の策として行う記録を保存するための発掘調査（以下「**記録保存調査**」という。）を実施してきた。その代表的な事例としては次のものがある（資料編2）。

- 滋賀県は、琵琶湖総合開発に伴い昭和48年度から平成3年度にかけて、琵琶湖湖底遺跡の調査計画を定め、試掘・確認調査や発掘調査を実施し、有機質遺物については計画的に保存処理を行った。代表的な遺跡としては、縄文時代の栗津湖底遺跡や飛鳥時代の勢多橋等がある。
- 北海道江差町は、明治元（1868）年に座礁・沈没した旧幕府軍複本武揚乗船の軍艦開陽丸について、昭和50～54年度に港湾施設建設に伴い発掘調査を実施した。遺物はほぼすべて取り上げたが、船体はフナクイムシ対策として銅網で覆い海底に現状保存している。
- 長崎県松浦市は、平成4年度から鷹島海底遺跡（その一部が「鷹島神崎遺跡」として史跡に指定されている。）について、分布調査及び港湾施設建設に伴い発掘調査を実施した。また、取り上げた遺物については同市が保存処理をして展示を行っている。さらに、平成29年4月には、水中考古学の拠点として松浦市立水中考古学研究センターを開設し、史跡鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査・研究及び保存・活用等に取組んでいる。
- 福岡県福岡市は、平成6年度に将来的なリゾート開発事業に備え、蒙古襲来関連遺跡の存在が想定された志賀島周辺や玄界島沖において探査や潜水調査を行った。
- 鹿児島県宇検村は、珊瑚礁の浅瀬において12～13世紀代の大量の貿易陶磁器が散布する倉木崎海底遺跡について、平成7～10年度に発掘調査を実施した。
- 沖縄県立埋蔵文化財センターは、平成16～22年度に沖縄県沿岸地域遺跡分布調査を実施し、平成29年3月に『沖縄県の水中遺跡・沿岸遺跡－沿岸地城遺跡分布調査報告－』を刊行して、143箇所で220件の水中遺跡及び関連文化財等の存在を把握・報告した。

(2) 大学等研究機関によるこれまでの主な取組

我が国における水中遺跡の調査は、学術目的調査として明治期に始まったが、その代表的な事例としては次のものがある（資料編2・5）。

- 長野県諏訪市の曾根遺跡は、明治41（1908）年に諏訪教育会による地質調査に際して諏訪湖の湖岸から450m沖合において縄文時代草創期の遺跡が発見され、杭上住居説や湖底水没説等によるいわゆる「曾根論争」を引き起す契機となった。
- 滋賀県葛籠尾崎遺跡は、琵琶湖北部の水深70mの湖底にある縄文時代や古代の遺跡である。大正13（1924）年に漁業関係者が引き揚げた縄文時代早期の土器等によって遺跡が発見され、小江慶雄（京都学芸大学、現京都教育大学）の調査を嚆矢として、現在までいくつかの大学等研究機関により継続的な調査が行われている。
- 鷹島海底遺跡は、茂在寅男（東海大学）が昭和55～57年度に、西谷正（九州大学）が平成元年度～3年度に、池田榮史（琉球大学）が平成18～27年度に、それぞれ学術目的調査を実施した。これまで確認されている2隻の沈没船は、池田榮史による調査に際して発見された。
- NPO法人水中考古学研究所（昭和63年に設立。平成19年にNPO法人に認証された。）は中国歴史博物館水下考古研究室との南海1号沈没船の共同調査をはじめ、シリア沖沈没船や惟定いは丸等の調査を行い、また、『水中考古学ニュース』を発行して最新情報の発信や普及活動も進めている。
- NPO法人アジア水中考古学研究所（昭和61年に九州・沖縄水中考古学協会として設立。平成17年度に改称・改編してNPO法人に認証された。）は、平成21～23年度に公益財団法人日本財団の助成を受け『海の文化遺産総合調査プロジェクト』『水中遺跡データベース作成と水中考古学の推進』を実施した。その成果として平成24年度に『総論・九州編』『南西諸島編』『瀬戸内編』『日本海編』『太平洋編』『全国水中遺跡地図』を刊行した。

(3) 文化庁によるこれまでの主な取組

文化庁では、昭和50年代から地方公共団体が実施する水中遺跡保護の取組についての技術的・財政的支援を行ってきており、本章1（1）で示した地方公共団体による保存目的調査としての取組への支援はその代表的な事例である。

また、文化庁が主体となって行った水中遺跡保護に関する調査研究は、滋賀県の栗津湖底遺跡を対象にした『遺跡確認方法の調査研究 昭和55年度実施報告－水中遺跡－』と平成12年報告にまとめられている。前者は、昭和55年度から平成5年度まで、把握が困難な条件下にあるさまざまな遺跡の保存方法等についての検討を目的とした「遺跡保存方法の調査研究」の一環として行われたものである。後者は、長崎県松浦市（旧鷹島町）に所在する鷹島海底遺跡における一連の調査を対象に、我が国における水中遺跡調査の歴史、水中遺跡の実態把握、発掘調査方法の検討、文化財保護法と水中遺跡の関係性の検討等を踏まえ、水中遺跡の所在に関するアンケート調査を実施して216箇所の水中遺跡を示したものである。

水中遺跡の件数については、平成29年3月に文化庁が公表した『埋蔵文化財関係統計資料』では、約46万8,000箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち387箇所となっている（なお、平成24年度調査で周知された水中遺跡は512箇所としているが、これはこの時点での水中遺跡の定義が不明確であったことによるものである。）。

2. 水中遺跡保護に関する行政的な課題

文化庁及び「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が報告した『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）』（平成20年3月31日）（以下「平成20年報告」という。）では、次のように埋蔵文化財の保存と活用を4段階に分けて整理している。

埋蔵文化財行政の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのためには①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における（ア）埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査（以下「保存目的調査」という。）、（イ）記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査を行うこととなる。

この考え方は水中遺跡保護にも適用すべきものであるが、「把握・周知」「調整」「保存」「活用」のいずれの段階においてもそれぞれに水中遺跡保護特有の課題があると考えられる。ここでは水中遺跡の特性を勘案しつつ、各段階における課題と保護のための体制に関する課題を抽出・確認することとする。

（1）把握・周知

把握

水中遺跡の範囲と内容を把握しておくことは、その保護のために欠くことのできない重要な基本的な取組である。しかし、水中遺跡に関しては、これまで水中遺跡の定義や水中遺跡として扱う範囲等の取扱いについて共通認識がなく、範囲と内容を把握するための具体的な調査方法も確立していなかったため、地方公共団体間で大きな差異（粗密）が生じているのが現状である。このことから、基礎的な条件整備として水中遺跡の定義を明確化し、統一された標準の下にその範囲と内容を把握することが必要であると考えられる。

周知

水中遺跡が存在していても、それが周知の埋蔵文化財包蔵地とされていなければ、文化財保護法

第93条・第94条（以下「法第93条・第94条」という。）に基づく開発事業者への届出・通知の義務付けや指示・勧告その他協力依頼や協議等の実務が適切に行われることになる。したがって、水中遺跡の範囲と内容が把握されればそれを周知の埋蔵文化財包蔵地として決定し広く周知する必要がある。

一方で、これまで、水中遺跡の存在が開発事業を所管する行政機関の担当部局等や民間の開発事業者等に知られていない、あるいは水中遺跡についても陸上と同様に保護のための制度・行政上の対応が必要であることが知られていないことから、開発事業に際しての水中遺跡保護に関する適切な対応が十分に行われてこなかったという経緯がある。そのため、今後の水中遺跡保護のためには、水中遺跡の範囲と内容を把握し、保護に関する制度と行政の役割を関係する行政機関の担当部局等や民間の開発事業者等に周知する仕組みを整えることが必要である。

（2）調整

開発事業に際しては開発計画と水中遺跡保護の両立に向けて調整し、その取扱いを決定することが必要である。すなわち、開発事業者に対しては遺跡の現状保存を図るための計画変更を促すことや、やむを得ず記録保存調査を行うことが求められる。その際、水中遺跡の発掘調査に特有の調査方法とそれに必要な費用と期間等が主な協議事項となる。

このような調整を適切に行うには、水中遺跡の範囲と内容が十分に把握されていることと、調整の過程でさらに遺跡の状況を詳細に把握するために必要な試掘・確認調査を実施する場合に、探査や潜水作業等の方法とその有効性についての共通認識を形成することが不可欠である。

また、海面や内水面における漁業権を有する漁業者との調整、水難救助法に基づく取扱いの要否に関する関係者との調整等、開発事業と直接的な関係をもたない者との調整も必要になるので、埋蔵文化財行政としての標準的な対処方法を確立する必要がある。

（3）保存

水中遺跡に関する取扱いにおいても、陸上の場合と同様、原則として現状のまま保存する「現状保存」と、やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合に行う「記録保存調査」がある。しかし、いずれの保護措置を執るにしても、水中遺跡の場合はその特性上、陸上の場合とは手法等が大きく異なる。そして、個々の水中遺跡の内容に応じて適切な保存手法を執らないと、その保護が適切に図られないことになる。また、沈没船やその積載物等に代表されるように水中遺跡の中には、「遺構」を伴わず遺物の散布のみが把握されているものも多くあり、その場合は遺物の取上げが水中遺跡の滅失に直結することになる。取り上げた遺物に関しては、保存処理のための技術や保管する施設・設備が適切でなければ、その保存・活用の措置が十分にできないことになる。

これらに関しては、現時点では定着した取扱いの手法等が確立していないため、多くは今後の課題として継続的な検討が必要である。

（4）活用

水中遺跡についても陸上の場合と同様に、遺跡と遺物のもつ価値をさまざまな手法によって公開・活用する必要がある。ただし、それ自体を現地に保存して活用することには困難を伴うことから、これまで取り上げられた遺物を保存処理した後に、博物館等で展示することが一般的である。諸外国で行われているような保存処理や復元作業の公開をはじめ、水中遺跡を実見するダイビングツアーや水中遺跡に関する体験学習等の開催は、我が国ではまだ限られた一部の事例に留まっているのが現状であり、その多くは今後の課題である。

（5）水中遺跡保護を図る上で必要となる措置

水中遺跡保護に関しては、遺跡の内容や遺存状態等を確認した後に、現状保存とその後の状態変化をモニタリングすることが国際的な標準となっている（解説編7）。我が国においても同様の考え方と手法を採用する場合は、水中遺跡の特性に適合した考え方の整理と具体的な手法について十分に検討しておく必要がある。

また、水中遺跡の調査の際に生じる漁業関係者等との調整、個人の拾得物とされることの多い海から引き揚げられた遺物に文化財保護法が適用されることについての周知、外国籍の沈没船本体及び積載物の取扱い、トレジャーハンターによる盗掘への対応方法等についても、標準的な保護措置を見定めておく必要がある。

（6）体制

現状では、国・地方公共団体ともに、埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）のうち水中遺跡保護に不可欠な知識・技術・潜水士資格等をもつ担当職員はほとんど配置されておらず、探査や保存処理を行う機器を備えた施設や公開のための専用の展示施設等もほとんど設置されていない。水中遺跡保護の取組を適切に行う前提となるこれら体制の整備が基本かつ重要な課題と考えられる。

第4章 水中遺跡保護の在り方

1. 陸上の埋蔵文化財行政との共通点と相違点

本報告の冒頭で確認したとおり、水中遺跡も文化財保護法に基づく保護の対象とされるものであり、陸上に所在するか水中に所在するかに関わらずその保護の基本的な考え方は同じである。しかし、水中遺跡は水中という特殊な環境と条件の下にあるため、保護のための「把握・周知」「調整」「保存」「活用」のそれぞれの段階における方法や、保護のための体制構築等において陸上の埋蔵文化財行政とは異なる点も多い。本章では、水中と陸上の遺跡とその保護に関する共通点と相違点を確認した上で、我が国における水中遺跡保護の在り方を示す。

（1）共通点

埋蔵文化財行政は、地域に所在する遺跡の範囲や内容を把握し、国民の理解と協力を得ながらその価値に応じて適切に保存することであり、埋蔵された状態のまま将来に伝えていく「現状保存」を基本とする。他方、開発事業に際して事業計画との調整を図った上で、やむを得ず記録保存調査を行い、出土文化財や記録類を確実に保存するとともに、発掘作業から整理等作業にいたる発掘調査全般の成果を的確にまとめた報告書を刊行することが求められる。

こうした考え方は、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）』（平成10年9月29日付府保記第75号 文化庁次長通知）（以下「平成10年通知」という。）、平成20年報告等により示してきたところであり、水中遺跡保護にも共通するものである。

「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成10年9月29日府保記第七五号 文化庁次長通知）」（抜粋）

（1）埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形成する重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

（2）埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護にあたっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に継続的に取り組むこと。

（3）開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

（4）関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのため講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

(2) 相違点

水中遺跡は水中という特殊な環境と条件の下にあるために、主に次の点において陸上の遺跡とその保護について相違点がある。

- ① 水中遺跡の発掘調査は、水中での掘削、記録、遺物の取上げなどの作業を行う必要があることから、潜水技術と資格及びそれに必要な装備や設備が不可欠であること。
- ② 調査のうち主に潜水作業時においては格段の困難と危険を伴うため、安全管理が極めて重要であること。
- ③ 調査に要する費用と期間が陸上の調査よりも増大すること。
- ④ 陸上に比べて、有機質遺物が極めて良好に保存される場合が多いことから、取り上げた時には保存処理を必要とする遺物が増えること。また、中には保存処理に際して特別な対応が必要な船材等の大型遺物が含まれる場合もあること。
- ⑤ 木製の船材と材質の異なる船金具が一体となる遺物等の保存処理に関しては、高度な専門的技術が必要になること。
- ⑥ 海域においては地方公共団体の行政区画の境界は明確でないため、水中遺跡保護を所掌する地方公共団体を決定するに当たっては、隣接する地方公共団体間の連絡調整が必要となること。
- ⑦ 水中遺跡の調査等に際しては、文化財保護法以外にも関連する法令の適用を受ける場合があること。
- ⑧ 主として外国籍の沈没船に由来する遺物の所有権等の取扱いに関して、旗国との調整等を要する場合があること。

水中遺跡保護の適切な実施のためには、こうした陸上との相違点に対応した取扱いや調査方法を確立し、その客観化・標準化を図るための取組を進めていかなければならない。

2. 水中遺跡保護の在り方

(1) 把握・周知

把握・周知の考え方と水中遺跡の特性

平成10年通知では、埋蔵文化財包蔵地の把握・周知の方法として、次のことが示されている。

(二) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地塊に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

前述によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行って、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

水中遺跡の範囲と内容を的確に把握しておくことは、国民に保護すべき対象を明確に示すという観点から重要かつ基本的な取組である。それは水中遺跡を現地に保存し活用する場合はもとより、開発事業に際して当該水中遺跡の現状保存を図るために調整を行う場合の行政判断の前提要件となる事柄であるため、可能な限り高い精度で遺跡の範囲と内容を把握しておくことが必要である。

しかし、水中遺跡の場合には、遺跡及び遺物の有無や埋蔵文化財包蔵地としての範囲を確認するための現地調査は、陸上における分布調査のような費用と期間で行えるものではない。したがって、水中遺跡の調査については日頃からそれに備えた措置を講じておく必要がある。

把握の方法と手順

平成10年通知に示された遺跡の範囲と内容の把握の手順は次のとおりである。

- ① 過去の調査成果の検討等を行うこと（既知の資料・情報の分析）。

② 分布調査や試掘・確認調査等を実施し範囲と内容を明確化すること（現地調査）。

③ 新たな情報に基づき更新と高精度化を図ること（情報の更新）。

水中遺跡の場合は、現地へのアプローチが困難であるため②の手順の前に予備的な調査が特に重要になる。

第1章及び第3章で紹介した水中遺跡の存在が確認された契機は、およそ次の4種類に類型化できる。

○ 渔業関係者等により水中あるいは沿岸部で遺物が採集されたもの（鹿島海底遺跡等）。

○ 文献史料や地域の伝承により存在が想定されていたもの（檜原湖湖底遺跡等）。

○ 工事による不時発見（倉木崎海底遺跡等）。

○ 陸上の遺跡と一体となっているもの（史跡十三湊遺跡等）。

このことを踏まえると、水中遺跡の範囲と内容の把握のためには、まずは次のような予備的な調査により情報を収集することが必要である。

① 渔業関係者等から、水中からの遺物の引揚げや沿岸部等における遺物の採取情報、水中における人工物の目撃情報等について聞き取り調査を行うこと。

② 文献史料等の記録類について、地域の歴史研究者の協力を得ながら精査し、船の漂流・漂着や沈没記事や伝承、災害等による集落等の水没記事、水中からの遺物の引揚げに係る記事等を調査すること。

③ 過去の沿岸開発に伴う遺構・遺物の発見記録の有無について調査すること。

現地へのアプローチが困難であるということから、陸上のように現地調査を悉皆的に実施するのではなく、現実的ではないため、「既知の資料・情報の分析」を徹底的に行い、まずは可能な限り水中遺跡の存在する可能性のある場所を絞り込む必要がある。

範囲の絞り込み

既知の資料・情報の分析により水中遺跡の存在の可能性が確認された場合、次の段階としてその範囲と内容の把握が必要となる。水中遺跡の正確な範囲と内容を把握するためには現地調査が必要となるが、調査費用や期間等の問題が予想されることから、それを開始するまでに可能な限り現地調査すべき対象範囲を絞り込むことが必要である。

例えば、港湾遺跡等の陸上部分と一体として機能した水中遺跡については、沿岸部等の踏査を行うことで範囲を把握することができる。また、水深が浅く透明度が高い水域では、水上からの目視により比較的容易に水中遺跡の範囲を絞り込めることがある。

しかし一方で、水中遺跡が存在する可能性のある地点が沖合の場合や水深が深い場合、あるいは史料によりその存在が確認されていても遺物の採取情報に乏しい場合等においては、実施する現地調査はその対象が広大になることが予想される。したがってその着手に際しては、相当な費用と時間を要することが想定されるため、綿密な調査計画を立て体制を整備することなどを十分に考慮して対応することが必要である。

史跡鷹島神崎遺跡の場合は、長年にわたる調査の結果、遺物は海底地形の変換点に集中する傾向が明らかになっている。また、周辺よりも海底地形が深くなる場所は、船舶の航路になりやすいため、沈没船や船舶から投棄された積載物の集積が確認される可能性が高いことが一般的に知られている。このように、海底の地形は水中遺跡の立地と関係していると考えられるため、目視等による範囲の絞り込みが困難な場合は、現地調査を行う前に海図等により海底の地形を把握し、より遺物等が見つかる可能性の高い箇所を調査対象とすることが必要である。

現地調査

ここまで手順で水中遺跡の存在が具体的に想定された場合は、将来的に開発事業が想定されるもの、あるいは歴史上重要な意味をもつ水中遺跡であると想定されるものなど、行政的な対応の必要性が高いものを優先して現地調査を実施することが望ましい。現地調査は、水上からの各種探査（資料編4）や無人探査機（水中ロボット、資料編4）による目視調査を基本とするが、水中遺跡の性格・属性等で決定のために遺物の取上げが必要な場合は潜水作業（解説編6）による調査を行うこととなる。

周知

範囲と内容が確認された水中遺跡については市町村と都道府県の教育委員会が協議の上、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として決定し、周知の徹底を図るための措置を講じる必要がある。平成10年通知では、周知に当たっての留意点として次のことが示されている。

都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ることと。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。（中略）

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

この方法は基本的には水中遺跡の場合も同様で、遺跡範囲を遺跡地図や台帳には「面」で示すことが必要である。ただし、厳密な位置や範囲の特定が困難であるという水中遺跡の特性を踏まえれば、周知の埋蔵文化財包蔵地を暫定的に「点」で示すことも考えられる。また現地調査の結果として仮に遺物等が確認できなくとも、文献史料等の記録類や漁業関係者等からの情報の精査により水中遺跡の存在が想定される場合は、参考情報として遺跡地図や台帳に記録を残し開発事業に備えることも必要である。

なお、水中遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地にする場合、名称については地名や地元で親しまれている名称を付すことが一般的であるが、調査成果に基づき沈没船名等を付すことも考えられる。

埋蔵文化財包蔵地として扱うべき水中遺跡の範囲

周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の対象とする水中遺跡は、平成10年通知で示されている次の原則によることとなる。

- ① おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- ② 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることが可能のこと。
- ③ 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象と可能のこと。

しかし、水中遺跡の具体的な事例をみると、近世・近現代に属するものが多く、その中には外国籍の沈没船の事例も含まれている。これらについては文献史料が残されている場合も多く、地域間の交流史だけではなく外交史まで具体的に知ることのできる事例として重要である。このような特性を踏まえると、水中遺跡に関しては単に当該地域の歴史と文化における重要性という観点だけではなく、国内外における物流・交易・商業活動等や対外外交史・外交史等といった、我が国の歴史と文化との関わりという広い観点から保護対象とすることも重要である。

なお、我が国における水中遺跡保護は、国内法である文化財保護法の適用範囲となる領海内に所在するものが対象となる。

(2) 調整

開発事業の把握

平成10年通知では開発事業との調整について次のことが示されている。

三 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成九年八月七日付け令保記第一八三号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。

(一) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に關係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(二) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うにあたっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

- ② 事業者との事前協議にあたっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得よう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。
- (三) 発掘調査の円滑・迅速化
- 開発事業との調整の結果行方する記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。
- ① 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
- ② 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。
- ③ 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

周知の埋蔵文化財包蔵地とされた水中遺跡における開発事業について、法第93条・第94条に基づく届出・通知が必要となる。平成10年通知では、開発事業はできるだけ早期に把握するよう努める必要があることが指摘され、そのための具体的な対応として開発事業を所掌する行政機関・部局等との間の連携を強化し、各機関・部局等に関係する開発事業計画の早期の把握と適切な事前調整に努める必要があるとされている。

水中遺跡の所在地における開発事業は港湾・海浜等における公共事業の場合が多いと考えられるので、各地方公共団体の教育委員会においては次のような措置を講じておくのが有効である。

- ① 港湾・漁港・漁場の整備、海岸の保全、沿岸道路や橋梁の整備、埋立工事等における開発行政を所掌する機関等に対して、水中遺跡保護に関する行政的な内容及び水中遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地及び水中遺跡の存在が想定される区域）の情報を提供しておくこと。
- ② 前記①の機関等との間で経常的に相互の情報提供・共有関係を保ち、特に開発事業については計画段階から文化財保護部局が水中遺跡保護に関与できるようにしておくこと。

調整

開発事業計画が把握され、あるいは法第93条・第94条の届出・通知が行われた場合は、水中遺跡保護の視点から開発事業計画との調整が必要である。その際、陸上の場合と同様、開発事業者に対して水中遺跡保護の重要性を丁寧に説明し、理解と協力のもとで極力、現状保存されるように努める。そして、開発事業を避けて現状保存する必要があるものと、やむを得ず記録保存調査を行うものに区分し、それらについて必要な取扱いに関する具体的な諸事項等を協議して決めていく。

水中遺跡の場合、その有無や具体的な範囲や内容・価値等が明確でないものが多いことが想定されるため、調整段階における取扱いが特に重要である。開発事業者の理解と協力を得ながら、「把握」のプロセスと同様、情報収集や各種探査等を経た上で、必要に応じて潜水作業等を行ってその範囲と内容の把握に努め、適切に行政判断を行うこととなる。

なお、水中遺跡に係る調整に際しては、陸上の場合は異なる観点からの関連法規への留意が必要な場合がある。例えば、現地調査を実施する水域に漁業権が設定されていればその権利保有者等との事前調整（解説編1）が、調査手法によっては各都道府県の漁業調整規則の担当部局への事前協議が必要になる（解説編2）。また、地質のサンプリング調査を行う場合には、その調査方法によっては鉱業法の所管部局との協議も必要になる場合がある（解説編3）。調査による出土品は、社会通念上も埋蔵文化財と認められることから、基本的に水難救助法に基づき市町村長に提出する必要があるものではなく、遺失物法及び文化財保護法に基づき取扱うことが原則であるため、この旨を事前に市町村の水難救助法の所管部局と認識を共有しておくことが望ましい（解説編4）。

こうした水域に係る行政を担当する関係機関においては、必ずしも水中遺跡保護の意識は定着していないと考えられる。したがって、国及び都道府県・市町村の教育委員会は、関係機関の担当部局に対し水中遺跡保護の意義と必要性を説明するとともに、水域における開発事業者あるいは関係権利者に対して、現状を改変する行為に際しては水中遺跡保護との調整が必要となることについて理解を得るように努めることが必要である。

大規模開発への対応

水域における開発事業の大部分は、港湾・漁港・漁場の整備、海岸の保全、沿岸道路や橋梁の整備、埋立工事等の大規模なものである。これらが計画される場合には、平成10年通知に則り開発範囲における水中遺跡の有無を確認するために行う分布調査、試掘・確認調査等を事前に実施する必要があると考えられる。すなわち、大規模開発が行われる水域においては、基本的には本章2（1）で示した調査を実施するという方法が考えられる。その際には、事業者の理解と協力を得て当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うことや、必要な調査を効率的に行うように努めることが望ましい。

（3）保存

保存の形態

水中遺跡の保存に関しては、主として次のような方法・形態がある。

- ① 繼続的な調査により重要なものであるとされたものに対して、文化財保護法又は地方公共団体の文化財保護に関する条例による史跡指定等。
- ② 開発事業計画との調整等の結果、事業計画の変更により事業対象外とされたものの現状保存。

③ 開発事業計画との調整等の結果、やむを得ず行う記録保存調査。

これらのうちいざれを選択するかについては、当該水中遺跡の価値、開発事業側の事情等を勘案して的確に判断し、適切に対応することが必要である。

①の水中遺跡の史跡指定等に関しては、陸上の場合の同意の取得範囲、指定範囲の表示方法等、事務手続きにおいて若干の違いはあるものの、基本的には同じである。

②に該当する水中遺跡は、さらに調査等を重ねて将来的には①へ移行する場合もあると考えられる。ただし、開発事業の対象にならなかった場合の現状保存措置は、陸上の場合はそのまま現状保存すればよいものがほとんどであるのに対して、水中遺跡の場合は置かれている環境との関係で劣化や破壊の進行を防ぐための措置を講じておく必要がある場合もある。そのため、現状保存となつたものについては①の指定等の対象になつたものに準ずる継続的なモニタリングが必要である。

③に関しては、都道府県又は政令指定都市の文化財保護部局等による指示等に基づき、開発事業者が当該地方公共団体等に委託して記録保存調査を実施することになる（資料編2）。なお、調査を進める中で水中遺跡の重要性が判明した場合においては、速やかに開発事業者と事業計画変更等の再調整を行い、現状保存に向けた措置を講ずる必要がある。

保存の措置

前記①及び②における保存の具体的な手法は、水中遺跡保護の取組が進んでいる諸外国の事例を参考にすると、次のような措置が一般的であると考えられる。

- (i) 波浪・水流等によって遺跡の破壊や遺物の拡散が起らぬよう障壁や覆い土等を設けること。
- (ii) 木質の遺物についてはフナクイムシ等による生物被害を防ぐために土で覆い銅網のカバーを設置するなどして、露出を防ぐこと。
- (iii) 前記①及び②の措置を講じた場合を中心に、現場でのモニタリングを継続的に行い、現状把握を行うこと。

前記③の記録保存調査の場合、範囲や内容を確認するための調査に比べて調査の規模が格段に大きくなるが、水中における発掘調査に関する標準的な手法が現時点で確立していないことに加え、水中における発掘調査の経験と技術をもっている専門職員等が少なく、現状では調査の実施には相当な困難を伴うことが予想される。そのため、本報告で取り上げている調査事例（資料編2）を実施した地方公共団体から情報提供を受けるなどして、個別に適切な対応を行うことが求められる。

前記①及び②に関しても発掘調査が必要な場合が多いと考えられるので、水中遺跡の適切な保存を行っていくためには、今後は行政目的及び学術目的の調査実例をさらに積み重ねつつ記録保存調査をはじめとする各種の発掘調査技術を開発していく必要がある。また、水中で発掘調査を実施するためには、後述する市町村・都道府県・国の役割分担を踏まえつつ、それぞれが対応可能な体制を整備していく必要がある。

具体的な調査の手法と技術等に関しては文化庁が平成22・25年に刊行した『発掘調査のてびき』に「水中遺跡調査編」（仮称）を加えるとともに、専門職員の養成を目的とした研修等の取組を進める必要がある。なお、水中遺跡の発掘調査に関する基礎的な知識と技術をもった人材の育成については、考古学等の講座を有する大学等研究機関に期待したい。

（4）活用

水中遺跡の活用には、次のものが考えられる。

- ① これまで漁業関係者等や発掘調査によって取り上げられた遺物の公開。
- ② 水中遺跡に関する情報の公開。
- ③ 水中遺跡の発掘調査成果の公開。

具体的方法としては、講演会やシンポジウム（研究成果や発掘調査成果等の講演会）、展示会（連報展や企画展等）、広報資料（ホームページへの掲載やパンフレットの作成等）、見学会（保存処理や復元作業過程の公開、ダイビングツアー、水上からの箱眼鏡による観察や沿岸部からの現地説明会等）等が考えられる（資料編3）。

また、報道等を通じて発掘調査の成果を調査の実施中に公表することは、水中遺跡保護の意義を広く国民に周知する上で重要であり、記録保存調査に際しても開発事業者の理解と協力のもと、積極的に実施することが望まれる。しかし、実際には調査現場の公開や現地説明会を行うことは難しく、例えば水中遺跡に近接した海岸等において、具体的な調査方法や成果の説明を行うことに加え、引き揚げた遺物を公開・活用するなどの工夫をすればより効果的と考えられる。

なお、活用において遺物等の劣化対策が必要であることはあらゆる文化財に共通のことであり、保存の視点を第一とする公開・活用の手法等への適切な配慮が必要である。

（5）水中遺跡の調査の際に必要な留意点

沈没船及び積載物であった遺物の取扱い

調査によらず引き揚げられた遺物についても、陸上の場合と同様、遺失物法及び文化財保護法による取扱いが必要である。所有者が明確な場合には、民法及び遺失物法に基づき所有者に返還する手続きが発生する。また、外国籍の沈没船や積載物については、過去の事例や諸外国での対応等を参考にした措置が特に必要である。さらに、トレジャーハンターによる濫掘は刑法等が関係する違法行為であることも周知する必要がある。

水中遺跡保護に係る費用

記録保存調査を行う場合、原則として開発事業者に費用負担を求めることになる。なお、地方公共団体が行う分布調査、試掘・確認調査、現状保存を目的とする調査、取り上げた遺物の保存処理や活用事業については、陸上の場合と同様に国の補助制度の対象になる。

沈没船の引揚げ

我が国では沈没船を引き揚げた実績はないが、諸外国の事例を踏まえると、引き揚げられた船体や積載物等の実物資料を適切に保存処理し、保存環境の整った施設内において多様な公開・活用を行うことにより、国民の水中遺跡への関心が高まる事例が多く認められる。同様に我が国においても、水中遺跡保護の意識向上や水中遺跡に関する総合的な調査研究等の必要性が高まれば、沈没船の引揚げを行うことも考えられる。

ただし、その実施に当たっては、保存と活用の両面から総合的に十分検討した上で判断する必要がある。その際、当該沈没船の歴史的意義とその遺存状態や引揚げに対する社会的要請等を勘案するとともに、その引揚げとその後に必要となる人的体制と施設の整備等、そしてそれに要する費用等を総合的に検討して判断することが求められる。

3. 水中遺跡保護の体制

埋蔵文化財行政における市町村・都道府県・国の役割分担については、基本的には平成26年10月の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」による『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について—これから埋蔵文化財行政に求められる体制一』の報告第3章「地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制について」に示されている。これにより、水中遺跡の保護も基本的には地方公共団体が体制を整備して実施することとなる。

しかし、これまでの経緯からして、地方公共団体で水中遺跡保護のための行政的な枠組みを形成するには時間を要することが予測される。また、現状では水中遺跡に関する知見をもった専門職員の配置と育成は進められていないのが現状で、必要な機材や施設の整備も今後の大きな課題である。さらに外国籍の沈没船を調査する場合は、その旗国との調整が必要となるため、世界的に水中遺跡の保護は一国家の単独の問題に留まらず、諸外国との関係性の中での対応が必要になるなど、陸上の場合は異なり一地方公共団体では対応できない事情もある。

したがって、陸上の埋蔵文化財保護に関しては、昭和40年代以降、文化庁や独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が地方公共団体に対する行政的・財政的・技術的支援を行って現在の地方公共団体の体制整備を推進してきたように、水中遺跡保護に関してもまずは国が自ら体制を整備し、地方公共団体に対しては行政的・財政的・技術的な支援を行いながら体制整備と保護の実行を促していく必要があると考えられる。

一方、地方公共団体は、市町村・都道府県との役割分担を明確にした上で水中遺跡保護についても国による支援を受けつつ、国と連携した取組を進めることを検討し、長期的な展望に立って段階的に自らの体制を整備することが必要である。

（1）市町村の役割

市町村は基礎的地方公共団体として、水中遺跡保護においても、域内の水中遺跡の範囲と内容の把握・周知、開発事業動向の早期把握、開発事業者との調整、発掘調査を含めた保存や活用の措置等について初期段階の対応を行うことが求められる。

先述したとおり水中遺跡の範囲と内容を把握するための基礎となる情報の多くは、「既知の資料・情報の分析」によって得られる。の中でももっとも基礎となる漁業関係者等が有する情報の収集窓口となるのは市町村である。したがって、まず市町村は漁業関係者等への聞き取り調査を積み重ね、漁業関係者等が積極的かつ容易に情報提供を行うことができる関係を構築することが重要である。

また、水域の開発事業に対する権限は都道府県が有している場合が多く、市町村より先に都道府県が開発事業を把握し、調整の窓口となる場合もあるため、都道府県との連絡体制を密にしておく必要がある。

以上のことから、市町村においては域内の水中遺跡保護を図るために、具体的には次のような措置を講ずることができる体制を構築し、その充実を図ることが必要である。

- ① 水中遺跡の範囲と内容、その保護に関する制度や具体的な手続等に関する情報を公開すること。
- ② 漁業・港湾関係者、各種開発事業を所管する行政機関内の担当部局や民間の開発事業者に対し、水中遺跡保護の必要性と重要性及び保護行政の内容に関して理解を求め、それらとの協力関係を構築すること。
- ③ 地域住民に対しては、水中遺跡に関する様々な情報公開・活用事業を企画し、水中遺跡保護の重要性を知ってもらうよう働きかけること。

（2）都道府県の役割

都道府県は広域の地方公共団体として、広く国内における物流・交易・商業活動等や対外交易史・外交史を踏まえて域内の水中遺跡の価値を多角的かつ総体的に捉え、それぞれの内容に応じて適切な保護措置を講ずることが必要である。また、埋蔵文化財に関する基本的な法的権限を有することから、市町村と連携しながら域内の水中遺跡の保護を進めることが求められ、具体的には次のような措置を講ずることが必要である。

- ① 市町村が把握した水中遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。
- ② 開発事業との調整において、現状保存・記録保存等の取扱いについて判断し決定すること。
- ③ 市町村に対し水中遺跡保護を行うために必要な助言・支援を行うとともに、市町村間及び国との連絡・調整を行うこと。
- ④ 市町村との役割分担を行った上で、市町村では対応できない規模や内容の業務については主体的かつ積極的に協力すること。

- ⑤ 港湾・漁港・漁場の整備、海岸の保全、湾岸道路や橋梁の整備、埋立工事等の各種開発事業を所管し、又はその許認可権限を主に有する都道府県内の関係部局に対し、水中遺跡保護の重要性や保護のための制度・行政や具体的な手続等に関して情報提供し理解・協力を求めること。
- ⑥ 水中遺跡に関して域内の水中遺跡を多角的かつ総体的に捉えて、その歴史性や特性を広く情報発信するなどの公開・活用事業を企画・実施すること。

都道府県が上記の役割を果たすには、長期的な展望に基づいた体制整備を図る必要があり、そのためにはまず水中遺跡保護も含めた埋蔵文化財保護全般を適切に行うことができる専門職員の配置から着手することが望ましい。

（3）国の役割

国は、諸外国において先行的に進められている保護の取組を参考としつつ、常にその最新情報を把握して世界的な水準や動向を踏まえながら、地方公共団体に対しては中・長期的な取組の指針を示すために、自ら体制整備を進めることが重要である。また、水中遺跡保護に関する課題の抽出及び改善について高度な調査研究を推進し、地方公共団体を強力に支援するため、業務に関する方向性の提示、具体的な調査等に関する技術的助言及び財政的支援等に取組んでいく必要がある。また、重要な遺跡については地方公共団体との緊密な連携のもと史跡指定を図り保護の万全を図る必要もある。

したがって国においては、地方公共団体等への支援のため次のような体制の充実を図る必要がある。

- ① 諸外国で行われている水中遺跡保護の動向とその世界的な標準を把握してそれを我が国の取組に反映・定着させるとともに、自らが水中遺跡の発掘調査を行う能力を有して地方公共団体の取組を支援し、地方公共団体の専門職員に対しては水中遺跡保護に関する行政的な研修も行うことができる文化財調査官を配置すること。
- ② 水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構の内部に設けることも視野に入れ、諸外国における水中遺跡の実態把握、水中遺跡の調査・保護に関する専門的技術の研究開発、地方公共団体等に対する技術的支援や研修等を継続的に実施できるようすること。

おわりに

我が国においては、陸上の埋蔵文化財保護については世界的にも極めて充実した仕組みと体制を構築してきたが、水中遺跡保護に関する考え方の整理や体制の構築については十分な措置が図られてこなかったという実態がある。本委員会では、我が国における水中遺跡保護の在り方を明らかにするために、諸外国での保護の現状についての調査を行いながら5年間にわたって検討を重ね、我が国の埋蔵文化財行政の基本的な構成である「把握・周知」「調整」「保存」「活用」に即して水中遺跡保護の在り方を整理し提示した。

本報告を受けて、国・都道府県・市町村のそれぞれにおいて水中遺跡保護のための積極的な取組が進められ、陸上における発掘調査等により明らかにされた各地域の歴史と文化に関する知見と水中遺跡から得られる知見とが一体となり、我が国の歴史と文化のよりよい理解に資することができるような埋蔵文化財行政が今後展開することを期待する。また、将来的に水中遺跡における新たな発見から、海外との交流の促進や地域の特色ある観光振興等の埋蔵文化財行政以外の分野への波及効果が生まれることにも期待したい。

なお、諸外国の調査からも明らかになっているとおり、海域や湖沼等の水中環境や遺物の特性は国や地域によって異なるものである。我が国の中水遺跡保護の取組においても、全国的に共通する一定の方向性をもちつつも、各地域における水中環境に即した保護の手法を講じる必要があることも想定しなければならない。そして、諸外国の状況も視野に入れながら、水中遺跡保護に関する検討は継続的に行なうことが重要かつ必要であることを付言する。

最後に、我が国における調査技術の発展や国及び地方公共団体の体制整備の進捗に応じ、本報告で示された内容が発展的に更新されていくよう、今後も関係者の真摯な取組が継続されることを願ってやまない。

解 說 編

水中遺跡に関する法律等

- 1 漁業法について
- 2 水産資源保護法について
- 3 鉱業法について
- 4 水難救護法について
- 5 海洋法に関する国際連合条約について
- 6 潜水作業について
- 7 モニタリングについて

1 漁業法について

漁業法とは 漁業法（昭和 24 年法律 267 号）は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする法律である（法第 1 条）。漁業生産に関する基本的制度や漁業調整機構について定められている。

漁業権 漁業権は、一定の水面において、特定の漁業を一定期間、排他的に営む権利とされている（法第 6 条）。通常、岸から 3~5km の沿岸で営まれる漁業が対象であり、同一水面に重複して設定されることもある。漁業権の主な特徴としては、知事により免許されるもの（自治事務）であること、物権的請求権（妨害排除、妨害予防）が可能であること、譲渡が制限され貸付けも禁止される属人的な権利であること、が挙げられる。ただし、漁場ではなく、漁業の排他的独占権であるため、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能である。

（参考：漁業権の 3 種類）

〔定置漁業権〕 定置漁業（漁具を動かないように設置して長期間営む漁業のうち大型のもの）を営む権利

〔区画漁業権〕 一定の区域内で養殖業を営む権利

〔共同漁業権〕 一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利。採貝・採藻漁業、刺網漁業、小型定置網漁業等があり、漁業協同組合に免許され、漁業権の区域内では組合の管理の下で、組合員が漁業を営む。

水中遺跡に関する発掘調査を実施する場合には、調査対象となる地区において、都道府県知事による漁業権の免許がどのように設定されているか（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期等）を事前に確認・把握するとともに、発掘調査が漁業権の侵害（漁場内における水産動植物の採捕、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における水産動植物の生息及び来遊等を阻害する行為等）に当たらない方法で行われることについて事前に相談するため、都道府県における漁業調整及び漁場整備の担当部局と調整することが望ましい。また、発掘調査を含め、漁場において行われる行為によって漁業権が制限等される場合、漁業者から本来得られるはずであった漁業上の利益に対する損失補償を求められる可能性があることに留意する必要がある。

なお、漁業権の範囲を大まかに確認したい場合には、海上保安庁ホームページの CeisNet（シーズネット）が参考になる。

2 水産資源保護法について

水産資源保護法とは 水産資源保護法（昭和 26 年法律 313 号）は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする法律である（法第 1 条）。漁業権漁場内の水産資源の保護培養のため、漁場内の岩礁破碎等の制限について定める都道府県漁業調整規則の根拠法にあたる。

岩礁破碎許可 漁業調整規則は、都道府県知事が水産資源の保護培養のために必要があると認めるとき、特定の事項について定めることができる規則である（水産資源保護法第 4 条第 2 項）。漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂もしくは岩石を採取することによって水産動植物の産卵生育等に影響のある行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を得なければならず、この許可を受けようとする者は、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて、知事に提出しなければならない旨の規定が各都道府県の定める漁業調整規則に定められている。

水中の発掘調査では、探査機器や水中カメラによる調査のみならず、掘削や土砂の採取を伴う発掘調査も想定される。このため、掘削を伴う発掘調査を実施する場合には、海域における地殻の隆起形態を変化させるものであるか、土砂や岩石を採取する方法や量はどの程度かなどの調査計画について、都道府県における漁業調整及び漁場整備の担当部局と事前に相談し、必要に応じ、漁業権者との調整を含めた許可申請の所定の手続きを行う必要がある。

3 鉱業法について

鉱業法とは 鉱業法（昭和 25 年法律 289 号）は、鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする法律である（第 1 条）。鉱物を採取・取得する権利を鉱業権として物権とみなし、土地所有権とは別個の権利として、これを国が付与するなどの鉱業の基本的制度を定める法律として制定された。また、平成 23 年の法改正により、鉱物の探査に関する規制が導入されており、陸域、海域とともに鉱物探査活動は規制対象となっている。

鉱物の探査の許可 鉱物の探査を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならず（同法第 100 条の 2）、規制対象行為（地震探鉱法、電磁法、集中的サンプリング探査法）は限定列挙されている（同条及び鉱業法施行規則第 44 条の 2）。また、規制の潜脱行為を防ぐため、行為の目的ではなく外形的な行為の態様によって規制される。つまり、鉱物の開発を目的としない探査・調査を行う場合であっても、規制対象である行為に該当する場合には鉱業法に基づく許可が必要となる。また、国の機関が行う探査・調査については、鉱物の探査の許可を受ける必要はないが、あらかじめ、経済産業大臣への協議（同法第 100 条の 10）が必要となる。

水中遺跡の発掘調査の内容が、水底面上に堆積した土砂堆積層を調査の対象とし、いくつかの限られた地点について行われるものである場合、鉱業法に基づく鉱物探査規制の適用対象外であると考えられる。他方、ピストンコアラーを用いた水底の地質の採取や水底面下にある岩盤を掘削するボーリング調査による地質の採取であって、面的に広がりを持つ一定区域において集中的に発掘調査を行う場合、鉱業法に基づく鉱物探査規制の対象になる可能性があるため、資源エネルギー庁の鉱業法所管課との調整が必要になる。発掘調査の期間や実施計画について、あらかじめ相談した上で、発掘調査に着手することが望ましい。なお、同法第 100 条の 3 では、鉱物の探査に際して文化財の保護に支障が生じないことなどを許可条件とする規定が設けられている。

鉱業法（昭和 25 年法律 289 号）（抜粋）

（鉱物の探査の許可）

第百条の二 鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

（探査の許可の基準）

第百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

- 一 その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 その申請に係る探査が、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、
文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の
産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

(国に関する特例)

- 第一百条の十 国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要
しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あら
かじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

鉱業法施行規則（昭和二十六年一月二十七日通商産業省令第二号）（抜粋）

（法第百条の二第一項 の経済産業省令で定める方法等）

第四十四条の二 法第百条の二第一項に規定する地震探鉱法については、人工的に振動を
起こすことによって地震波を発させ、その反射波を検知する方法をいう。

2 法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法のうち一定の区
域を継続して使用するものであつて、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年
法律第七十四号）第一条第二項の規定による排他的経済水域若しくは同法第二条の規定に
による大陸棚に係る海城又は領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）
第一条第一項の規定による領海若しくは内水（内水面を除く。）において行うものとする。

- 一 電磁法（電磁波を海底面近くで発させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）
- 二 集中的サンプリング探査法（底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する
方法をいう。）

（申請書の様式等）

第四十四条の三 法第百条の二第一項の規定により探査の許可を受けようとする者は、様
式第三十五による申請書に、様式第三十六により次に掲げる事項を明示した探査を行おう
とする区域を表示する図面三葉を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけれ
ばならない。

- 一 申請の区域の所在地
 - 二 申請の区域の面積
 - 三 縮尺
 - 四 申請の区域の頂点及び右回りに付したその番号
 - 五 第三条の二の平面直角座標系による申請の区域の頂点の座標値
 - 六 申請の区域の境界線
 - 七 申請の区域及びその付近における地形
 - 八 その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点等探査を行う位置を把握する
ために必要な事項
- 2 前項の申請書には、申請者が法第百条の三第二号イからハまでのいずれにも該当しな
いことを誓約する書面を添えなければならない。

4 水難救護法について

水難救護法とは 水難救護法（明治 32 年法律 95 号）は、遭難船舶の救護に関する市町村等の事務、漂流物及び沈没品の拾得時の取扱いについて定められた法律である。

法制定の背景 遭難船舶については、海難救護機関等が存在しなかったため、海難救助体制を構築するため全国一円に存在する市町村の長に救護を行わせる必要があったこと、漂流物及び沈没品については、古来より沿岸の住民が漂流物を拾得・略奪することを当然としてきた中で、漂流物及び沈没品の拾得者が当該物品を市町村長に届け出る義務と受け取ることのできる報酬とを定める必要があったことから法制定がなされたものである。

水難救護法の適用条件 日本の沿岸に沈没している船が水難救護法に規定される遭難船舶に該当するかについては、個別具体的な事例に応じて慎重に判断されるべきものであるが、原則として、救助の事実がなく、明確な廃棄であるもの又は長期間放置されているものは該当しないと考えられている。また、同法に規定される漂流物及び沈没品に該当するかについては、個別具体的な事例に応じて慎重に判断されるべきものであるが、かつて何人かの占有に属していたものであってその者の権利の保護を要すると認められるもののうち、明確な廃棄に当たるもの又は経済的な価値がないものについては、その財産的保護を図る必要性がないことから該当しないと考えられている。

調査により得られた出土品の取扱 水中遺跡の発掘調査によって文化財を発見した場合は、文化財保護法第 100 条第 2 項に基づく警察署長への通知、同条第 3 項及び遺失物法第 7 条第 1 項に基づく公告等の手続きを行うこととなる。この場合の警察署長への通知は、文化財の発見地点から最寄りの警察署に通知することで足りる。

また、埋蔵文化財調査によって海底から発見された物件を水難救護法上の遭難船舶や漂流物あるいは沈没品として取り扱うべきかについては、上述の通り個別具体的な判断が求められる。しかし、「漂流物あるいは沈没品であって社会通念上も埋蔵文化財と認められるものについては、水難救護法の規定によらず、遺失物法ならびに文化財保護法による処理をすることが適当と思慮される」旨を当時運輸省海運局との間で取り交わしている（文委記第 2 号 昭和 34 年 1 月 27 日付運輸省海運局長宛文化財保護委員会事務局長通知 資料編 9-3）経緯があることを踏まえ、原則、遺失物法並びに文化財保護法に基づく手続きを取ることが望ましい。

他方、外国籍の沈没船が発見された場合、その取扱いについて旗国との調整を行うことが必要となる場合がある。埋蔵文化財行政は地方公共団体の自治事務となっているが、このような発見があった場合には、文化庁その他の国との関係機関と必要な対応について協議することが望ましい。

水難救護法（明治 32 年法律 95 号）（抜粋）

第一章 遺難船舶

第一条 遺難船舶救護ノ事務ハ最初ニ事件ヲ認知シタル市町村長之ヲ行フ

第二条 遺難船舶アルコトヲ発見シタル者ハ遅滞ナク最近地ノ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシ

2 警察官吏ニ於テ報告ニ接シタルトキハ市町村長ニ通知スヘシ

第三条 遺難船舶アルコトヲ認知シタルトキハ市町村長ハ直ニ現場ニ臨ミ救護ニ必要ナル处分ヲ為スヘシ

第八条 市町村長ハ救護ニ際シ遭難物件ヲ隠匿シタル者アリト認ムルトキハ其ノ物件ヲ搜索シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得

第九条 市町村長ハ遭難船舶其ノ他救上ケタル物件及前条ノ規定ニ依リ差押ヘタル物件ヲ保管スヘシ

2 （略）

第十一条 市町村長ハ救上ケタル物件左ニ掲クル事項ノ一二該当スト認メタルトキハ之ヲ公壳シ其ノ代金ヲ保管スヘシ

- 一 物件久ニ耐ヘ難キコト又ハ著シク其ノ価格ヲ減スル虞アルコト
 - 二 爆発物、容易ニ燃焼スヘキ物又ハ其ノ他ノ物件ニシテ保管上危険ノ虞アルコト
 - 三 保管ノ費用其ノ物件ノ価格ニ超過シ又ハ其ノ価格ニ比シ不相当ナルコト
- 2 前項ノ規定ニ依リ公壳ヲ為サントスル場合ニ於テ船長其ノ地ニ在ルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ市町村長ノ相当ト認ムル担保ヲ供シテ物件ノ引渡ヲ請求セサルトキハ公壳ニ付スヘキ旨ヲ船長ニ告知スヘシ
- 3 遺難船舶ノ所在地船籍港ナルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ為スヘシ
- 4 船長又ハ船舶所有者ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ公壳ヲ為スコトヲ得ス

第二章 漂流物及沈没品

第二十四条 漂流物又ハ沈没品ヲ拾得シタル者ハ遅滞ナク之ヲ市町村長ニ引渡スヘシ但シ其ノ物件ノ所有者分明ナル場合ニ於テハ拾得ノ日ヨリ七日以内ニ限り直ニ其ノ所有者ニ引渡スコトヲ得

第二十五条 市町村長ハ引渡ヲ受ケタル物件ヲ保管スヘシ

2 市町村長ハ前項ノ物件ヲ所有者ニ引渡スヘキコトヲ公告スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告スヘキ事項ヲ直ニ其ノ所有者ニ告知スヘシ此ノ場合ニ於テハ公告ヲ須キサルコトヲ得

第二十七条 市町村長ニ於テ第二十五条ノ公告又ハ告知ヲ為シタル日ヨリ六箇月（沈没品中政令ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ一箇年）以内ニ限り所有者ハ河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ価格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、

沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一二相当スル金額並公告、保管、公売又ハ評
価ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シテ物件ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

- 2 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ拾得者ニ河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ価格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一二相当スル金額ヲ支給ス

- 3 物件ノ価格ハ市町村長之ヲ定ム但シ鑑定人ヲシテ之ヲ評価セシムルコトヲ得

第二十八条 前条ノ期間内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求セサルトキ又ハ物件ノ引渡ヲ請求セ
サル意思ヲ表示シタルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受クヘキ
コトヲ拾得者ニ告知スヘシ

- 2 拾得者ハ前項ノ期間内ニ公告、保管、公売又ハ評価ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シ
物件ノ引渡ヲ受クルニ因リテ其ノ所有權ヲ取得ス

- 3 拾得者ニ於テ前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ其ノ物件ヲ公売
シ其ノ代金ヨリ前項ノ費用ヲ控除スヘシ此ノ場合ニ於テ残余アルトキハ市町村ノ取得ト
ス

5 海洋法に関する国際連合条約について

海洋法に関する国際連合条約とは 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）は、海洋に関する諸問題について包括的に規律する条約であり、1982年に第3次国連海洋法会議において採択され、1994年に発効した。日本は1996年に批准し、2017年現在で150以上の国と地域及び欧州連合が締結している。

海洋法に関する国際連合条約（抜粋）

第一百四十九条 考古学上の物及び歴史的な物

深海底において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有するすべての物については、当該物の原産地である国、文化上の起源を有する国又は歴史上及び考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、人類全体の利益のために保存し又は用いる。

第三百三条 海洋において発見された考古学上の物及び歴史的な物

- 1 いずれの国も、海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物を保護する義務を有し、このために協力する。
- 2 沿岸国は、1に規定する物の取引を規制するため、第三十三条の規定の適用に当たり、自国の承認なしに同条に規定する水域の海底からこれらの物を持ち去ることが同条に規定する法令の自国の領土又は領海内における違反となると推定することができる。
- 3 この条のいかなる規定も、認定することのできる所有者の権利、引揚作業に関する法律又はその他の海事に関する規則並びに文化交流に関する法律及び慣行に影響を及ぼすものではない。
- 4 この条の規定は、考古学上の又は歴史的な特質を有する物の保護に関するその他の国際協定及び国際法の規則に影響を及ぼすものではない。

※第三十三条 接続水域

- 1 沿岸国は、自国の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、次のこととに必要な規制を行うことができる。
 - (a) 自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。
 - (b) 自国の領土又は領海内で行われた(a)の法令の違反を処罰すること。
- 2 接続水域は、領海の幅を測定するための基線から二十四海里を超えて拡張することができない。

6 潜水作業について

潜水作業とは 潜水作業とは、労働安全衛生法施行令第20条第9項において「潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務」と定められている。すなわち、水中という高気圧下において、シユノーケル等による潜水を除く、ポンベからの給気を受けるスキーバ式潜水技術や送気によるフーカー式潜水技術に基づく作業のことである。そして、高気圧作業安全衛生規則において以下のことが規定されている。

第2章「設備」第2節「潜水業務の設備」 第8条：空気槽、第9条：空気清浄装置、圧力計及び流量計等

第3章「業務管理」第3節「潜水業務の管理」 第27条：作業計画等の準用、第28条：送気量及び送気圧、第29条：ポンベからの給気を受けて行なう潜水業務、第30条：圧力調整器、第32条：浮上の特例等、第33条：さがり綱、第34条：設備等の点検及び修理、第36条：連絡員、第37条：潜水作業者の携行物等

第4章「健康診断及び病者の就業禁止」

第5章「再圧室」

第6章「免許」第2節「潜水士免許」 第52条：免許を受けることができる者、第53条：免許の欠格事由、第53条の2：法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者、第53条の3：障害を補う手段等の考慮、第53条の4条件付免許：、第54条：試験科目等、第55条：免許試験の細目

潜水士免許とは 水中遺跡の調査に際して実際に潜水作業を行う場合、厚生労働省所管の国家資格である潜水士免許の取得が必要である。詳細は高気圧作業安全衛生規則第6章第2節（第52～55条）によるが、この場合、第4章第38条により、業務の開始及び開始後の6箇月以内ごとに一回、定期に医師による健康診断が義務付けられている。

なお、潜水士免許の試験には実技がないため、例えば、PADI (Professional Association of Diving Instructors) や NAUI (National Association of Underwater Instructors) 等の民間団体によるレクリエーションダイビングの認定を受けることが望ましい。

7 モニタリングについて

水中遺跡の保存 水中遺跡は人為的に破壊されるだけでなく、水中環境の変化により劣化が進むことがある、現状保存のためには遺跡周囲の環境を十分把握しておく必要がある。環境変化的要因には、①水流変化や水底面の浸食等による物理的劣化、②海水に溶けた酸素による腐食等の化学的劣化、③フナクイムシ等の被害による生物的劣化、がある。

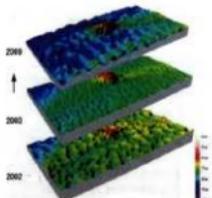
こうした劣化を避けるためには、遺跡が海底面に露出した状況に置かないことが第一となる。特に、発掘調査の実施後に現状保存を行う場合には、土砂等で50cm程度埋め戻す方法や、合成繊維シート等の被覆材で覆う方法がある。また、その後のモニタリングのために、以下のデータを取得する必要がある。

- 水中遺跡が所在する水深・地形・地質構造等、周辺環境のデータを取得しておくこと。
- 音波探査及び酸素濃度等の計測を行い遺跡が埋没する土壤環境を把握すること。
- 塩分濃度、水温、微生物量等の水質環境を把握すること。

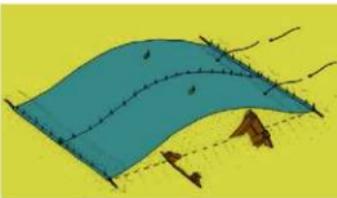
モニタリング 現状保存の措置を執った水中遺跡を将来にわたって保存するためには、定期的なモニタリングを行い、保存状態の変化や環境変化による劣化の有無を確認する必要がある。しかしながら、水中の環境変化を目視のみで確認することは困難なため、探査機器等を応用し、地形変化を数年ごとに定点観測することが有効である。特に周辺で開発や何らかの構築物が設置された場合は、広範囲に水流や水質に影響が及ぶので注意を要する。

劣化の危険性を把握するためには、遺跡近くの水底に試料を埋め、それを分析することによって把握することができる。また、必要に応じて土壤環境や水質環境の調査を行い、現状保存を決定した時点のデータとの比較検討を行い、変化の有無を確認する必要がある。

モニタリングの結果、現状保存を決定した時点から変化が認められた場合は、水中遺跡の劣化の有無を確認するとともに専門家の助言や協力を得て必要な措置を検討する必要がある。なお、水中遺跡の現状保存については、その方法や劣化が認められた場合の対策を含め、現在、研究が進行中であるので、専門家と連携し新たな手法の開発等についても注視しておく必要がある。



遺跡の土壤堆積が経年変化する様子を測深器によりモニタリング研究した事例
(CHA of the Netherland一部改変)

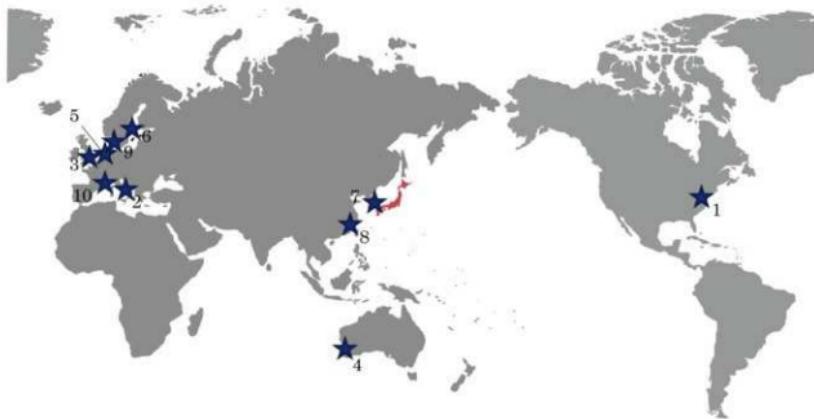


埋め戻し法と合成繊維による被覆材を活用した現状保存の模式図 (NAS 提供)

資料編

資料 1

諸外国における水中遺跡
保護に関する取組



調査を行った国・地域

1 : アメリカ、2 : イタリア、3 : イギリス、4 : オーストラリア、5 : オランダ、6 : スウェーデン、7 : 韓国、8 : 中国、9 : デンマーク、10 : フランス

※国順は外務省ホームページによる。

アメリカ

アメリカでは、文化財保護を所管する中央機関が存在せず、1966 年に制定された国家歴史保全法の第 106 条によって、連邦政府が主導、許認可、監督等を行う事業・開発行為により発生する歴史的文化財への影響への対応が、各機関に義務付けられている。2016 年時点では、以下の各省庁に水中遺跡専門部署が設けられており、各機関が個別あるいは連携して、歴史的文化財である水中遺跡の対応にあたっている。

内務省の連邦政府国立公園局が所管するのは、公園内の国有地及び海域に所在する歴史的文化財であり、予算・監督責任をもつ。実際の対応は州が担う。同じく内務省下の海洋エネルギー局は、合衆国管轄海域での海底油田・洋上風力発電等の海洋資源開発を所管しており、関連事業によって影響を受ける水中遺跡への対応義務を負う。商務省海洋大気庁は、海洋環境・気象・漁業等の調査研究機関であり、1972 年制定の国家海洋保護区法により、所管の海洋保護区では、歴史文化・考古学関連資源も保全対象となっている。このため国立海洋保護区部局では水中遺跡調査・管理の専門部署が設けられている。2004 年に制定された沈没軍事物法は、建国期を含め海軍に帰属する沈没船及び自国領海に沈む他国の軍船の調査と保護をアメリカ政府に義務付けている。このため海軍歴史遺産部には水中考古学部署が設けられ、国内外の水域に沈むアメリカ軍の艦船や航空機等の調査保護を行っている。この他、メリーランド州やフロリダ州等、一部の州政府には水中遺跡を取り扱う専門部署が設けられており、メリーランド州の事例では 9 マイル沿岸域を所管域とする。

把握・周知 陸上の地区、建築物、遺跡と同様に、国家指定歴史地区あるいは国家登録文化財と指定された水中遺跡については、所管の機間に対応義務が生じる。指定にあたっては歴史的価値（50 年の経過）等が考慮される。沈没船、港湾施設、水没遺跡等は申請、登録の後に保護対象となる。政府機関と州政府が各管轄域に所在する水中遺跡のデータベースを管理する。遺跡情報は原則非公開であるが、水中遺跡数は海軍関係のものだけでも 17,000 件にのぼり、上述の各省庁の機間の統計では数万件と推定される。州によって報告義務規定や管理体制は異なる。

開発対応 各機間に該当する法律や内規により開発対応は異なるが、事業に先立ち磁気探査や音波探査による事前探査が義務付けられており、これらは主に委託事業として実施する。発掘調査のマニュアル（『Archeology and Historic Preservation Secretary of the Interior's Standard and Guidelines』）には、達成目標や具体的な手法、報告書刊行等の必要事項が明記されている。開発予定地に水中遺跡があった場合、多くは計画変更としての対応となるが、やむを得ず記録保存調査を行う場合は保存処理も含めて原因者負担となる。なお、実際の発掘調査は、民間の発掘会社、大学、管轄機関の専門部署、州の水中考古学担当者等が実施する。

保護・管理と活用 1975 年に南北戦争時代の装甲艦モニター号が初の国指定の沈没船となり、国家海洋保護区法の適用を受けて海洋保護区として保全されることとなった。モニター号は、南軍装甲艦バージニア号と、鉄板船体を被覆した装甲艦同士の史上初の海戦を繰り広げた合衆国海軍船であり、その後 1862 年に嵐により沈没し、1970 年代初めにその所在が確認された。モニター号海洋保護区は自然環境保全ではなく、文化財保護を目的とした最初の保護区であり、その保全を契機として近代の沈没船についても文化的・産業的・歴史的な遺産という考え方方が広く受け入れられるようになった。国立公園局は、ハワイの真珠湾攻撃時に沈んだ戦艦アリゾナのモニタリングに関わり、その記念館は国定公園の一施設として年間平均 10 万人以上が訪問する。

アメリカ国内の水中遺跡保護をめぐっては、トレジャーハンターによる盗掘と、引揚げ品の権利関係をめぐる法廷闘争の歴史という側面をもつ。特に、フロリダ州キーズ諸島沖でメルフィッシャーによって引き揚げられたスペイン船アトーチャ号をめぐる裁判は、一部トレジャーハンターの権利を認める判決となり、アメリカ政府関係者や考古学者に海域内の歴史的文化財の保護をどう進めていくのかという課題を突き付けた。個人の法的権利保護と国家の財産・州の財産管理のバランスを取りながらも、各省庁の機関が管轄する海域保護意識が非常に高い。

同じく、引揚げ品の所有権をめぐる議論が発起したタイタニック号については、タイタニック海事記念法を制定し、その国際的な保護を明文化、後にその所管が海洋大気庁海洋保護区部門に移されている。所管海域は膨大な面積となり、海洋保護区を管轄する内務省海洋大気庁の所管海域だけでも、44,000km² 以上に及ぶ。海洋資源開発を所管する海洋エネルギー局の海域はこの数倍が管轄域となる。ガス・油田関連のパイプライン敷設が進むメキシコ湾内では、スペインの私掠船・交易船発見の際には、前述の内務省 2 機関が共同で対応にあたった。

人材育成 イーストキャロライナ大学やテキサス A&M 大学等の大学機関では、水中考古学関連の教育課程が提供され研究や人材育成が行われている。課程修了者は各機関の専門職としてその任務を務めており、また、省庁内や省庁間の文化財行政職員らの連携が推奨されている。



テキサス A & M大学保存処理施設
(大型凍結乾燥機)



テキサス州ブロック博物館
(沈没船ペル号の展示の様子)

イタリア

イタリアの文化財保護に関する法律は、1939年に制定された法律第1089号の「文化財保護法」がある。2004年に改定され、水中遺跡について新たな規定がなされた。同法では発見された文化財はその地域の地方（州）が所有することが規定され、調査は文化省の監督の下で行われることになっている。水中遺跡の場合も、その管理は文化省の文化財監督局が担い、海中のみならず領海内の7,000kmの沿岸線や湖沼、河川を管轄している。州政府と協力して各地方文化財監督局が実際の保護を行っている。

水中考古学研究は1950年代より開始され、1980年代初めには潜水士職業訓練コースが開講し、多くの省職員が参加した。これにより水中遺跡の発掘作業に伴う保護責任を認めるというものであるが、外部の専門家がその作業を行っているのが現状である。1986年に水中の遺跡・遺物の管理を統括する目的で、文化省に水中考古学部門が設立され、監督局の行う水中作業を調整し、緊急事態には警察や沿岸警備隊等と連携して対応することとされた。1989年には文化省と海軍が協働して保護にあたる法案が成立した。これにより文化財監督局の考古学調査では、海軍の船舶や船員等の利用・協力が可能となった。

このほか、保存処理や教育・普及活動を行うイタリア文化省保存科学研究所、水中遺跡の調査発掘を行うイタリア水中考古学調査室、さらには地方（州）にもそれぞれ文化財保護の出先機関が設置され、水中の担当官も配置されていた。こうした各州を基盤とした保護体制は、機材の整備等が非効率的であるとの認識から、2015年末より組織体制の見直しがなされている。今後は、国主導のまま国土をいくつかのエリアに分けて管轄することが想定されている。

イタリアの水中遺跡保護の基本理念はヴァレッタ条約やユネスコ水中文化遺産保護条約に従い、遺跡についても現地保存の方針がとられている。そのため、これまで沈没船を引き揚げた例はない。ただし、陸上でもローマ近郊の空港にある古代ローマの港湾遺跡では、沈没船が発掘され、展示もなされている。このように陸上でも時折ローマ時代の船が発見されることがある。

よく知られているように、イタリアではコロッセオやポンペイなどローマ時代の各種の遺跡が数多く存在し、世界中の観光客を引き付けており、陸上の遺跡の保護に対する关心は高いが、水中の船を引き揚げて保存しようという機運は高まっていない。



ナポリ 海事博物館
(ブルボン朝の船の復元展示)



ローマ近郊 古代の海と航海の博物館
(水中遺跡の調査)

把握・周知 沈没船等の保護対象は50年経過とされる。偶然文化財を発見した者は、そのままの状態を保ち、管理当局もしくは警察に報告することになっている。発見者には発見物の価値の4分の1に相当する報酬を受領する権利がある。文化省の委員会がその価値を決定することとなっている。水中遺跡の登録は州の担当官によって、中央で管理されているデータベースへの登録によりなされる。州の段階での入力は仮登録で、中央での詳細なチェックを経て正式登録となる。データの一部は一般に公開されている。州によっては独自のデータベースによって管理し、観光情報にも役立てようという計画が予定されている。

開発対応 開発に対しては、現地保存主義での調整がなされるが、調査を実施する場合には、OS25と呼ばれる文化省による認定を受けた民間会社や団体や研究機関等が、国の基準に沿って調査を実施し、調査報告書も提出する義務を負う。その費用は原因者負担が原則で、保存処理費用も原因者が負担する。開発事業者はOS25を保有する組織と直接交渉して、調査者を決めることがある。調査者は潜水作業の資格は必要ないが、文化省の業務として水中遺跡で作業を行う者は、文化省が実施する水中考古学の講習を受ける必要がある。約70名が講習を終了している。ただし、この研修は現在行われていないので、若い世代の研究者が育っていない。州に置かれた監督局が水中遺跡の管理を行なうが、一部の州で調査を行った実績はある。大部分は開発に伴う事前調査の管理のみにとどまっている。

活用 博物館には、「古代の海と航海の博物館」がある。活用事例で著名なものとして、ナポリから西に15kmほど離れた位置にある「バイア水中公園」がある。古代ローマの都市が4世紀末に沈下・水没した遺跡である。この海底遺跡の見学はスキューバダイビングによるコースが設けられており、邸宅の美しいモザイク床等を見ることができる。随所に説明版や複製遺物等が設置され、見学のための整備がなされている。また、グラスボートによる見学コースも用意されている。出土遺物は隣接するバイア城考古学博物館に展示されている。



バイア水中公園見学図
(a・b・cの3つの保護エリアを設定し、
潜水に対して段階的な規制を設けている)



バイア水中公園
(海底に沈められた石像のレプリカ)

イギリス

イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4地域各自に遺跡・文化財を所管する組織が存在し、水中遺跡の管理方法が異なるが、イングランドについては以下のとおりである。1973年制定の沈没船保護法は、歴史的、考古学的、芸術的重要性を持つ沈没船に係る海底あるいは沈没地点の範囲保護指定を、各地域の権限ある省庁に義務付けた。イングランドでは文化・メディア・スポーツ省がこれを担う。古代記念物と考古学地区法では、紀元前500年から20世紀までの沈没船が指定対象となる。国家遺産法では、同省外郭団体イングリッシュ・ヘリテージが指定の沈没船遺跡の保全管理を担い、水中遺跡の対応指針を策定している。イギリス海軍船籍沈没船は、1986年制定軍事遺產保護法によって保護される。沿岸・海洋開発計画時の指定外水中遺跡への対応や開発事業者への指導・監督は、海洋管理機構や王室不動産管理機関等の関連諸官庁と協力して行う。イギリスには水中発掘調査を行う民間会社（例：ウェセックス・アーケオロジー、ハンプシャー・ライト・トラスト等）がある。これら会社の沿岸海洋部門は、水中遺跡への影響が懸念される開発に際しての事業評価や調査業務を事業者から請負う。

把握・周知 国登録の歴史環境データベース上、イングランド所在の水中遺跡は約37,000件とされ、このうち約6,000件を沈没船遺跡が占める。沈没船保護法での指定件数はイングランド47件、イギリス全体では62件である。データベースには、沈没船船体、航空機、遺物散布地、潮間帯遺跡等が含まれる。データベースは民間調査会社や開発業者と共有される。

開発対応 沿岸・海洋開発許可に際しては、事前調査義務、詳細な計画提示が必要である。水中発掘調査は民間調査会社等が対応している。周知の水中遺跡に対して現状変更を行う場合、許可申請を行い、指示内容には「立会」「非破壊調査」「表面採集」「発掘調査」の4区分がある。件数内訳は、立会や非破壊調査は年間2,000件以上で、発掘調査は年間数件程度である。この他、法的強制力はないが、プロトコル（協定・実施要項）やモデル・クローズ（開発業者のための規範文書）の周知により開発事業者や漁業関係者に遺跡発見時の報告協力を求めている。



メアリー・ローズ号博物館
(外観)



メアリー・ローズ号博物館
(子供向けの展示)

活用 イギリスの長い歴史と、複雑な海岸線・豊富な水域を反映して国内の水中遺跡は多種多様である。イギリス南岸ワイト島沖ボールドノア・クリフ沖深さ 11m の海底遺跡は、現在よりも海水準が低かった約 8,000 年前に形成され、水没した遺跡である。有機物が良好な状態で保存されており、検出された小麦の DNA 分析の結果は、約 6,000 年前とされていたブリテン島での農耕開始時期の議論に大きな影響を与えた。スコットランドに点在する湖の湖底では、鉄器時代から中世にわたる湖上建築物跡が確認されている。スコットランド西岸ヘブリディーズ諸島ノースウエスト島では紀元前 3,500—3,300 年前の湖底建物遺跡が確認されている。ロンドン中心を流れるテムズ川の河床から出土した槍先・剣などの武器類は 1,200 点以上に及び、主に青銅器時代のものである。河床にこうしたものが残される理由について、埋葬あるいは戦闘の儀式諸法等との関連が指摘されている。

イギリスでの水中遺跡調査・保護発展の契機となったのは、メアリー・ローズ号の発見である。メアリー・ローズ号は、テューダー朝時代にイギリス王立海軍を創設したヘンリー 8 世（1491—1547）によって 1510 年にポーツマスで建造されたキャラック型横帆船であった。34 年間イギリス海軍主力艦として使用されたが、第 3 次英仏戦争の最中の 1545 年にソレント海戦で沈没した。1965 年に、その位置が特定され、70 年代に入り試掘調査が進むにつれて、船体甲板 2 層が船首部付近で残っていることが確認された。1979 年にチャールズ皇太子（当時）を代表とするメアリーローズトラスト（基金）が設立され、専門家による組織的な発掘調査が開始され、1982 年に船体が海底から引き揚げられた。船内での 1 万 9000 点に及ぶ遺物の回収後の 1993 年に PEG（ポリエチレンゴム）による保存作業が開始され、約 30 年を経て船体の保存処理を終えた。保存処理を終えた船体が展示されるメアリー・ローズ号博物館は国内有数の入館者数を誇る。

人材育成 1964 年設立の非営利学術団体船舶考古学学会（NAS）は、水中遺跡の把握や調査業務に携わる人材育成に早くから取組んできた。高等教育機関としては、1973 年にセント・アンドリュース大学で水中考古学プログラムが設立され、2017 年時点では、6 つの大学・大学院で海事考古学専門プログラムが提供されている。中でもイングランド南部に拠点を置くサウサンプトン大学は 1995 年に海事考古学研究センターを設立、国内外で海事考古学分野での高等教育・研究機関として高い評価を受け、行政・民間に人材を輩出する。



メアリー・ローズ号博物館
(船体の保存と展示)



メアリー・ローズ号博物館
(大型真空凍結乾燥機)

オーストラリア

オーストラリアでは、史跡沈没船、歴史的価値の高い港湾施設、先住民（アボリジニ）の漁撈施設等が調査研究や管理・保護の対象となっている。これらの遺跡は常時水面下にないものも含むが、社会的・歴史的・考古学的価値を有する水中・沿岸域の遺跡は広く調査や保護対象となる。連邦政府と7つの州・準州政府に文化財調査保護を所管する機関があり、（州によっては博物館あるいは文化遺産局の違いがあるが）全ての機関に海事考古学部門が設けられている。1976年に制定された史跡沈没船法と各州が制定した文化遺産関連法は、内水域と連邦管轄海域問わず全ての水域を遺跡保護の対象とする。連邦政府は、各州政府に年間予算を配分し、州行政機関による史跡沈没船の発掘調査や整備、遺跡データベース（台帳）の更新を監督する。州機関は独立性が担保され、管轄域内の遺跡保護管理に対応する一方で、大規模な保存処理・発掘調査に際しては、州間連携を行う事例がある。オーストロネシアン海事考古学会等の非営利学术団体やフリンダース大学等の大学機関が研究活動を担い、水中遺跡の現地保存等の科学的な検証が進められている。沈没船をダイビングスポットとして積極的に公開し、海底での説明板の設置等、広く国民の関心を高めるための活動も行っている。

把握・周知 連邦政府環境省と州政府は、相互に連携して歴史的価値の高い沈没船遺跡とその関連遺物の保護・管理・活用に責任を負い、包括的保護に取組んでいる。史跡沈没船法により、沈没から75年を経過した船舶は自動的に史跡として指定される。ただし、歴史的に重要な遺物（戦争遺跡等）は年代に関係なく保護対象となる。シドニー湾内で発見された旧日本海軍の小型特殊潜航艇の事例では、最初にNSW州法の適用を受けて文化財として保護された。西オーストラリア州では史跡沈没船以外の水中遺跡保護と管理も州法によって義務付けされているほか、それ以外の州では関連文化財法が適用される。水中遺跡のなかで、指定を受けた史跡沈没船は、政府による史跡沈没船プログラムの適用対象となり、現況把握の調査や周知が行われる。史跡沈没船は、連邦政府と各州により台帳整備・管理が行われ、2009年には国家史跡沈没船データベースが再整備され、内容の一部はオンライン上で公開されている。オーストラリアには約7,300隻の沈没船があるとされ、このうち14パーセントが特定されている。



西オーストラリア海事博物館
(バタヴィア号の展示)



西オーストラリア海事博物館
(引揚げで保存処理を施したエンジンの一部)

開発対応 特定の史跡沈没船については、海域への立ち入りや停錨制限措置を設ける。史跡沈没船での違法行為・無許可侵入には、罰則規定が設けられている。指定遺跡付近での開発行為については、各州機関への事業計画の報告義務があり、海事考古学部門は遺跡への影響についての評価を実施する。

活用 西オーストラリア州立海事博物館の沈没船展示館では、オランダ東インド会社船籍沈没船であるバタヴィア号の船体の一部と関連遺物が展示されている。オランダ東インド会社船団旗艦のバタヴィア号は、約 340 名の乗員乗客と共にインド洋を横断したが、1629 年に西オーストラリア沖アプローズ群島近海のビーコン島付近で座礁・沈没した。1963 年に潜水漁業関係者によってその位置が確認された。バタヴィア号含め、西オーストラリア近海で発見されるオランダ東インド会社の沈没船は、その多くがレクリエーション・スubaダイバーによって略奪被害にあった。

1964 年、この問題を受けて州議会は州の博物館法によって、歴史的に重要な沈没船の法的保護を世界で最初に義務付けた。その後同法は「海事考古学法」へと改正され、沈没船を遺跡として保護し、関連する遺物や遺跡を包括的に保護することとなった。1973 年から 1976 年にかけて博物館関係者は発掘調査を実施、左舷一部や船首尾、オランダ東インド会社交易品等の多数の遺物が回収された。木造の船体は引揚げ後に PEG によって保存処理が施された。オランダ東インド会社関連の沈没船や積荷については、オランダに帰属するとの解釈があったため、1972 年にオランダ政府、オーストラリア連邦政府、西オーストラリア州政府の間でオランダ船籍沈没船に関する委員会を組織し、その所有権と管理権の規定に関する合意を 2 国間で果たした。オーストラリア海事考古学の進展を促し、沈没船の所有権と管理権をめぐる複雑な状況下の国際連携により、バタヴィア号はオーストラリアにおける沈没船遺跡管理保護の指標となっている。

バタヴィア号発掘調査以後も、オーストラリア周辺海域では、各州政府の主導により開拓初期時代や植民地発展期の史跡沈没船が発掘調査され、国全体でいかに史跡沈没船や水中遺跡の保存と活用に取組むかという議論が活発になり、各州と連邦政府の法整備と体制づくりが進んだ。一方で、バタヴィア号引揚げ船体の保存処理の費用・人的負担の問題を契機として、関係者の間では、水中遺跡を現地保存する方策の議論や研究が盛んとなつた。



西オーストラリア海事博物館
(東インド会社の展示)



西オーストラリア海事博物館
(調査船)

オランダ

オランダは古くより海洋国家であり、国土の多くが海面より低いことから、水中遺跡に対する関心も高いが、水中遺跡保護に関しては他のヨーロッパ諸国に比べて取組は遅れた。1980 年代になって 2 隻の沈没船が引き揚げられ、また、同じ頃に国外のオランダ東インド会社の沈没船も引き揚げられ、その遺物が売買されるという事態を受けて、国民の間でも保護意識が高まり、本格的な保護の取組が開始された。1985 年には国に海事考古学部門が設置され、1988 年になると 1961 年に制定された文化財を保護する法律が改正され、保護対象範囲は 12 海里までの水中遺跡を対象とすることが規定された。2007 年にもヴァレッタ条約（考古遺産保護のための欧州条約）の方針を取り入れた法改正がなされた。保護の対象は 24 海里まで拡大され、併せて開発に伴う調査の原因者負担も明確に規定された。

オランダでは、教育文化科学省の文化遺産庁が文化財行政の中央組織として存在しており、国の指針、国指定史跡の管理、科学研究費による調査、国際協力研究等を担当するとともに、調査標準の作成や報告書のアーカイブ管理等も行っている。この文化遺産局に海事プログラム局が設置され、水中遺跡の保護を主導している。

オランダには国・広域自治体（州）・基礎自治体による行政区分がある。海岸から 1 km までの海域は基礎自治体の管轄で、それより外側は国の管轄である。現在、遺跡保護については地方分権が進められ、国は施策の立案・データの一元管理、そして科学的な調査研究の 3 つを柱に、それ以外は広域自治体が陸の文化財保護の取組と同じように位置付けるシステムである。また、水中遺跡の保護は教育文化科学省だけでなく、他の政府機関や文化遺産と関わる産業分野との連携を強める方針を打ち出している。

法律上は陸上・水中の遺跡の区別はなく、同等な対応が求められている。したがって、大学で水中遺跡に特化したプログラムではなく、水中遺跡保護を特殊な分野として捉えない。水中遺跡は現地保存を原則としており、水中遺跡のモニタリングに関する国際プロジェクトなどにも積極的に取組んでいる。特に、かつてのオランダ東インド会社関連遺物を国有財産と位置付けることで、それらが発見された国々との歴史的な相互理解を目的に、オランダ政府との共同プロジェクトが近年盛んに行われており、さまざまな調査が各国で展開している。九州国立博物館とも 2014 年に水中遺跡の調査・研究に関する基本合意書を締結している。



アムステルダム 国立海事博物館
(外観)



アムステルダム 国立海事博物館
(天井が海図を意識したデザイン)

把握・周知 遺物や遺跡を発見した場合にはそれぞれの広域自治体に報告の義務があり、その後、文化遺産庁へと情報が集約され遺跡台帳に記載される。遺跡台帳は公開されていないが、文化遺産庁が指定した民間の発掘会社や研究者等は閲覧することができる。水中遺跡については現在、50,000 カ所の注意すべきポイントを確認している。これらのポイントについては、広域自治体が文献資料や地質、海流の動きなどに基づいて水中遺跡の有無を検討し、保護の対応を担うことになる。

開発対応 民間・公的機関に関係なく開発事業に伴い事前調査が義務付けられており、実際の調査は民間の発掘会社に委託して行う。調査標準の遵守が強く求められ、指定された業者のみが発掘調査を行うことができる。調査標準としては、事前調査（文献資料や周辺の景観）、保存処理（開発事業者の負担は収蔵庫に遺物を納品するまでに限り、その後の収蔵は州の負担）、2 年以内の報告書作成等が義務付けられている。陸上の発掘調査を行う民間会社は 30 社ほどあるが、そのうち 3~4 社が水中遺跡の発掘調査も行うことができる。

活用 オランダにはアムステルダムとロッテルダムに国立海事博物館がある。アムステルダムの海事博物館は、オランダの海の歴史の黄金期・捕鯨・アムステルダム港に絞った展示を行っている。日蘭交流の資料も数多く收藏し、特に 18 世紀の豊富な写真資料がある。ロッテルダムの博物館は、ロッテルダム港の歴史や船舶にまつわる歴史を紹介している。長崎の出島に関する資料や、日本で西洋向けに作られた輸出漆器も所蔵している。この他に、オランダ国立博物館には東インド会社の交易についての展示がある。

保存処理 文化遺産庁に文化財の保存処理を行う研究施設が設けられている。



アムステルダム 国立海事博物館の展示室
(航海での位置確認の展示)



ロッテルダム 国立海事博物館展示
(日本で製作された西洋向けの輸出漆器)

スウェーデン

スウェーデンでは、1628年に進水直後に沈没した王室の軍艦ヴァーサ号が極めて著名である。塩分濃度や海水温が低くてフナクイムシがほとんど生息しないストックホルム湾の水中環境により、船体はほぼ完全な形で残っていた（遺存率96%）。1956年に発見され、1961年に引き揚げられたヴァーサ号は国の貴重な遺産として位置付けられ、保存に関する費用の大部分を王室が負担した。後の博物館となる専用の保存施設においてPEGがシャワー状に噴射され続けるなど、実際に30年を費やし同船の保存には莫大な労力と費用がかかったことから「ヴァーサ号はスウェーデンにとって、今後沈没船を引き揚げないことの象徴」といわれる。しかし一方で、PEGを使用した船体保存は、木製遺物の保存処理に多大な科学的知見をもたらした。艦内には当時の軍艦に搭載されていた大砲をはじめとする武器類や、船員や兵士の日常生活用具類、マストには実物の帆がそのまま残り、また、王室の調度類や木造彫刻からは当時の芸術性の高さを知ることができる。一方で、スウェーデンでは近年、ヴァーサ号の維持管理に費やす人的・予算的負担の大きさから、沈没船や遺物をいかに引き揚げずに管理し、国民にその情報を還元するかといった方法についての研究が活発である。

遺跡の管理は、陸上と水中の区別なく地方公共団体が主体となっている。陸上の遺跡については形式上、史跡指定は国が行うが、指定地の管理や各種開発対応はすべて地方公共団体が行う。水中遺跡に関しても同様で、各種開発の対応やその後の管理については、ヴァーサ号博物館に隣接する国立海事博物館がその取扱いに関する助言を行うが、実際の対応や管理は地方公共団体が行っている。なかには、地方公共団体で独自の予算と組織を組んで、継続的に水中遺跡の発掘調査を行っている事例も存在する。

把握・周知 遺物の単体発見は保護の対象外であるが、周知の遺跡から半径200m以内で発見された遺物は単体であっても保護の対象となる。不時発見は、地方公共団体や博物館等への届出が義務付けられている。沈没船の保護は100年経過を基準とし、これを含む水中遺跡の数は約3,000カ所確認されている。その情報は非公開で地方公共団体と国立海事博物館が管理している。



ヴァーサ号博物館
(左：ヴァーサ号船首、中央：同船体、右：同船尾)

開発対応 周知の遺跡での開発事業に際し、事業者は陸上・水中に關係なく地方公共団体に許可を申請し、地方公共団体の判断により事前調査を行う。発掘調査や遺物の保存処理に要する費用は原因者負担となる。発掘調査は地方公共団体が指定する民間発掘会社、博物館、国の機関等が行う。およそ40組織が発掘調査を行っており、博物館だけで23館ある。このうち数社は、水中遺跡の発掘調査にも対応している。国内に保存処理施設はあるが、国外の業者への委託も行っている。発掘調査から1年以内に保存処理を完了させることと、保存処理のプランや整備された体制なしに引揚げは行えない仕組みが整えられている。

活用 ヴァーサ号博物館の年間入館者数120万人は、海事関係の博物館としては世界有数である。その半数は海外の旅行者であり、スウェーデンにとってもっとも重要な観光地の一つとなっている。全長69m、高さ52mのヴァーサ号を保管・展示する7階建ての博物館で、各階が展示フロアになっており、階ごとに異なるヴァーサ号の姿を見ることができる。また、各階にはヴァーサ号に関するテーマ別展示が行われ、船にまつわる体験学習も盛んである。ミュージアムショップやレストランも完備された建物内は観光客が排出する二酸化炭素対策として、外部とは3重の扉で遮断の工夫がなされ、湿度52%の維持が図られている。

水中遺跡に関する国立博物館は、海事・海軍・ヴァーサ号の3館からなる。常設展の実施やコレクションの収集は別々に行うが、企画展は共同して実施している。

保存処理 ヴァーサ号博物館内には、保存処理施設や研究施設も完備されている。保存処理は現在も継続的に行われており、最近の大きな課題は、木製船材とそれに打ち込まれた金属製船釘等を同時に保存処理することの難しさが挙げられる。保存処理は民間にも委託しているが、海外の保存処理会社に委託しても制度上は問題ない。

保存処理技術の進展は日進月歩であり、現地保存の考え方も状況に応じた対応が求められ、これらについては世界水準を意識した対応が重要であることから、国際交流が職務の中で大きく位置付けられている。



ヴァーサ号博物館
(ヴァーサ号船内の様子)



ヴァーサ号博物館
(船大工道具などの保存処理を行った遺物)

韓国

韓国の水中考古学は、中世日本の東福寺等からの発注をうけて、中国から日本へ向かう途中で沈没した中国・元時代の商船である新安沈没船が、1975年に全羅南道の新安沖で発見されたことによって始まった。この沈没船の発掘調査と引揚げは当初は海軍が、その後は国立文化財研究所が担当し、その後、国による体制整備が進んでいった。

韓国では2011年に文化財保護法の改正が行われ、「埋蔵文化財保護及び調査に関する法律」が制定された。このなかの第2条では水中遺跡の定義が、第3条ではその範囲が明文化され、基本的には陸上の埋蔵文化財と同様の保護が行われることとなった。すなわち、陸上・水中とも遺跡の取扱いに関する権限は国が所管しており、また、出土遺物も国の所有となる。地方公共団体には調査組織等は存在せず、開発事業に際して発掘調査が必要になった場合は、民間の発掘調査組織に委託して実施している。民間の発掘調査組織については、構成員（人数と経験年数等）や設備（発掘調査機材や保存処理機材等）等の完備が義務付けられており、水中遺跡の発掘調査を実施するには潜水士の資格保有者の配置等が条件となっている。

現在、水中遺跡の調査と管理は木浦にある国立海洋文化財研究所が専属的に行っている。韓国ではこれまで、約20件の発掘調査や引揚げ調査が行われ、船体の保存処理と展示等はすべて国立海洋文化財研究所が実施してきた。研究所内の発掘調査課には30名の職員（嘱託を含む）が配置され、独自の調査船も所有している。これまでには引揚げ中心の調査が行われてきたが、近年は現地保存や海底での活用も検討を始めている。また、国際交流も盛んで、例えば西オーストラリア博物館とのPEG処理に代わる木材の保存方法の共同研究や、フィリピン国立博物館の水中考古学チームとの共同調査を行っている。非営利団体等の小規模な組織はあるものの、専門で水中考古学に取組んでいる大学ではなく、研究も国が主体となって推進している。

把握・届知 遺物を発見した場合、7日以内に警察への報告の義務がある。遺物発見の報告を受け、遺跡の存在の可能性が高い場合は国立海洋文化財研究所が探査（地表調査）を行っている。その件数は年間10件ほどである。水中遺跡の発見を促すため漁業関係者等に対して広報活動を行い、遺物発見の報告には報償金が支払われるが、かたや未報告に対する罰則規定も法律に明記されている。遺跡地図などデータベースは作成されているが、公開はされていない。水中遺跡は2013年現在、253カ所が登録されていて、そのうち21遺跡は発掘調査実績がある。



国立海洋文化財研究所
(新安沈没船の展示風景)

開発対応　海上の場合、工事面積が 15 万km²以上の場合には事前探査が義務付けられている。探査や遺跡の確認作業の後、発掘調査を行うかの決定は文化財庁（発掘制度課）が行う。事前探査を含め発掘調査費用は、すべて開発事業者が負担することが法律に明記されているが、地方公共団体から補助金を受けることができる場合もある。探査に関しては非営利団体が行った例もある。

新安沈没船 新安沈没船は、1975 年に漁師が陶磁器を引き揚げたことを契機として発見された。地元の強い要望と盗難対策として、1976 年から海軍が中心となって引揚げの準備（保存処理に関する奈良文化財研究所で研修を受けるなど）が進められ、途中から国立文化財研究所が主体となった。実際の引揚げ作業は 1981～1984 年に行われ、船体については引揚げとともに保存処理が施され、1994 年からは木浦に建設された国立海洋遺物展示館で復元作業を行い、2004 年には復元を終えた。

この沈没船は、日本の東福寺等が発注した 20,000 点を超える中国陶磁等を積載し、1323 年 6 月に中国の慶元（寧波）を出港して日本へ向かう途中、韓国的新安沖水深 20m の海底に沈没した商船であることが、出土した木簡により判明した。船体は地中に埋もれていた全体の 1/4 程度しか遺存しないが、全長は 34m ほどであったと推定されている。船体の引揚げは分割して行い、保存処理を終えた部材から、国立海洋遺物展示館において公開しながら復元作業を進めた。

国立海洋文化財研究所 1994 年に開館した国立海洋遺物展示館は、新安沈没船を中心に韓国内で引き揚げられた沈没船とその積載物を専属的に展示する施設であり、当初は国立文化財研究所の所管であった。2009 年には文化財庁直属の国立海洋文化財研究所となり、展示だけでなく保存処置も同時に実行する総合的な機関となっている。泰安の馬島において高麗時代の沈没船が集中して発見・引き揚げられることから、2010 年には泰安保存センターが付属機関として開設された。また、2013 年には探査機器・専用クレーン・保存処理室・減圧室等を完備した専用の調査船を建造した。

韓国では、この研究所以外では、国立羅州博物館で新安沈没船内の荷物の積載作業を、1/5 の復元模型の前のディスプレイで観覧できる CG 映像展示が行われ注目される。また、国立中央博物館や国立光州博物館でも、新安沈没船の積載品が展示されている。



国立羅州博物館
(左:新安沈没船の復元模型、右:同荷物積載画像)

中 国

中国は18,000kmの海岸線と6,500余りの島々だけでなく、内陸部にも豊富な水域を有している。そのため多様な水中遺跡が存在している。水中遺跡保護の取組は1989年の南海1号のプロジェクトから本格化している。同年に行政法令として「水中遺跡保護条例」が国务院によって制定され、保存事業が進められるとともに、体制構築と人材育成が図られ、国家プロジェクトの推進がなされてきた。遺跡保存の基本方針は現状保存とされているが、除外規定が設けられているのは引き揚げないと盗掘されるという事情があるためである。南海1号の場合も当初は現地保存が検討されていたが、盗掘が著しいことから、結果的に引き揚げることが決定された。

体制整備は、1989年に国立博物館に南海1号の事業担当が置かれたことから始まる。2009年に国家文物局中国文化遺産院の内部組織として水中考古学の研究室が設置され、2014年に独立した文物局組織として、国家文物局水中遺跡保護中心が誕生した。現在では国家博物館にあった部署も吸収し、中国唯一の水中考古学の組織となった。水中遺跡保護に関する、全国の発掘調査計画の立案と調整、実際の調査・研究、そして人材育成を担っている。地方に4つの保護基地（寧波・青島・武漢・福建）があり、現在、南シナ海の基地をパラセル諸島に建設している。水中遺跡保護の事業計画が5カ年ごとに策定されて計画的に保護事業が進められている。今後は漁業等の関連する海洋部門を取り込んだ保護体制の確立を目指している。

国と地方自治体の役割分担については、陸上の場合は、日本を参考にしているところもあり、各省が発掘調査の主体となり遺跡や遺物の管理は地方公共団体が担っている。水中の場合も同様だが海域について省ごとの境界が設定されていないこともあり、現在6つのエリアに分けて包括的な保護管理を行っている。調査は省だけでは対応できないため、水中遺跡保護中心の協力を得ることになる。南海1号の場合は、広東省文物研究所と水中遺跡保護中心が発掘調査の指針を策定して事業を進めている。

把握・周知 遺跡の発見は漁業関係者等によるが、盗掘により発見される場合が大半である。条例には所有権について、土地だけでなく発見物も全て国の所有であることが明記されている。ただし、漁業関係者等の発見者に対して政府が報奨金を支払う制度が整えられている。



広東省博物館
(交易船の実物大模型 内部は展示室)



広東省博物館
(交易船の積荷の再現模型)

遺跡の周知方法は、遺跡に核心エリアその外側に保護範囲、さらにバッファゾーンを設けている。保護範囲内の開発はありうるが、核心エリアは保護される。保護範囲の設定には漁業関係者等との協議は必要なく、所有者である国が管理する。周知化のための遺跡台帳は現在データベースを作成中であり、今後は省と国のデータ共有や一般向けの情報発信に取組む予定である。

開発対応 陸の場合は国家文物法によって対応できているが、水中遺跡には適用が難しく、水中遺跡保護条例でも海の開発全てに対処できていない。一義的には省が遺跡を保護する義務がある。開発計画がある場合には、まず、地方政府が開発者と事前調整し、大規模開発の場合には国が調整を行う。水中遺跡の場合には、国が主導権を握り、具体的な施策は地方政府が担っている。ただし、政府内部にも規定がなく協議によって進めている。

活用 広東省の海域で1980年代に発見された南海1号は南宋時代の海外貿易用の商船である。数万点の積荷は主に西アジアへと輸出される予定の陶磁器類や工芸品からなり、中国の水中考古学における貴重な発見であり、海上シルクロードにおける重要な水中遺跡である。盗掘により現地保存が難しかったため、周囲の土壌ごとコンテナ内に切り取って引き揚げられている。現在広東海上シルクロード博物館で発掘調査と保存処理が同時に行われており、その様子がそのまま展示として公開されている。全長22mの船体とその積荷の状況は圧巻である。

また、重慶にある白鶴梁水下博物館は水中ミュージアムとして有名である。唐代から長江の水位の変化を記録した長大な石刻と水位の物差しとなる魚の石像がある。遺跡は三峡ダムの建設で水没したが、トンネル式エスカレーターで水底まで下り、ガラス窓から石像を観覧できる。

保存処理 保存処理は省レベルでなく、水中遺跡保護中心等の国の機関が実施し、保存処理費も国の予算による。今後は、現地保存とモニタリングの手法検討に重点的に取組む予定である。

人材育成 各省の文化財担当者等を対象に4~5ヶ月の期間で水中考古学の研修が実施されている。その内容は大きく、潜水技術のトレーニングと水中考古学調査方法、水中遺跡概要（水中遺跡保護・海上シルクロード・造船技術・航海史等）の3つからなり、ダイビングの基礎から始めて、総合的な海事考古学の技術と知識を学ぶことができるプログラムとなっている。



広東海上シルクロード博物館
(引き揚げられた南海1号の展示)



広東海上シルクロード博物館
(南海1号の積荷の展示)

デンマーク

デンマークにおける水中遺跡への関心の芽生えは、1958～1962 年にロスキルダ・フィヨルドで発見・発掘調査された、ヴァイキング時代（10 世紀頃）に海峡封鎖を目的に意図的に沈められた 5 艘の沈没船に起因する。特に、バルト海は塩分濃度や海水温が低く、フナクイムシがほとんど生息しないため木造船の遺存状態が良好で、歴史的意義や技術史的価値がわかりやすいことから展示効果が高く、学校教育の場においても水中遺跡への関心が高まっていた。

デンマークでは、博物館が遺物の管理と展示を行う施設であるとともに、遺跡管理の役割も担う。現在、水中遺跡の保護については、国立博物館とヴァイキングシップ博物館を含む計 6 館で領海を分割・分担している。それぞれの館に最低 1 人は水中で発掘調査を行える職員を配置しているが、水中業務を専属的に行っている職員はヴァイキングシップ博物館の 6 人のみである。

国立博物館が開発した PEG と真空凍結乾燥法を使用した木材の保存処理は、長い間ヨーロッパのみならず世界的にも保存処理のスタンダードとなっている。ユーロ圏の国際的な研究交流、特に、バルト海関連 11 諸国間の連携が強く、これらについては当初からデンマークが現地保存・モニタリング研究の主導的立場にある。

把握・周知 法律の上では、陸上・水中の遺跡の区別はない。遺跡の保護は 100 年経過を基準とし、遺物は国の所有となる。ただし、歴史的に重要な遺物（戦争遺跡など）は年代に関係なく保護対象となる。遺物の不時発見は国立博物館に報告する義務がある。遺跡のデータベースは国が管理しており、インターネットからアクセス可能である。水中遺跡の情報は、漁師・スポーツダイバーから大部分が得られ、水中遺跡候補地（遺物を引き揚げた地点・文献資料による沈没記録等）は約 20,000 カ所ある。このうち博物館を中心としたこれまでの調査により、約 2,000 カ所の新石器時代以降（最古は約 7,500 年前、水没遺跡の約 8 割）の水没遺跡と約 2,000 件の沈没船が把握されている。バルト海には海水面上昇による新石器時代の水没遺跡が多いため、旧地形を復元して、陸上と同じ観点から遺跡の有無や広がりを判断することが、重要な把握方法として位置付けられている。



ヴァイキングシップ博物館
(展示風景)



デンマーク国立博物館保存処理センター
(PEG による木材の処理状況)

開発対応 開発事業の際には開発事業者が博物館に工事計画を提出し、博物館は当該地において必要な探査内容について開発事業者に指示し、開発事業者はそれに基づき探査を民間の探査会社に委託する。博物館はその探査に基づいて得られた情報を踏まえてその取扱いを政府に意見具申し、最終的に政府がその取扱いを決定する。発掘調査が必要な場合は、費用の見積もりを添付して開発事業者に決定内容を通知する。開発事業者は調査費用を勘案し、発掘調査か計画変更のどちらかを選択する。発掘調査を選択した場合は、自ら博物館か民間の発掘会社（10社）を選んで発掘調査を委託し、後者の場合は博物館員がその発掘調査内容をチェックする。民間の発掘会社には調査標準の遵守が強く求められる。

近年の海洋開発はパイプラインと風力発電の設置がほとんどで、年間約15～20件の発掘調査が行われている。パイプライン設置の場合の発掘調査は、幅2m、長さ100mの細長い調査区となる。なお、事前調査、発掘調査、保存処理まで費用は原因者負担となっているが、その後の管理、再処理や展示は国とそれぞれの博物館の責任となる。

活用 ヴァイキングシップ博物館では、博物館内においては、5艘の沈没船の実物展示を中心に、水中遺跡関連の企画展を定期的に実施している。ボランティアによる展示解説が随時行われ、特定の時間にはヴァイキングの恰好をした解説員が現れ、子供たちに好評である。企画展示としては、世界各地の海にまつわるテーマの展示会が行われている。博物館外では、ヴァイキング船の実大復元作業が毎日行われ、来館者はその部材製作作業に体験学習として自由に参加でき、復元したヴァイキング船への乗船体験もある。また、復元船を使っての航海実験も行われている。レストランやフードコートも完備され、博物館の周辺はサイクリングコースになっていることもあり、週末は家族連れやレクリエーションを楽しむ人々で賑わう。ボランティアは300人登録され、博物館内外の事業に関わっている。

人材育成 国立博物館の保存科学部門の専門職員は60人。世界的にみても最大規模を有し、大学院生の実習を受け入れている。また、南デンマーク大学に水中考古学のプログラムがあるが、自國の生徒より他国からの生徒の割合が高い。



ヴァイキングシップ博物館
(ヴァイキング船の復元)



ヴァイキングシップ博物館
(乗船体験)

フランス

フランスはスクーバダイビング発祥の地として著名であり、水中考古学の歴史も長い。特に、1960年に文化大臣に就任したアンドレ・マルローが水中遺跡保護の重要性を提唱したことを契機に、1966年には文化遺産庁帰属の研究組織（水中考古学研究所：DRASSM）が設立され、現在でも水中遺跡全般の管理を統括している。水中遺跡の範囲は、かつては海域だけであったが、1997年以降は湖沼や河川も対象となっている。DRASSMはフランスの水中遺跡の保護を統括する唯一の組織であり、年間予算は約350万ユーロ（このうち文化遺産庁から90万ユーロ、他はEUからの研究予算等）、職員37名中15人が潜水士の資格を有している。また、最新鋭の専用調査船アンドレ・マルロー号も保有している。隸他の経済水域を含む外洋はすべてDRASSMが調査を行うなど、国を中心とした管理体制が敷かれている。

現在、約5,800ヵ所の水中遺跡が登録され、約300人が水中遺跡保護や水中考古学に従事している。引き揚げた遺物は、各地の博物館等で保存処理を行っており、国内の複数の博物館で遺物を展示しているが、遺物の管理はDRASSMが行っている。

DRASSMではエクス・マルセイユ大学の修士課程大学院生8人を常時受け入れ、歴史学・保存科学・潜水訓練等の2年間コースの講義を専用船も使って実施している。なお、このコースを修了した後に、さらに4ヶ月の研修を経て水中考古学の有資格者となる。また、ブルネイ、ガボン、リビア、パキスタン、台湾等、他国への技術提供を行うとともに、現在14ヵ国と交流事業を行い、インターポールと協力してトレジャーハンター対策等、国際的な交流や連携にも積極的に取組んでいる。なお、フランスには日本のような史跡指定の制度がない。

把握・周知 水中遺跡の発見者に報告を促すために、報奨金を支払っている（発見報告は年間50～80件だが、報奨金の支払いは年間1～10件）。個人の所有が確認できない遺物はすべて国の所有となる。2010年の時点で約5,800ヵ所の水中遺跡を確認しており、文献史料等から約20,000ヵ所の沈没船を含めた水中遺跡の存在が想定されている。これまでに約1,500ヵ所以上の地点において潜水調査等が行われデータベースは整備されているが、非公開である。



水中考古学研究所
(専用船アンドレ・マルロー号とDRASSM)



アンドレ・マルロー号
(船内の大学院生への講義風景)

開発対応 陸上・水中に係わらず工事面積に対して遺跡保護に関する税金が課せられ、事前調査の費用はその中から支払われる。事前調査の結果を基に、原因者に対して中立的な立場の機関等が発掘調査の可否を決め、発掘調査の費用は原因者が負担する。外洋の調査はすべて DRASSM が行うが、沿岸部は DRASSM の許可を得た上で、他の機関や民間の発掘会社が調査を担当する。

活用 マルセイユ市立歴史文化博物館では、市沿岸部で 1993 年に発掘されたギリシャ時代（紀元前 6 世紀）の船 2 艘と、ローマ時代（紀元前後）の 5 艘が保存処理後に展示されている。船体は船底付近しか遺存していないが、実物展示の横に 1/20 の復元模型を展示し、どの部位が遺存・展示されているかについて理解を助けている。ギリシャ時代の船には木釘と紐が、ローマ時代の船には青銅釘が使用され、その構造の違いがわかるような模型の展示もある。船の周囲には出土品が展示され、また、発掘調査風景の映像もあり、さまざまな工夫による展示が行われている。

アルル博物館では、2004 年にローヌ川の河川改修に伴って発見されたローマ時代（紀元前 50 年頃）の運搬船（商船）が引き揚げられ、2011 年から保存処理を終えた実物が展示されている。全長 31m の平底船は積み荷を乗せたままほぼ完全な状態で出土した。引揚げや保存処理は 10 分割して行ったため、展示に至るまでには低予算・短期間での対応が可能になった。船の周辺には出土品である積み荷が展示され、発掘調査から展示に至るまでの映像は、わかりやすく興味深い。

保存処理 フランスでの沈没船等の保存処理は、大半はグルノーブルにある保存専用施設で行われる。アクリル等のモノマー溶液を木材に含浸した後にガムマ線を使って重合して強化するフランス独自の方法と、PEG 含浸した後に真空凍結乾燥する方法の併用が一般的な手法である。



マルセイユ博物館
(ギリシャ時代の船)



マルセイユ博物館
(ローマ時代の船)



アルル博物館
(ローマ時代の運搬船)



アルル博物館
(座って展示解説を聞く)



フランス アルル博物館
(引き揚げた沈没船と権、積載物の展示)



フランス アルル博物館
(ローヌ川での水中遺跡調査ジオラマ)

資料 2

我が国における水中遺跡
保護に関する取組

かいようまる 開陽丸

【所在地】 北海道江差町

【調査主体】 江差町教育委員会

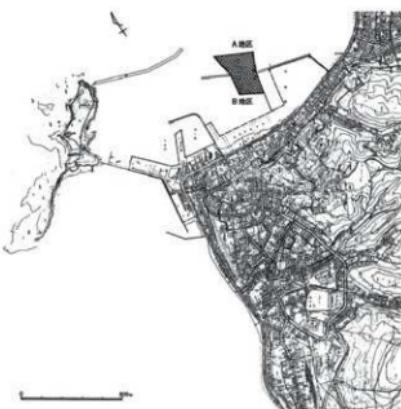
【調査年度】 昭和 50~59 年度

【予算措置】 港外（A 地区）は文化庁補助金、港湾計画区域（B 地区）は北海道による原因者負担（3 カ年）。

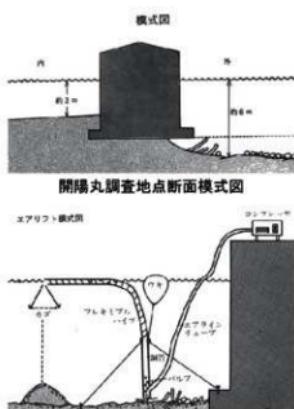
【報告書】 江差町教育委員会・開陽丸引揚促進期成会『開陽丸 海底遺跡の発掘調査報告 I』昭和 57 年

【遺跡概要】 開陽丸は、箱館戦争の最中の明治元年（1868）11 月 15 日、江差港沖にて荒天により座礁沈没した榎本武陽が率いる旧幕府海軍旗艦。旧幕府がオランダに発注した大砲 26 砲を備える当時としては世界最新鋭の軍艦。

【調査内容】 港湾拡張工事に伴う防波堤の建設に際して遺跡の存在を確認した。昭和 49 年の荒木伸介の潜水調査により範囲が確定し、同年、港外 600 m²、港内 2,000 m²を周知の埋蔵文化財包蔵地とする。昭和 50 年からの発掘調査により、32,905 点の遺物のすべてを引き揚げ、フナクイムシ対策として、現地に遺存する船体の一部を 18 × 12m の範囲で銅網による被覆を行い現在まで保護を図っている。遺物は武器類・船体船具類・生活用品の 3 種類からなり、その保存処理は、東京国立文化財研究所・奈良国立文化財研究所（当時）、江差高校科学クラブの協力を得て実施された。現在は江差港に近接した開陽丸青少年センターにて展示・保管されている。



開陽丸調査地点



開陽丸調査方法模式図

とさかなど 史跡十三湊遺跡

【所在地】 青森県五所川原市

【指定日】 平成17年7月14日

【面積】 247,962.8 m²

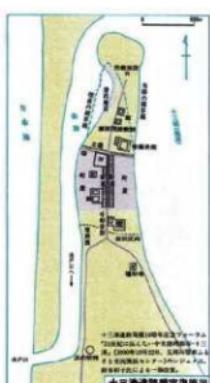
【報告書】 青森県教育委員会『十三湊遺跡』平成17年他

【遺跡概要】 本州最北端の津軽半島の日本海側ほぼ中央に所在し、岩木川河口に形成された潟湖・十三湖の西岸に位置する。戦国期に成立したと考えられる『廻船式目』に三津七湊の一つとして「奥州津軽十三湊」とみえ、蝦夷管領を務めた津軽の豪族、安藤（安東）氏が拠点を置き、北方世界と畿内を結ぶ北日本海交通の重要な港として発展、繁栄した。そのため、十三湖一帯には安藤氏の居館と考えられる福島城跡、港町である史跡十三湊遺跡をはじめとする安藤氏に関連する中世遺跡群が多数存在する。遺跡は南北約2km、東西最大500mに及び、13世紀初頭に成立し14世紀後半から15世紀前葉に最盛期をむかえる。

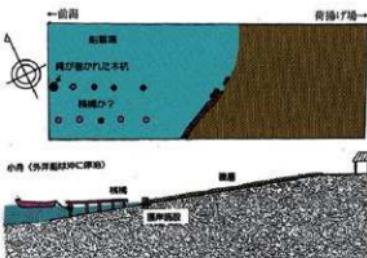
【調査内容】 遺跡は空堀を伴う東西方向の大土塁により南北に二分される。土塁北側は遺構及び遺物の内容から、領主やその関係者等の居住区と推定される。また、大土塁とほぼ同方向の柵を伴う東西道路が20から30m間隔で規則的に配置され、その間に多くの掘立柱建物・井戸・鍛冶・製銅の工房等の竪穴遺構が分布し、都市計画的な屋敷割が見られる。土塁南側は地割から町屋の存在が推測されている。側溝を備えた南北道路と、その両側には掘立柱建物及び井戸を伴う区画があり、南辺には墓跡や畠が見られる。

また、十三湖の汀線付近の砂地に広く礫敷が認められ、護岸用の木杭と横板、

桟橋の可能性がある縄が巻いた杭等も出土している。中世の港湾施設の調査例は全国的にも数少ない上、港湾施設とそれを中心に広がる港町の遺跡が一體的に把握された希有な事例である。



十三湊遺跡想定復元図



桟橋遺構模式図（上）と復元図（下）

史跡和賀江嶋

【所 在 地】 神奈川県鎌倉市・神奈川県逗子市

【指 定 日】 昭和 43 年 10 月 14 日

【面 横】 72,017.59 m²

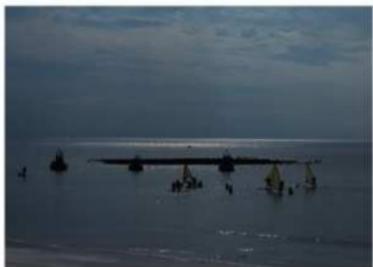
【報 告 書】 鎌倉市教育委員会『史跡和賀江嶋保存管理計画書』平成 18 年

【遺跡概要】 鎌倉市の由比ヶ浜は相模湾に面した遠浅の砂浜海岸で、その東南端の材木座海岸から突出した川原石の集積地を和賀江嶋と呼んでいる。和賀は材木座の古名。鎌倉時代に海岸は港として賑わっていたが、遠浅で荷の上げ下ろしが不便なうえに、風波の影響で船が破損・転覆することも多かった。

貞栄元(1232)年、往阿聖人が築港を発願したことで在所から大量の石を運搬して一ヵ月ほどで竣工した。その後、江戸時代にも船着場として使用されるなど、現存する日本最古の築港遺跡として指定。平成 18 年には神奈川県教育委員会による測量調査の結果、既指定地西側及び北側の海域部分を追加指定。

【所管区域】 史跡和賀江嶋の指定範囲は海上の各点及び海岸線に挟まれた区域として、図面により告示が行われている。公有水面と陸地の境界は「公有水面埋立ニ関スル件」(大正 11 年内務次官通牒)において春分秋分における満潮位とされていることから、海岸線により示される指定範囲は、護岸擁壁の地点では満潮時海水面と接するライン、擁壁に砂浜が接している地点では満潮時海水面高の延伸線と擁壁が接するラインとなる。

鎌倉市及び逗子市海域における指定地の各所管区域は、漁業法による共同漁業権第 9 号(逗子市地先)と同第 10 号(鎌倉市地先)の境界と同じ線で、両市境界と最大高潮時海岸線との交点から 233 度 7.2 分に引いた線により分けられる。



和賀江嶋遠景



両市の所管区域図

琵琶湖総合開発への対応

【所在地】 滋賀県 琵琶湖一円

【調査主体】 滋賀県教育委員会（主体） 公益財団法人滋賀県文化財保護協会（機関）

【調査年度】 昭和 48 年度：分布調査 昭和 52 年度～平成 3 年：発掘作業 平成 4 年～平成 25 年：整理等作業・報告書作成

【予算措置】 原因者負担（水資源開発公団一水資源開発機構）

【報告書】 『琵琶湖湖岸・湖底遺跡分布調査概要 I』昭和 48 年、『水資源開発公団関連遺跡発掘調査出土遺物 整理事業マニュアル』平成 4 年、『琵琶湖開発関連埋蔵文化財発掘調査報告書 1～15』平成 9～26 年、（詳しい業務内容と報告書一覧は『報告書 15-1』「琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財保管整理業務事業報告」に記載している）

【調査内容】 昭和 47 年「琵琶湖総合特別措置法」（6 月）に伴う「琵琶湖総合開発計画」（12 月）が決定され、文化財の取扱いが協議された。昭和 48 年当時、確認されていた水中遺跡は 12 遺跡（現在は 73 遺跡）であり、陸上の遺跡と同様に分布調査、試掘調査を進めたのち、遺構に影響のある遺跡の発掘調査による記録保存を実施した。

水深の深い遺跡では、潜水士の資格を取得した文化財専門職員が調査にあたり、サンドポンプなどで湖底を掘削、遺物の取上げや遺構の記録にあたった。また、沖合 200～400m の水深の浅い遺跡では、長さ 10m ほどの鋼矢板で調査区を二重に囲い、矢板間に土を充填し、水を塗り出して陸上と同じ環境で調査を実施した。発掘調査は平成 3 年に終了。平成 4 年からは「滋賀県琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財保存管理整理基金」を設け、平成 25 年まで出土品の整理と保存処理を実施。15 冊の報告書を刊行して約 5,000 箱の遺物を収納した。陸化調査では、調査の季節、適応水深や常時排水、経費負担の問題のほかに、良好な状態で保存されていた多量の動物依存体・植物、木製品等の取扱い方法（保存と活用）が課題となった。日本でも稀有な琵琶湖の水中遺跡の調査は、水辺環境における人々の独自の暮らしと文化を明らかにし、地域の歴史の復元に大きな成果を上げた。

（滋賀県教育委員会 木戸雅寿）



水中調査で発見された勢多橋の橋脚



陸化させて実施した唐橋遺跡の調査

粟津湖底遺跡

【所在地】 滋賀県 大津市晴嵐地先(琵琶湖中)

【調査主体】 ①文化庁(財団法人京都市埋蔵文化財研究所に委託)

②滋賀県教育委員会(主体) 公益財団法人滋賀県文化財保護協会(機関)

【調査年度】 ①昭和 55 年、②平成 2 年～平成 3 年

【予算措置】 ①保護部局、②原因者負担(水資源開発公団→水資源開発機構)

【報告書】 ①文化庁『遺跡確認法の調査研究昭和 55 年度実施報告~水中遺跡の調査~』(昭和 56 年度)、②滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『粟津湖底遺跡第 3 貝塚(粟津湖底遺跡Ⅰ)』平成 9 年、『粟津湖底遺跡(粟津湖底遺跡Ⅱ)』平成 11 年、『粟津湖底 予備調査・南地区(粟津湖底遺跡Ⅳ)』平成 12 年、『粟津第 3 貝塚 2・自然流路 2(粟津湖底遺跡Ⅴ)』平成 26 年 琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査 1、3、3-2、4、13

【調査内容】 粟津貝塚は、琵琶湖の南端、勢多川河口付近の水面下 2m に所在する(水面海拔 84m)縄文時代早期から中期の土器が出土する貝塚である。発見は昭和 27 年に漁師が引き揚げたものの中から、藤岡謙二郎が遺物を発見したことに始まる。近辺の石山貝塚や螢谷貝塚との関連性が注目されていた。その後、文化庁が昭和 54 年度から実施した水中遺跡・砂地遺跡・都市周辺軽石堆積地・沖積地等に関する「遺跡保存方法の検討」の対象とされ調査がなされた。三角測量による位置の確認、基準点の設置、潜水による人力掘削等が行われ、遺跡(貝塚)の範囲及び基本土層の確認、遺物の取り上げが行われた。この時に周知化が進められ、平成 2 年度の琵琶湖総合開発に伴う航路浚渫で記録保存が図られた。調査は、二重矢板による陸化によって実施された。貝塚からは、煮炊き用の縄文土器、石器、骨角器、漆製の櫛や耳栓、腕輪等の装身具や土偶に加え、花粉、植物の種、木材、昆虫、魚や鳥獣類の動物遺体等が淡水と土に密封された良好に保存された状況で発見され、縄文時代の環境と人々の暮らしを明らかにするなど縄文時代研究に大きな貢献をした。

(滋賀県教育委員会 木戸雅寿)



粟津湖底遺跡の調査遠景



陸化させて実施した粟津湖底遺跡の調査

ゆのつこうとき 温泉津港沖海底遺跡

【所在地】 島根県大田市温泉津湾沖

【調査主体】 NPO 法人アジア水中考古学研究所 島根県教育委員会 大田市教育委員会

【調査年度】 平成 21~23 年度：分布調査（海岸域の踏査、主要地点の潜水調査）

【予算措置】 NPO 法人アジア水中考古学研究所 島根県教育委員会 大田市教育委員会の各単独予算

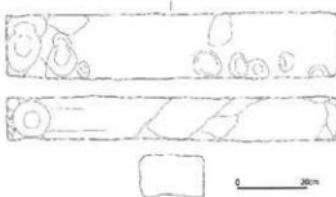
【報告書】 小川光彦「2009 年度・島根県大田市石見銀山遺跡・温泉津沖泊における潜水調査」『水中考古学研究 3』NPO 法人アジア水中考古学研究所 平成 22 年、NPO 法人アジア水中考古学研究所・金沢大学考古学研究室『水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 海の文化遺産総合調査報告書－日本海編－』平成 24 年、林健児「温泉津港沖の通称立鳥瀬で採集した石材・瓦・陶磁器」『世界遺産石見銀山遺跡の研究 2』島根県教育委員会・大田市教育委員会 平成 24 年

【調査内容】 NPO 法人アジア水中考古学研究所が平成 21~23 年度に実施した「海の文化遺産総合調査プロジェクト・水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」の中で行った水中遺跡調査と、平成 19 年に世界文化遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」の価値を高めるため平成 21・22 年度に行った総合調査研究とが、協力・連携して実施した調査である。

島根県・大田市教育委員会が実施した総合調査研究は多岐にわたるが、水中遺跡については、石見銀山の積出港としての役割を担っていた温泉津周辺における港湾及びそれに近接した海域の調査が該当する。陸上の分布調査では、沖泊・臼ヶ浦・古龍において近世陶磁器類を採集している。海域では、温泉津湾内では沖泊港口と沖泊港内を、温泉津湾冲では立鳥瀬と中間瀬の合計 4 カ所の潜水調査を実施した。その結果、立鳥瀬では水深 15m の海底から 10 点ほどの加工石材、来待釉が薄くかかる石州産の瓦、近世陶磁器等が採集された。この地域では海難事故の記録も多く残り、石見銀山の積出港としての温泉津港の実態解明につながる成果と言えよう。



立鳥瀬の位置



立鳥瀬の海底より出土した加工石材

沈没船（19世紀のイギリス船）埋没地点遺跡－推定いろは丸－

【所在地】 広島県福山市

【調査主体】 水中考古学研究所 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

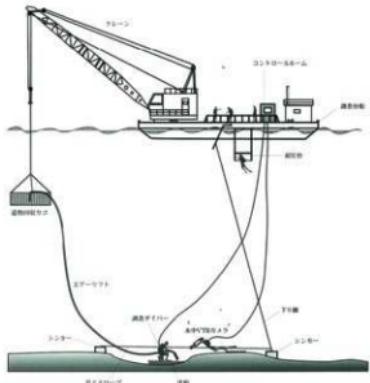
【調査年度】 第1・2次：昭和63年度、第3次：平成元年度、第4次：平成17年度

【報告書】 水中考古学研究所・財団法人京都市埋蔵文化財研究所『「沈没船（19世紀のイギリス船）埋没地点遺跡」発掘調査報告－推定いろは丸－』（平成18年）

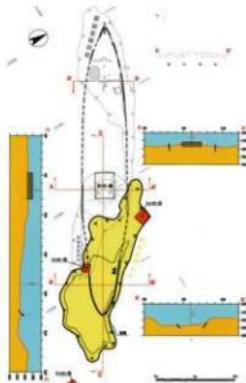
【遺跡概要】 いろは丸は、坂本龍馬が率いる海援隊が大洲藩から借用した鉄製のイギリス船。慶応3（1867）年4月23日に備後灘六島沖で、紀州藩の蒸気船である明光丸と衝突した後、明光丸に曳航されて最寄りの鞆の浦に向かうも、宇治島の南4kmにて沈没した。

【調査内容】 「鞆を愛する会」による昭和63年5月の事前調査により海底に高まりを確認。第1・2次調査により、構造や出土遺物から幕末の蒸気船であることを確定。第3次調査により、出土遺物から沈没船がイギリス船であることや、規模や地点からいろは丸の可能性が極めて高いことが明らかになった。

第4次調査では、海上からの各種探査により、海底地形図を作成するとともに、水深27mの海底面下からさらに0.7~1.0mの地中に船体が埋もれていることを確認。それに基づき、エアーリフトを用いた発掘調査を進め、マルチビーム測深機による船体の断面実測を行った。船体については、上部が大部分失われていると推測されるが、船体長約36.6m、幅約5.6mの規模を有する。なお、引き揚げられた遺物は、福山市鞆町の「いろは丸館」に収蔵・展示されている。



発掘調査方法模式図



船体実測図

玄界島海底遺跡（タケノシリ遺跡）

【所在地】 福岡県福岡市

【調査主体】 福岡市教育委員会

【調査年度】 平成6年度

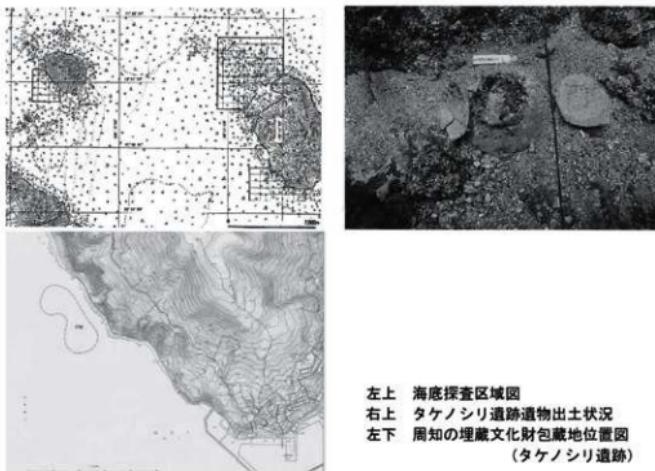
【予算措置】 市費および国・県補助金

【報告書】 福岡市教育委員会『志賀島・玄界島一遺跡発掘事前総合調査報告書一』平成7年

【遺跡概要】 志賀島は博多湾の北側を画する砂嘴の先端に位置する陸繫島で、玄界島は志賀島より西に4kmの位置にある。志賀島は金印の出土で知られ、鎌倉時代の蒙古襲来の際には2度にわたり戦場となっている。また、玄界島では1984年の海底調査で17世紀初頭から前半の遺物が出土している。現在、潜水調査で確認された遺物の分布範囲をもとに、面的に周知の埋蔵文化財包蔵地タケノシリ遺跡としている。

【調査内容】 将来的な大規模リゾート開発等に備えた遺跡発掘総合事前調査の一部として、志賀島沖で2カ所、玄界島沖で1カ所の海底探査を行った。探査にはサイドスキャン・ソナー・地層探査機・GPS受信機を使用し、海底地図及び海底地形状況図を作成している。また、玄界島海底遺跡（タケノシリ遺跡）では、1984年の調査をもとにして200m×200mの調査範囲を設定し、潜水調査により遺物の分布状況を確認した。沈没船は確認していないが、700点ほど確認した遺物のうち、17点の取り上げを行った。

（福岡市文化財保護課 長家伸）



あいのしま
相島海底遺跡

【所在 地】 福岡県新宮町

【調査主体】 アジア水中考古学研究所 九州国立博物館 新宮町教育委員会

【調査年度】 平成 23 年度：アジア水中考古学研究所 平成 27 年度：九州国立博物館
平成 28~31 年度（予定）：新宮町教育委員会

【予算措置】 平成 23 年度：アジア水中考古学研究所 平成 27 年度：文化庁委託事業
平成 28~31 年度（予定）：文化庁補助事業

【報告書等】 福岡市博物館「23濱田弘之の資料」『福岡市博物館15平成9（1997）年度収集収蔵品目録』平成12年、吉武 学「福岡県新宮町相島採集の「警固」銘平瓦」『福岡市博物館研究紀要11』平成13年、常松幹雄「相島一福岡県相島海底引き揚げの瓦についてー」『季刊考古学123』平成25年

【遺跡概要】 相島沖では漁師により時折遺物が引き揚げられており、中でも「朝鮮瓦」と漁師の間で呼ばれる遺物が発見されている。特に、平成 9 年に福岡市博物館に持ち込まれた「警固」銘の文字叩き目を有する瓦は、斜ヶ浦瓦窯址（福岡市西区）と平安宮跡に同一の叩き目をもつ類例があるのみで、貴重な考古学資料として注目された。平安宮跡における警固銘瓦の分布は朝堂院に集中しており、相島で発見された警固銘瓦は九州から平安宮に運ばれる途中で沈没した船に積まれていた可能性が指摘される。

【調査内容】 平成 27 年度の九州国立博物館の調査では、発見者からの通報を基に水中探査機器を用いて遺跡を確認するための諸条件（探査技術・人員・調査期間等）の検討を行った。マルチビーム測深機を使用し、鼻栗瀬（めがね岩）周辺 ($1 \times 0.5\text{km}$) の海底地形図を作成し、異常反応地点、相島住民からの情報、アジア水中考古学研究所の調査成果を踏まえ 10 カ所に無人探査機を投入し、海底の様子と遺物の有無の確認作業を行った。その際、瓦が数枚発見されたためサブボトム・プロファイラを使用し、瓦集中エリアを中心に海底地層断面図を作成した。



潜水調査の状況



遺物出土状況

佐賀県海揚がり遺物

【都道府県】 佐賀県

【時期】 平成 21~22 年度

【経緯】 特定非営利法人が社会福祉事業の一環として、海岸で採集できる陶磁器片をアクセサリーに加工し付加価値を付け、博物館等で販売する事業を計画。事業者は、行政からアドバイスを受け合法的に事業展開し、それを公表するとともに、事業モデルを他の団体にも伝えていきたいとのことから、九州管内的一部の自治体や博物館等に相談、佐賀県教育委員会にも相談に来られたので対応した。海岸採集の陶磁器片の取扱に関しては、法的位置付けが明確でなく、これまで統一的な対応が行われていなかった。

佐賀県においては、近世の肥前陶磁器窯跡の盗掘・毀損被害が文化財保護上の大きな問題の一つとなっており、本事案により採集陶磁器片の売買や加工が社会的に認知され、盗掘や盗掘品売買の際の言い訳に利用されるなど、悪影響が生じる可能性があり、さらに類似・模倣行為の発生や対象の拡大等、文化財保護上生じる問題が軽微でないと懸念されたことから関係機関と連絡しながら慎重に検討した。

【対応】 海岸に散布している陶磁器片については、遺失物法の埋蔵物とみなすことができる、事業者には、発見者としてこれらを市町教育委員会経由で警察署に提出してもらうこととした。県教育委員会は、警察署から提出された陶磁器片（埋蔵文化財提出書）を鑑査し文化財認定を行い、文化財であれば、事業者にお願いし権利を放棄してもらった上で、市町教育委員会が陶磁器片を保管することとした。文化財として扱うものについては、「出土品の取扱いに関する指針（平成 9 年 8 月 13 日文化庁長官裁定）」に示されたとおり、「保存・活用の可能性・必要性」があるものが対象となるのが適当である。（佐賀県教育庁文化財課 白木原 宣）



海岸に散布する陶磁器片

たかしま 鷹島海底遺跡

【所在地】 長崎県松浦市（平成 17 年末まで鷹島町）

【調査主体】 茂在寅男（東海大学） 西谷正（九州大学） 池田栄史（琉球大学）、松浦市教育委員会

【調査年度】 茂在寅男：昭和 55～57 年度、西谷正：平成元～3 年度、

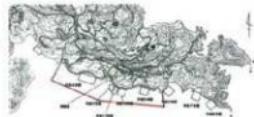
池田栄史：平成 18～27 年度、松浦市教育委員会：平成 4～17 年度

【予算措置】 個人 3 名は科学研究費、松浦市教育委員会は松浦市単費及び文化庁補助金

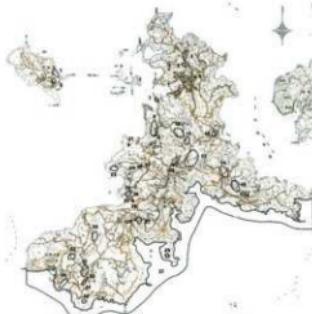
【報告書】 松浦市教育委員会『松浦市鷹島海底遺跡-総集編-』平成 23 年 他多数

【遺跡概要】 文永 11（1274）年と弘安 4（1281）年の 2 度にわたる蒙古襲来のうち、弘安 4 年の襲来では伊万里湾に集結した元軍 14 万人、軍船 4,400 艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受け、多くの軍船が沈没したとされている。このうち鷹島の周辺海域では、かねてより漁師等により元軍関連遺物が海底より引き揚げられるか、あるいは海岸線で採取され、特に、神崎地区沖ではそれが著しかった。

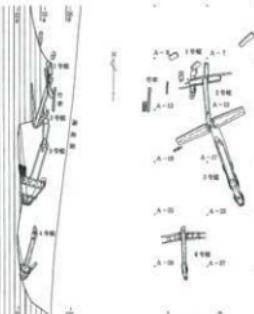
【調査内容】 調査は昭和 55 年の茂在寅男を最初とし、昭和 57 年には埋蔵文化財包蔵地「鷹島海底遺跡」として周知され、昭和 58 年には床波地区では離岸防波堤建設工事に伴う緊急発掘調査が松浦市教育委員会（旧鷹島町教育委員会）によって実施された。緊急発掘調査がその後も断続的に行われる中、平成 4 年からは神崎地区を中心に範囲確認調査を平成 4～11 年度までは市単費で、平成 12～17 年度は国庫補助事業で実施している。これらの調査成果を踏まえ、平成 23 年 3 月には総括報告書を刊行し、平成 24 年 3 月には遺物の集中的な広がりが確認された神崎地区の南北（海岸から）200m、東西 1.5 km が鷹島神崎遺跡として史跡に指定された。



史跡鷹島神崎遺跡指定範囲（赤線）



鷹島海底遺跡の範囲（37）



発出土状況

倉木崎海底遺跡

【所在地】 鹿児島県宇検村

【調査主体】 宇検村教育委員会（協力：青山学院大学）

【調査年度】 平成 7～10 年度：宇検村教育委員会 平成 26 年度：九州国立博物館

【予算措置】 平成 7～10 年度：文化庁補助金 平成 26 年度：文化庁委託事業

【報告書】 宇検村教育委員会『倉木崎海底遺跡』宇検村埋蔵文化財調査報告書1 平成10年

宇検村教育委員会『倉木崎海底遺跡』宇検村埋蔵文化財調査報告書2 平成11年

【遺跡概要】 倉木崎海底遺跡は、約 10 km に及ぶ細長い焼内湾の入口の枝手久島北側海峡に位置し、多数の中国陶磁器片が水深 2～4m の海底およそ 300x100m の範囲に散乱することが古くから知られていた。特に、漁船の航行の安全確保のため、浅い海底面に航行通路を確保するための掘削工事に際し、多量の中国陶磁器が発見され一躍注目を集めた。

【調査内容】 平成 7～10 年度には、宇検村教育委員会が青山学院大学の協力を得て範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。その結果、中国浙江省龍泉窯系及び福建省同安窯系の青磁と白磁を含む 12 世紀後半から 13 世紀前半の中国南宋時代の陶磁器約 2,300 点が確認されている。遺物の様相は博多遺跡群や中世交易船の積荷との関連性を示し、船が座礁し積荷が投棄された可能性があることが指摘されていた。

平成 26 年度の九州国立博物館による調査では、海底面あるいは海底面下の交易船の船体及び積荷に関する鉄製遺物の検出の可能性を踏まえ、群生する珊瑚礁の保全の観点から、サイドスキャナ・ソナー、磁気探査機、サブボトム・プロファイラに代表される非破壊事前調査法による遺跡の実態調査を実施した。また、無人探査機（水中ロボット）による海底での目視調査や、超高精細映像（8K）による水中遺跡の撮影も併せて実施した。



金属探知機による調査



海底で発見された中国陶磁器

沖縄県沿岸地域遺跡

【所在地】 沖縄県

【調査主体】 沖縄県教育委員会

【調査年度】 平成 16~22 年度

【予算措置】 文化庁補助金

【報告書】 沖縄県立埋蔵文化財センター『沖縄県の水中遺跡・沿岸遺跡－沿岸地域遺跡分布調査報告一』平成 29 年

【遺跡概要】 沖縄海域では、珊瑚礁が発達した浅瀬が広がり、また透明度が高いことから多くの水中遺跡が確認されている。それらは大きく分けると、沈没船 9 件、水中遺物散布地 11 件、港湾遺跡 30 件、海岸遺物散布地 16 件、生産遺跡 76 件（塩田跡・魚垣跡・石切場跡・スラ所跡等）、正保図絵図の港 57 件、関連文化財 21 件（陸上に引き揚げられ転用・管理されている碇石・鉄錨といった遺物や死亡した船員の墓等）からなり、合計で 143 カ所、220 件を数える。

【調査内容】 文献史料の調査や漁業関係者等からの聞き取りによる基本情報の収集から始め、得られた情報に基づき立地等を勘査して調査対象を絞り込んだ上で、実際に現地踏査を行った。その結果、石切場や塩田の痕跡が確認されれば GPS による位置の確認と写真撮影を行った。遺物が散布している場合は、近接する海底の潜水調査を行い、位置や範囲の記録作成と写真撮影を行い、必要に応じて実測図を作成した。引き揚げた遺物については付着物の除去を行い、その後保存処理を行った。



瀬底島沖海底遺跡（本部町）



阿護の浦海底遺跡（座間味村）

ペナレス号沈没地点

【所在地】 沖縄県国頭村

【調査主体】 南西諸島水中文化遺産研究会 沖縄県立埋蔵文化財センター

【調査年度】 第1次：平成15年度（南西諸島水中文化遺産研究会）、第2次：平成16年度（沖縄県立埋蔵文化財センター）、第3次：平成23年度（南西諸島水中文化遺産研究会）

【予算措置】 第2次調査は文化庁補助金、日本財団等

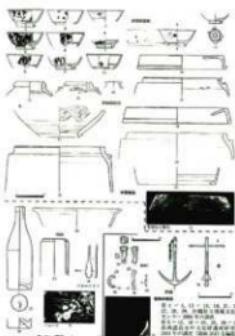
【報告書】 沖縄県立埋蔵文化財センター『沿岸地域遺跡分布調査概報（III）～遺跡地図・標要編～』平成22年、南西諸島水中文化遺産研究会『沖縄の水中文化遺産－青い海に沈んだ歴史のカケラ－』平成26年

【遺跡概要】 明治7（1874）年10月16日、イギリス商船ペナレス号が香港からサンフランシスコへ向かう途中暴風雨に遭遇し、現在の沖縄県国頭村宜名真沖で座礁・沈没。乗員18名中13名が溺死し、地元に「オランダ墓」が今に伝わる。近年、日英両国に残る記録類の調査が行われ、遭難から生存者5名の帰国までの過程や地元民の手厚い対応の詳細が明らかになった。

【調査内容】 第1次調査ではシヌーケリングによる沈没地点の探索を行い、宜名真海岸南寄り、水深5m前後の地点で遺物の散布を確認した。第2・3次調査では潜水調査を中心に、GPSを使った遺物の位置情報の記録と写真撮影を行い、必要に応じて年代や国籍の決め手になる資料を引き揚げ、保存処理を施した。また、日英に残る記録類の調査や陸上に引き揚げられた錨をはじめ、墓石に転用されたとされるバラストとしての石材調査など総合的な調査を実施した。



宜名真沖遺物散布地
(ペナレス号沈没地点)



出土遺物

ファン・ボッセ号沈没地点（高田海岸遺跡）

【所在地】 沖縄県多良間村

【調査主体】 多良間村教育委員会 九州国立博物館

【調査年度】 平成 27 年度：九州国立博物館 平成 28 年度：多良間村教育委員会

【予算措置】 平成 27 年度：文化庁委託事業 平成 28 年度：文化庁補助事業

【報告書等】 『高田海岸遺跡』多良間村文化財調査報告書第 13 集 多良間村教育委員会 平成 29 年

【遺跡概要】 多良間島西海岸の高田海岸では、陶磁器類等の遺物が散乱していることが知られていた。1983 年にはオランダ商船遭難の地として村史跡に指定されている。近年、オランダの文献記録が調査され、商船は安政 4（1857）年、香港からシンガポールに向かう途中で座礁・沈没したファン・ボッセ号であることが明らかになった。

【調査内容】 平成 27 年度は、遺跡の範囲や周辺地形、堆積状況が不明であったため、音波探査機（マルチビーム）による海底地形図の作成、無人探査機による目視確認、サブポトム・プロファイラによる海底面下の堆積層の確認作業を実施した。

平成 28 年度は、潜水による目視の調査と遺物発見地点の GPS による位置情報の測定、また音響測深機を用いた海底地形図の作成と海底堆積層に関する断層情報の取得や、無人探査機のカメラによる海底の撮影、さらには金属探知機を用いた金属探査を実施した。海岸とリーフでも入念な踏査を実施した。この他に、村立のふるさと民俗学習館内が保管する鋳鉄製ストックアンカーや、「AMSTERDAM」銘の入った塩釉瓶、海中や海岸から採集された陶磁器類等の資料調査、さらには関連史料や村民への聞き取り調査を実施した。潜水調査では船体を確認することはできなかったが、木造船の船底被覆に用いられた銅板や金属製の箱を発見できた。また、遺物の分布が 2 つのエリアに集中することも確認できた。

今回の調査にあわせて、鋳鉄製ストックアンカー（全長 286cm）の錆の安定化処理を行うとともに、安定台を作成し、保存と活用を進めている。



高田海岸遺跡



ファン・ボッセ号沈没地点で確認した金属製箱



スウェーデン ヴァーサ号博物館
(外観)



ヴァーサ号

資料 3

我が国における水中遺跡の
活用に関する取組

企画展「UMIAGARI－海揚がり－日本海に沈んだ陶磁器」

【期間】 平成 27 年 12 月 19 日～平成 28 年 3 月 21 日

【会場】 新潟県立歴史博物館

【内容】 新潟県の海域から引き揚げられた資料について、新潟県海揚がり陶磁器研究会（代表・寺崎裕助氏）により悉皆調査されたのは、平成 21 年からのことであった。平成 24 年に報告書がまとめられ、鐘や石仏、石器等、陶磁器以外も若干含み、200 点以上の資料の存在が明らかとなつた。本企画展は、その調査成果を活用して開催したものであり、特に陶磁器を中心として展览するものとした。副題で「陶磁器」と示した所以である。

しかし本企画展の最大の特徴は、「陶磁器」にあるのではない。さらに、水中考古学や水中遺跡、水中文化遺産のイメージと言うよりも、それら陶磁器類が海底に沈んでいたものであり、時を経ての偶然の発見物であるということを出発点とする、ということであった。そして、「海揚がり」という、あまり聞きなれないかもしれないキーワードを避けることなく、展示で如何に示すことができるかに挑んだと言っても良い。

それは、それら海揚がり資料の来歴による。すなわち、底引き網漁等によって偶然見つかったものであり、水中遺跡という認識のもとに引き揚げられたものではないからである。つまり、「モノ」の展示（陶磁器の展覧会）と言うより、「コト」の展示（沈んだという事実を示し、その理由を考える展覧会）を目指したのであった。

そのため採用した展示手法が、展示室を 1 万分の 1 の地図に見立てて展示する方法である。展示室内に黄色のテープで海岸線を描き、資料の沈んでいた位置を、自らが地図上に立って体感することで理解できるように、ケース配置にも工夫を凝らした。それらによって、粟島の西方沖からは灰釉陶器が、また、縄文土器が弥彦～佐渡（つまり最短距離）の間から揚がっていることなどの諸相が、相応に理解されたと考えている。つまりそれは、単に遺跡や遺物の存在を示すだけではなく、水中にあったという事実への理解を促すものだったのである。

「モノ」の展示を「コト」の展示にすることができた本企画展は、海揚がりの資料を活かしていくヒントを提示できたのではないかと思う。
(新潟県立歴史博物館 山本哲也)



1 万分の 1 の地図に見立てて展示室を構成



穿孔土師器
(難破説以外に奉納説を説明)

琵琶湖湖底遺跡の活用

【内容】 昭和 48 年以来の琵琶湖における水中遺跡発掘調査の成果については、県民の関心が高い琵琶湖との関連により、博物館や資料館を中心に展示公開され、普及啓発が積極的に行われてきた。

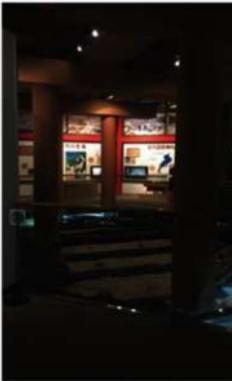
1. 滋賀県立琵琶湖博物館での活用

琵琶湖博物館では、平成 8 年の開設以来、常設展 B 展示室で「人と琵琶湖の歴史」を展示している。ここでは、琵琶湖のまわりに人間が住みはじめて以来、人間は湖と共存し、湖を利用し、また開発してきた歴史と、今日まで続いている人間と琵琶湖との関わりを湖底遺跡、湖上交通、漁撈、治水・利水という 4 つのテーマで展示している。

水中遺跡のコーナーでは、「琵琶湖の湖底遺跡」として、水中遺跡の調査方法を写真と模型で展示。「葛籠尾崎湖底遺跡の謎」では深い湖底に沈む縄文時代から平安時代にかけての土器の様子をジオラマで紹介。「遺跡の調査と方法」では、発掘調査の成果とあわせて、調査現場を粟津湖底遺跡のジオラマで再現して紹介している。さらに、「湖と古代交通」のテーマでは、水中で発見された古代勢多橋の橋脚の調査の様子を実物大の模型で紹介している。



粟津湖底遺跡のジオラマ展



造構から復元された勢多橋

2. 滋賀県立安土城考古博物館での活用

琵琶湖総合開発による発掘調査の出土遺物は、館に併設された埋蔵文化財センター水資源関係整理室で整理した。記録資料、出土遺物はこことの水資源関係収蔵庫で一括保管管理していることから、これまでに常設展示も含め、多くの水中遺跡に関する講座や展示を実施してきている。常設展示では「琵琶湖の湖底遺跡」のコーナーを設け、企画展は、開館以来、「水中考古学の世界」「湖底遺跡が語る湖底 2 万年の歴史」など 8 回開催され、延べ 6 万人を超える観覧者を得ている。



水中遺跡に関する展示図録



水中遺跡に関する常設展示

3. 滋賀県立埋蔵文化財センターでの活用

埋蔵文化財センターは「ずっと昔の琵琶湖のほとり」（平成 27 年 9 月～28 年 7 月）など、水中遺跡の情報公開や展示を数多く行っている。また、栗津湖底遺跡で取り上げられ、データ集計が終わった古代セタシジミは、実物に触れるための学校教材や体験学習として活用を図っている。

4. 葛籠尾崎湖底遺跡資料館での活用

葛籠尾崎湖底遺跡では琵琶湖の沖合 600～700m、水深 10～70m の湖底から、これまで縄文土器や弥生土器、土師器等、多くの遺物が水中から引き揚げられている。資料館（長浜市湖北町尾上公民館）では、これら引き揚げられた遺物を逸散させないよう一括管理し、地域で活用を図るため遺跡の紹介や遺物の公開・展示を行っている。

5. 石山観光会館での活用

石山貝塚の隣接地にある一般社団法人石山観光会館では、三大淡水貝塚「石山貝塚・螢谷貝塚・栗津湖底貝塚」の情報や貝塚はぎとりのパネル展示等を行い、講演会の開催やイベントの開催、ボランティアガイドによる案内等を行っている。平成 23 年には近江シジミ研究会、県・市・財団の連携で講演会や展示、栗津湖底貝塚船上見学会、シジミ採り体験やシジミ食体験等が開催され好評を得た。
（滋賀県教育委員会 木戸雅寿）



葛籠尾崎湖底遺跡の引き揚げ遺物の展示図



出土品（縄文時代中期のセタシジミ）の活用
(データ化後、学習用に配布)

エルトゥールル・プロジェクト

【期間】 平成 19 年～平成 22 年、平成 27 年再開

【会場】 串本町トルコ記念館 和歌山県立博物館ほか

【内容】 エルトゥールル号は、明治天皇への答礼の親善使節としてオスマン帝国から日本に派遣された。明治天皇に謁見後に帰國の途についたが、明治 23(1890)年 9 月 16 日に和歌山県東牟婁郡大島村（現串本町樺野）樺野崎沖で台風に遭遇し、船甲羅岩で座礁した。この事故で乗組員 580 人以上が死亡したものの、地元住民による救助活動と献身的な介護で 69 名がトルコに生還した。日本近海での外国船籍による大規模海難事故となったが、外国人への義援金活動を行うなど、トルコ・日本の友好の原点となった。平成 27 年にはトルコ・日本友好 125 周年記念として事故が映画化された。和歌山県教育委員会は、文化財的価値の調査研究を行って平成 25 年に報告書を刊行した。これらに先立ち、平成 19 年にトルコ海洋考古学研究所を中心とするエルトゥールル・プロジェクトがスタートした。プロジェクトはエルトゥールル号沈没品の引揚げを目的とし、平成 19 年に音波探査と金属探知、平成 20～22 年に潜水による発掘調査が実施された。約 8,000 点の引揚げ品は、串本町内やトルコの研究所で保存処理が現在も継続的に行われている。なお、トルコ政府や同海軍はプロジェクトには直接関与していない。

保存処理が完了した引揚げ品は、トルコ海軍の要請に基づきトルコ記念館で展示される予定である。一部は平成 27 年 6 月のトルコ記念館リニューアルに際して、常設展示されている。これ以前にもトルコ・ボドルム市、メルシン市、アランヤ市、日本・大阪市、和歌山市、串本町のほか駐日トルコ大使館でも引揚げ品が展示された。

串本町は、プロジェクトに対しリサーチセンター設置、ボランティア等募集、国際交流事業として補助金交付等の継続的な支援を行っている。これに対し、プロジェクト側はリサーチセンターでの町内小中学生の保存処理体験や県内の高校等での出前講座を実施するなど交流を図っている。現在も交流関係は継続しており、今後もその友好的な関係が期待される。

（公益財団法人和歌山県文化財センター 藤井幸司）



トルコ・ボドルム市展示の様子
(串本町提供)



子どもたちによる保存処理体験
(串本町提供)



トルコ記念館
(引き揚げ品展示風景)

香川県における海揚がり遺物の活用

【会場】 香川県埋蔵文化財センター

【主体】 香川県埋蔵文化財センター

【経緯】 昭和 48 年に開館した香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館では、瀬戸内地方の歴史、民俗等に関する資料を収集している。収集資料には瀬戸内海海底から引き揚げられた遺物が約 80 点あり、常設展等で展示されてきた。平成元年から 2 年にかけて、同館では「海揚がり考古資料調査」を実施し、備讃瀬戸（岡山・香川県域）を中心とした瀬戸内海の海揚がり遺物の所在・出土地の確認、実測図作成、写真撮影等を行った。調査開始時、同館では海揚がり遺物を収蔵していなかったが、調査によって海揚がり遺物の実態が明らかになったことを受けていくつかの遺物を収集することとなった。なお、調査成果は『瀬戸内海歴史民俗資料館紀要』第 6・7 号にまとめられており、調査期間中の平成元年度には特別展「海底の文化財」も開催された。海揚がり遺物を中心に取り上げた県内では初めての展覧会である。同館に所蔵してきた海揚がり遺物は、平成 26 年度、香川県埋蔵文化財センターに移管された。

【内容】 香川県埋蔵文化財センター保管資料の内訳は、弥生土器、古墳時代前期の土師器、古代の土師器、古代末～中世初頭の須恵器、中世後半の備前産陶器、古代以降の土錘となっており、出土地が判明するものはいずれも香川県域である。このうち九州南部の入来 II 式の弥生土器壺は、九州南部の土器が瀬戸内海を経て運搬されていた可能性を示す。古代末から中世にかけての土器は、十瓶山窯（香川県）や備前（岡山県）といった窯跡群を産地とする。各産地から瀬戸内海経由で搬出されていた状況を裏付けるのだろう。

現在、香川県埋蔵文化財センターでは、九州南部の弥生土器、備前産陶器を展示し、弥生時代や中世の交易について紹介している。今後、目録や各資料の調査成果を公表し、海揚がり遺物の活用に努める予定である。

（香川県教育委員会 乗松真也）



埋蔵文化財センター展示室



弥生土器壺

シンポジウム「KURAKIZAKI 2015 一倉木崎海底遺跡の魅力をさぐるー」

【期間】 平成 27 年 8 月 29 日（土）・30 日（日）

【会場】 宇検村生涯学習センター「元気の出る館」 宇検村宇検集落

【内容】 倉木崎海底遺跡は、鹿児島県奄美大島宇検村の北西端にある枝手久島（無人島）と陸地との海峡の珊瑚礁が発達した水深 2~4m の浅い海底に立地する。出土品は主に 12 世紀後半～13 世紀の中国製の陶磁器である。博多遺跡群との関連性が指摘されていることから、中国から博多に向かう途上で誤って進入して座礁した船の積荷と考えられている。遺跡は平成 6 年に発見され、平成 7～10 年に文化庁の補助事業として、青山学院大学の協力を得ながら宇検村教育委員会が発掘調査を実施した。当時は水中遺跡の発掘調査事例が少なく、手探りの状態で進められたが、約 2,300 点の陶磁器が引き揚げられた。

平成 26 年度には、当遺跡が九州国立博物館による水中遺跡探査実験の調査地として選定され、様々な探査機器を用いての調査が実施された。これを契機に、発見から 20 年の月日が経過していたが、遺跡の「活用」について地域で考えていくことを目的としたシンポジウムを文化庁の補助事業として開催した。シンポジウムは 2 日間開催し、1 日目は 26 年度に行われた調査成果の報告や、アジアの沈没船や世界の水中遺跡の活用方法等、先進的な事例を紹介した。また「倉木崎海底遺跡の魅力とこれからの活用」と題して討論会も行った。来場者からは多くの質問が寄せられ、遺跡に対する住民の興味・关心の高さを知ることができた。

2 日目は活用の第一歩として、環境を活かした遺跡見学会を開催した。当遺跡の魅力は、透き通る海の底にあり、水深が浅いため船上から箱めがねなどを使って遺物を実見できることである。船上では、遺跡の特徴や周囲の環境を説明しながら参加者の質問等に対応した。また、同時に遺跡近くの宇検集落を対象に、港町として繁栄した歴史を踏まえ、航海の安全を祈願する神社や碇石等、水中遺跡と関わりのある陸上の文化遺産を、地域住民がガイドをしながら巡った。

水中遺跡の背景には交易や交流といった海上交通の歴史があり、それらのなかに遺跡を位置付けることによって、より詳しく理解することができる。海と陸の文化遺産を繋ぎながら、遺跡を身近に感じることができる活動を今後も進めていきたい。
(宇検村教育委員会 渡 聰子)



シンポジウム会場の写真展示



遺跡見学会の様子

特別展『水中文化遺産—海に沈んだ歴史のカケラ—』

【期間】 平成 26 年 11 月 8 日（土）～1 月 18 日（日）

【会場】 沖縄県立博物館・美術館

【内容】 近年、琉球列島では国庫補助や民間助成を活用した悉皆調査が継続的に行われており、水中遺跡の位置や数、内容が把握され始めた。本特別展は、その成果を広く公開することを目的としつつ、一般にはいまだ耳に馴染みがない「水中文化遺産」や「水中遺跡」という単語そのものから、これまでの長い調査研究史の中で知られてきた日本の水中遺跡の実態まで、展示を通して普及・啓発することとした。展示空間は約 810 m²、構成は 1. 港、2. イカリ、3. 海難事故・沈没船、大交易時代、4. 異国船、5. 国内流通、6. 潮間帯遺跡、7. 生産遺跡、8. 調査方法と活用、からなる。琉球列島の水中遺跡を中心としつつ、各章のテーマにそって日本の代表的な水中遺跡も展示することによって、両者を比較できるよう配慮した。それは、琉球列島の水中遺跡が未だ分布調査段階での成果であるのに対し、日本の代表的な水中遺跡は 1 つの遺跡を対象に集中的な発掘調査と研究が行われており、その違いは両者を比較することによって明らかとなるからである。観覧者は現段階の琉球列島の水中遺跡の展示品に物足りなさを感じたかもしれない。しかしこの対比は、今後、琉球列島においてより詳細で集中的な調査・研究が行われた際に明らかとなる海からの歴史と文化、そして水中遺跡の可能性に期待を抱いてもらうために必要と考えた。

関連イベントとしては、ミクロからマクロの視点まで広く浅くを心掛け、1. 世界の水中遺跡、2. 日本の水中遺跡、3. 沖縄の水中遺跡、4. 史跡廬島神崎遺跡の 4 回に講演会を分け、それぞれ専門の先生方に講師をお願いした。また、潮間帯遺跡や生産遺跡については、実際にそれらを干潮時に干上がった海で見る体験学習会を恩納村で実施した。さらに恩納村博物館では、琉球列島の成果に絞って巡回展を開催した。本展の来館者は 9,586 人。これは、当館が同時期に同規模で実施している特別展の来館者が平均 5,000～6,000 人であることを考慮すると、それを大きく上回る数であり、この「水中遺跡」に対する興味の高さと今後の可能性、保護・活用の重要性を表しているのではないだろうか。

(沖縄県埋蔵文化財センター 片桐千亞紀)



特別展展示風景



体験学習風景

九州国立博物館における水中遺跡常設展示

【期間】 平成 17 年～現在まで

【会場】 九州国立博物館 文化交流展示室（常設展示）

【内容】 四周を海で囲まれた日本は、海外の文化を取捨選択しつつ、それを日本流にアレンジしながら独自の文化を育んできた。九州国立博物館（以下「九博」という。）では国際文化交流を主要テーマとして位置付け、その象徴的な存在である水中遺跡や海事文化に関する展示を、平成 17 年の開館当初から継続的に実施している。

常設展示では、沖ノ島祭祀にみる大陸・朝鮮半島との交流や、遣唐使船の往路と復路における積荷の違いなどを展示しており、香木類に関してはその匂いを嗅げる展示も行っている。特別展示としては、南島の大型巻貝から日本文化を探る『南の貝のものがたり』や、日本列島各地の海神文化の源流を追究した『海の神々』などを平成 18 年度に大々的に実施した。

文化交流展示最大の目玉は、長崎県松浦市に所在する鷹島海底遺跡に関する展示である。実大に復元した組み合わせ式の碇の模型を中心に、引き揚げられた武器・防具・陶器類等をまとめた単体ケースと、「てつはう」に関する特注単体ケースが取り囲む。さらに開館時には、近接した壁付きケースに宮内庁三の丸尚蔵館所蔵の『蒙古襲来絵詞』の実物も展示し、蒙古襲来と鷹島海底遺跡の歴史的意義が一目でわかるように工夫した。

また、九博では、保存処理や自然科学分析を踏まえた展示を館の一つの特徴としている。『蒙古襲来絵詞』にも炸裂弾として描かれている「てつはう」は、X 線 CT スキャンにより、内部に火薬と一緒に鉄片や陶器片を詰め込み、炸裂の効果を高める工夫がなされていることが判明した。そこで、実物の「てつはう」の背後に液晶画面を設置して、「てつはう」をめぐる歴史的意義や構造分析の結果を、アニメーションなどを駆使してわかりやすく伝える特注単体ケースを製作した。

現在、九博では、水中遺跡の探査手法や展示手法の検討を、海外の研究機関や博物館と連携しながら進めている。展示に関しては、水中遺跡保護の意義が来館者に伝わるように、さらなる追究を行っていきたい。

（九州国立博物館 佐々木蘭貞）



鷹島海底遺跡の展示



「てつはう」の展示

特別展『水の中からよみがえる歴史—水中考古学最前線—』

【期間】 平成 29 年 7 月 15 日（土）～9 月 10 日（日）

【会場】 九州国立博物館

【内容】 常設展示では、長崎県松浦市の鷹島海底遺跡の調査成果を紹介していることは本書 96 頁に示した。本特別展示はこの常設展示を導入とし、近接する企画展示室で水中遺跡総体を紹介する構成である。

導入部では、水中ロボットによって撮影された海底の映像のモニターを設置した。幻想的でもある青白い光線を使った照明は、水中遺跡の世界へ見学者を誘う目的で使用した。

次は、日本における水中遺跡のこれまでの調査成果の展示に移る。まずは、水中考古学に関する研究の歴史の紹介である。江戸時代に紀淡海峡の無人島である友ヶ島で海揚がりの遺物があり、神社に保管されている事例を紹介した。また、日本における本格的な水中考古学研究の先駆けとなった遺跡として、明治時代の長野県諏訪湖で石鎚が発見された曾根遺跡、大正時代の滋賀県琵琶湖で縄文土器が発見された葛籠尾崎湖底遺跡を紹介した。沈没船ではなく湖底遺跡の調査が日本の水中考古学研究の先駆けとなった点は、諸外国とは異なる特徴である。

続いて、北海道から沖縄までの主要な水中遺跡の調査成果を展示了した。北海道開陽丸や広島県推定いろは丸埋没地点遺跡等の沈没船関係遺物をはじめ、滋賀県西浜千軒遺跡の一石五輪塔を展示することで、水中遺跡には沈没船とともに集落が水中に沈んだ場合があることを示した。

メイン展示は、鷹島海底遺跡で発見された 2 号船の模型である。2 号船は船首から 12m ほどが遺存しており、詳細な復元が可能である。実際の船長は 20m と推定されている。船体は船底から約 70cm しか残っていないが、これは木造沈没船の多くはフナクイムシによる浸食で遺存状況が劣悪だったことを示している。

最後は木製品の保存処理コーナーである。出土木製品は保存処理を施せばほぼ同形同大を維持できるが、自然乾燥の場合は 25% ほど収縮する。保存処理の必要性を示した展示である。

水中考古学の研究成果の展示では、陸上の遺跡との違いを出すことに工夫を凝らす傾向が世界的に認められる。本展示においても「青白い」の光線を使いつつ、展示ケースの下部には堆積している砂をイメージした色を配色した。

夏休みということもあり見学者は多く、水中遺跡の重要性を多くの方に認識してもらう良い機会になったと考えている。なお、平成 29 年 8 月 26 日に同館にて一般向けシンポジウムを実施した。（九州国立博物館 佐々木蘭貞）



導入部分展示風景



鷹島 2 号船復元展示風景

「発掘された日本列島 2017」展 特集Ⅱ「発掘された水中遺跡」

【期間・会場】

平成 29 年 6 月 3 日～7 月 23 日	東京都江戸東京博物館
平成 29 年 8 月 5 日～9 月 18 日	八戸市埋蔵文化財センター 是川綱文館
平成 29 年 9 月 30 日～11 月 5 日	三重県総合博物館
平成 29 年 11 月 18 日～12 月 24 日	安城市歴史博物館
平成 30 年 1 月 13 日～2 月 25 日	壱岐市立一枝国博物館

【内容】 日本では現在、毎年約 8,000 件の発掘調査が行われている。しかし、新聞やテレビなどによってさまざまな報道がなされたとしても、広く国民が接することができる発掘調査の成果はごく一部である。そこで文化庁では、全国的に注目された発掘調査成果をより多くの方々に、できるだけ早く、わかりやすく伝えることを目的に、平成 7 年度から「発掘された列島」展を開催している。展示は、全国の旧石器時代から現代まで約 20 遺跡の速報展示と、他に 2 種類の特集展示によって構成される。今回、この特集展示の一つが「発掘された水中遺跡」である。

この「発掘された水中遺跡」では、地殻変動により水没した粟津湖底遺跡（滋賀県・縄文時代）、沈没船の積載物や船舶から投棄された積載物からなる相島海底遺跡（福岡県・古代）、倉木崎海底遺跡（鹿児島県・中世）、史跡鳩島神崎遺跡（長崎県・中世）、神津島沖海底遺跡（東京都・近世）、漁業関係者が引き揚げた瀬戸内海の海揚がり遺物（香川県・弥生時代から中世）、箱館戦争関連の開陽丸（北海道・近代）の 7 遺跡を取り上げている。

展示内容は、開陽丸を模した展示台を展示室の中心に据え、「発掘された水中遺跡」の導入部の壁面を水中遺跡のさまざまな調査風景写真で飾った。また、水中遺跡の調査方法を紹介するバネルコーナーを設けるとともに、映像コーナーでは史跡鳩島神崎遺跡から出土した「てつはう」（元軍が使用した炸裂弾）の構造を分析した 3 分の動画を放映した。一般の来館者にとって水中遺跡

は馴染みの薄い分野であるため、出土品の展示だけでなく展示手法の工夫が重要である。なお、ポスターやチラシでは、珊瑚に埋もれる倉木崎海底遺跡を使用した。



「発掘された日本列島 2017」展ポスター



開陽丸を模した展示台

平成 28 年度日中韓文化遺産フォーラム「水中文化遺産の保護と活用」

【趣 旨】 中国・韓国並びに日本の水中文化遺産の保護等に係る専門家により、各國の保護の技術と経験、法的枠組等について意見交換や情報の共有を行うことで、日中韓 3カ国における水中文化遺産の保護・継承の活性化につなげ、今後の国際的な協力体制確立を促進するものである。

【主 催】 文化庁・九州国立博物館

【日 時】 平成 29 年 2 月 12 日 講演・討論会（九州国立博物館ミュージアムホール）

平成 29 年 2 月 13 日 エクスカーション（長崎県松浦市史跡鷹島神崎遺跡）

【内 容】 2 月 12 日は、およそ 200 名の参加者（同時通訳あり）があり、水中遺跡への関心の高さが伺えた。各國 2 名ずつの専門家による講演を実施した後に討論会も行った。

【講 演】 ・「韓国における水中文化遺産の保護と活用の取り組みの歴史」

李 貴永（国立海洋文化財研究所所長）

1976 年の「新安沈没船」発見を契機に、韓国の水中考古学が国家的な事業として体制整備の強化が図られた過程と、今後の課題について言及された。

・「新安沈船にみる活用とその意義」

金 炳蕙（国立海洋文化財研究所学芸研究官）

「新安沈没船」発掘が、東アジアの中世における造船技術、社会・経済・美術工芸等の解明に対してもつ意義や、日中韓の交流史のシンボルであることが認識された。

・「中国の水中文化遺産の保護と活用の体制」

劉 丽娜（西南交通大学副教授）

中国での水中文化遺産の保護の管理体制とシステムの構築や人材育成の歴史が紹介され、併せて日中韓の戦略的共同研究についての提案がなされた。

・「南海 1 号沈没船の引き上げと今後の活用について」

孙 健（国家文物局水下文化遺産保護中心研究員）

南宋時代の大型沈没船「南海 1 号」を周囲の砂ごと大型コンテナで引き揚げた経緯や、「海上シルクロード博物館」での保存の取組が紹介された。



孙 健氏による講演のようす



討論会のようす

・「日本の水中遺跡保護・活用の現状と課題」

織宣田 佳男（文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官）

日本での水中文化遺産の保存と活用の体制整備の状況について、陸上の埋蔵文化財の保護との比較や、史跡鹿島神崎遺跡の取組等をまじえて紹介された。

・「鷹島海底遺跡における水中考古学調査の歴史」

池田 榮史（琉球大学法文学部教授）

蒙古襲来による元軍の沈没船が発見された鷹島海底遺跡での調査研究と、その歴史的意義が紹介され、各国の連携を視野に日本の体制整備の充実が指摘された。

【討論会】 赤司善彦（福岡県教育庁総務部副理事兼文化財保護課長）をコーディネーターに、佐々木蘭貞（九州国立博物館アソシエイトフェロー）も参加して、討論会を開催した。

討論会では、水中文化遺産の魅力や東アジアの水中遺跡の特質、また各国の保護体制の違いについて意見交換がなされた。さまざまな課題はあるが積極的な公開・活用を通して水中文化遺産の意義と保護の必要性をそれぞれの国民に知ってもら理解と協力を得ることが必要であることが確認できた。また、国際協力の必要性、特にデータベース等の水中文化遺産に関する基本情報を共有することが、水中文化遺産の価値をよりよく理解するために欠かせないものであり、日中韓の文化交流の歴史を紐解く上でも重要であることも確認された。

【エクスカーション】

訪問先 松浦市立鷹島歴史民俗資料館 松浦市立鷹島埋蔵文化財センター

内 容 2月13日のエクスカーションには、中国・韓国の招聘者とともに日本の関係者を加えた18名が参加。

松浦市による史跡鷹島神崎遺跡の沿革と整備計画の概要について説明を受けて、併せて質疑応答を行った。その後、出土遺物の保存処理や資料での展示について視察した後に共同討議が行われた。討議では、簡単に見ることのできない水中遺跡の活用方法や観光施設とのタイアップなどについて意見交換がなされた。



松浦市の担当者による概要説明



松浦市立鷹島歴史民俗資料館の展示観察

資料 4

水中遺跡の調査に使用する機器類

水中遺跡の調査に使用する機器類

近年、海底資源の開発のための探査機器類が、水中遺跡の探査にも威力を発揮するように改良されてきた。そのため、遺跡の確認調査では人が直接水中に潜らなくても、海底の地形や遺物の散布状況を把握することができるようになってきた。

これら水中遺跡の調査に用いる機器は多岐にわたり、探査する内容に応じて、さまざまな機器が開発されている。探査海域や海底地質構造（砂地や岩地）、探査対象物（金属製品があるか主に有機物か）等の諸条件によって、使用する機器を複数組み合わせて用いることで大きな成果が期待できる。さまざまな機器類について、その使用目的や成果等を下記一覧表に示している。

まだ体制が未整備な現段階では、機器を用いた探査業務については委託等で実施されることが想定されるため、調査担当者がそれぞれの機器に精通する必要はないものの、その特性を知ることは必要である。

文化庁では九州国立博物館に委託して平成26年度より3ヵ年をかけて、鹿児島県宇検村倉木崎海底遺跡・福岡県新宮町相島海底遺跡・鹿児島県多良間村ファン・ボッセ号沈没地点（高田海岸遺跡）で探査機器類の実証実験を行った。その成果に拠って主要な探査機器による調査方法を解説する。

主な探査機器の特徴

	探査目的	成果図面	運用上の留意点
1 サイドスキャン・ソナー	構造物の現況調査(2D) 海底の状況把握	海底面状況図	データ取得は容易だが判読は熟練を要する
2 マルチビーム測深機	構造物の現況調査(3D) 水深データおよび位置確認	デジタル海底地形図等深線図、鳥瞰図など	専門技術・装置が必要
3 磁気探査機	磁気を持つ遺物の探索	等磁線図・磁気データ表	磁気反応の確認に発掘が必要
4 サブポトム・プロファイラ	海底堆積層の確認 密度の異なる埋蔵物の探索	表層(断面)データ	専門家による解析が必要
5 無人探査機 (水中ロボット)	目視(映像)による状況確認	ビデオ映像など	海の状況により使用できない

実証実験に用いた主な機器類

サイドスキャン・ソナー	Tritech 社	Starfish 450 kHz
マルチビーム測深機	R2Sonic 社	SONIC2024
磁気探査機	Geometrics 社	G822 海洋磁力計
サブポトム・プロファイラ	Innomar 社	バラメトリクス探査システム SES2000 Standard
無人探査機（水中ロボット）	Seabotix 社	LBV300-5

1 サイドスキャン・ソナー（音波探査機：音波を用いて海底面の状況を画像する機器）

ソナー装置から海底に音波（音響パルス）を発振し、海底地形の凹凸や立体物に反射する時、反射強度の違いを色の濃淡で表現する方法。ソナー装置は船の舷側に固定するか、曳航体として使用する。近年では軽量化が進み、ノートパソコン等で使用できる機材もある。音波が立体物に反射すると、その後方には音波の影ができる。影の長さから、立体物の大きさを推測することも可能。ただし構造物と自然地形の判別も含めてその判断は難しい。探査幅が広域であることが特長だが、2次元探査であり水深値は取得できない。



サイドスキャン・ソナー



サイドスキャン・ソナー画像

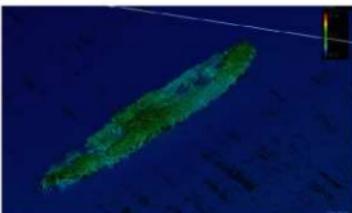
2 マルチビーム測深機（音響測深機：複数の音波を使用し海底地形調査に用いる機器）

マルチビーム測深機は、海底地形測量に最も利用される機器である。サイドスキャン・ソナーが2次元画像の取得となるのに対して、マルチビーム測深機は3次元の画像を得ることができる。海底面の鳥瞰図や、地形をモデル化することも可能である。複数（マルチ）の音響ビームを用いて、多点の測深を行うことができる機器である。

船の舷側に設置して使用するが、高度なGPS、モーションセンサーなどを使用し、船の位置と傾きなどを正確に把握する必要があるため、機器の使用に際しては専門家の協力を要する。そのため、運用費は他の水中探査機器に比べて高くなる。なお、サイドスキャン・ソナーと同じく、海底面の下に埋もれた構造物は音波が貫通しないために見ることはできない。



マルチビーム測深機



マルチビーム測深機画像
(沈没船と思われる海底画像)

3 磁気探査機（鉄製品等の磁力線を探知する機器）

磁力線の方向や強さを検出する機器で、船体の電気システムによる磁力妨害を避けるため船尾から曳航して使用する。音波探査機等と併用して使用することが多い。主に鉄製品を積んだ船（大砲や錨など）、船の鉄釘だけでなく、多量の陶磁器の堆積等にも反応する。地中に埋蔵された遺物でも検出は可能。磁気反応の違いにより、等磁（力）線図を作成し、遺物（遺跡）の可能性のある場所を特定する。鉄を用いた近・現代の沈没船の探査には最も効果的であるが、磁力反応が何であるかを特定するには、別の探査機器で確認するか、発掘調査する必要がある。



磁気探査機



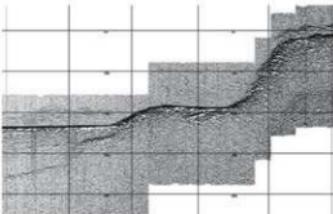
磁気探査画像
(磁力線の強弱がグラフに示されている)

4 サブポトム・プロファイラ（表層調査機：海底面下からの反射信号を利用し堆積構造を画像化する機器）

海底下部の断面図を画像化できる。低周波の音波を海底に向けて照射し、堆積層や埋蔵物の密度の違いによる反射強度を計測するもので、陸上の調査で使用される地中レーダーとほぼ同様の原理である。船の舷側に設置して使用する。線（断面）で計測するため、沈没船を直接発見するよりは、調査エリアの海底面下の状況を知るために使用されることが多い。堆積層の特性によっては使用できない場合もあり、また、複雑な地形の探査には不向きである。鉄器が埋蔵されていない水中遺跡を探すことができるるのは現在のところ表層調査機のみである。埋蔵物の確認には発掘調査が必要となり、また、データの解析には専門家による協力を必要とする場合が多い。



サブポトム・プロファイラ



相島海底遺跡のデータ

5 無人探査機（水中ロボット）（R O V : カメラなどを取り付けた無人探査機）

一般的には、船上からケーブルで繋がれており、モニターを見ながら遠隔操作を行う。ケーブルによる高速通信を介して、リアルタイムで水中の様子を撮影する。先述した4種の探査機器によって水底面に何らかの反応があった場合の次に行う探査として使用すると効果的である。潜水せずに船上での作業が可能であり、ダイバーによる潜水調査が困難な環境での利用も想定される。アームを装備しマニュピレータ作業が可能な探査機もあり、調査のほか、遺物の引揚げなど目的により様々な用途に使用できる。

水中無人探査機としては、この他に船舶と結ぶケーブルを必要とせずコンピューター制御で作業する自律型無人探査機があげられる。近年では音響測深機等を設置し探査を行うことがあるが、費用も高くまだ一般的ではない。カメラの使用は透明度の比較的良好な海域に限られ、また、流れが強い場合は探査機がコントロールできない場合もある。



水中ロボットの投入状況



水中ロボット搭載カメラの画像
(相島海底遺跡で捉えた平瓦)

資料 5

水中遺跡調查閏連機閏

国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）

【設立】1971年認可法人海洋科学技術センター（JAMSTEC）として設立、2004年独立行政法人海洋研究開発機構として再発足、2015年国立研究開発法人海洋研究開発機構に名称変更。

【場所】本部は神奈川県横須賀市、研究施設は青森県むつ市、高知県南国市、沖縄県名護市

【設立趣旨】平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究への協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図ると共に、学術の発展に資することを目的とする。

【活動内容】JAMSTECは、海洋科学の総合的な研究機関であり、研究遂行に必要な探査技術の開発も行っている。従来からその調査対象は主に深海域であり、浅海域の遺跡調査等は対象にしていない。深海探査のための技術開発は、1973年頃から始まった1978年に米国の技術を導入し、我が国初の曳航式のソーナーやTVカメラを開発、実海域における実験を行い、自前で探査技術を獲得していく。その後、有人潜水船「しんかい2000」や「しんかい6500」の開発、最新観測器機を搭載した多くの観測船や無人探査機（ROV）等を導入し、探査能力を高めていった。海中落下物体の探査は、1995年に墜落した海上自衛隊のヘリコプターの探査の成功から始まった。1997年には、流出原油が社会問題となったロシア船籍タンカー「ナホトカ」の探査を行い水深2,500mで船体を発見し、原油流出が止まっていることが確認した。その後、戦時中に沈没した船舶や海難事故によって沈没した複数の船舶の搜索にも成功している。1999年には打ち上げに失敗したH-IIロケット8号機メインエンジンの探索を実施し、広大な調査海域において3,500mの海底で発見・回収し、故障原因を追及することができた。その後も高度な探査技術を使って多くの深海底調査を行ってきたが、特に2011年に発生した東日本大震災の震源域の緊急調査（2011年～2012年）では、膨大な研究者と船舶、有人・無人探査機が投入された。地震前の同海域におけるデータとの比較研究の結果、震源域付近の海底は50mも動いており、巨大な海底の地滑りが起きたことがわかった。また、過去に撮影した画像と比べると多数の新しい断層がみられ、海底の様子が全く変わってしまっていることも確認された。

今後は、これらの高度な探査技術を浅海域の海底遺跡調査に活用することが期待されている。

（海洋研究開発機構 土屋利雄）



有人潜水調査船「しんかい6500」



無人探査機（ROV）「ハイバードルフィン」

NPO法人アジア水中考古学研究所（ARIUA）

【設立】 特定非営利活動法人アジア水中考古学研究所は、1986年12月に設立した任意団体、「九州・沖縄水中考古学協会」（英文略称KOSUWA）を母体として2005年5月に改組し、英文名を Asian Research Institute of Underwater Archaeology（略称を ARIUA）とした。

【場所】 本部は福岡県福岡市とし、ARIUA 東日本会員連絡会を国立大学法人東京海洋大学海洋人類学教室に設けている。

【設立趣旨】 この法人は、水中考古学により海、河川、湖沼に存在する遺物、遺構及び遺跡を総合的に調査し、わが国の水中考古学の発展と共にその普及に寄与することを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。1) 水を中心とした考古学に関する情報収集及び学術調査事業、2) 水を中心とした考古学に関する成果や活動等を発表する機関紙・ニュースレターの発行及び関連出版物の発行・インターネット等による情報提供事業、3) 水を中心とした考古学に関するシンポジウム、講演会、研究発表会、講習会等の開催事業、4) 水を中心とした考古学に関する国内外の関係機関との協力・交流事業、以上の事業を設立目的に沿った活動とする。

【活動内容】 1989年～2004年に鷹島海底遺跡における緊急発掘調査や学術調査及び神崎地区の詳細分布調査に関わり、床浪地区で縄文時代早期の包含層を確認。1994～1995年と2001～2002年の神崎地区的調査で蒙古襲来における元軍船の碇や「てつはう」を含む船材、武器、武具、陶磁器等3,000点以上の遺物を取り上げている。法人となったARIUAは五島列島小値賀島で2011年までに山見沖海底遺跡や前方湾海底遺跡調査を行い、東南アジア系陶器類や鉛のインゴットを確認、前方湾及び周辺海域では碇石や11世紀後半以降の中国陶磁器を確認している。2007年には「海底遺跡ミュージアム」構想を日本財団助成事業で実施した。2009～2011年には同財団の助成を受け「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進」事業を実施し、全国水中遺跡地図を含む「海の文化遺産総合調査報告書」を刊行した。2013～2015年には鷹島海底遺跡床浪地区で詳細分布調査を実施した。2015～2017年には熱海市初島沖で江戸元禄期の徳川幕府三つ葉葵の瓦を積んだ沈船の調査を東京海洋大学と協同で実施している。「水中考古学研究」誌や「Newsletter」の発行、日韓・日伊学術及び国内シンポジウムや展示会等も開催している。

（アジア水中考古学研究所 林田憲三）



海の文化遺産総合調査報告書



熱海市初島沖海底遺跡調査

NPO法人水中考古学研究所

【設立】 特定非営利活動法人水中考古学研究所は、1988年4月に設立した任意団体「水中考古学研究所」を母体として、2007年9月に現在の組織となった。

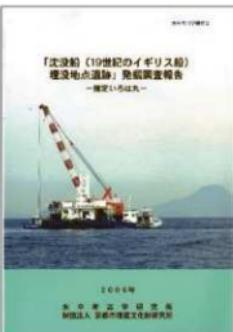
【場所】 事務所は滋賀県守山市に所在する。

【設立趣旨】 考古学のうち、水中考古学を主とし、それに関する発掘調査及び研究に関する事業を行い、我が国の考古学の発展並びに文化財の保護とその普及に寄与することを目的とする。

【活動内容】 水中考古学研究所の設立は1988年4月であるが、その契機は1980年に文化庁が栗津湖底遺跡の発掘調査（遺跡確認法の調査研究一水中遺跡の調査一）を財団法人京都市埋蔵文化財研究所に委託し、それに際して設立された調査団が母体となる。団長は田辯昭三氏であり、その後、琵琶湖総合開発計画に伴う事前調査としての分布調査や試掘調査、シリア沖古代遺跡発掘運営委員会が実施した3次に及ぶシリア沖沈没船調査への参加等を行った。

研究所の設立後は、1988年からは広島県福山市宇治島沖の「沈没船（19世紀のイギリス船）埋没地点遺跡－推定いろは丸－」の調査を実施した。1989年には、中国歴史博物館水下考古研究室と南海1号沈没船の共同調査に関する意向書と協議書を交わして、1990年には「中国南海沈船学術調査委員会」を北京で開催した。このほかにも、1991年には「シリア沖沈没船発掘調査・中間報告書」を刊行し、1993年には朝日新聞社が主催した中国南海沈船文物を中心とする「はるかなる陶磁の海路（みち）」展の特別協力として中国歴史博物館との展示品の借用に関する調整を行い、東京都では朝日新聞社小ホール、愛知県では名古屋市立博物館、広島県では福山市の広島県立歴史博物館で展覧会を開催し、水中考古学の意義とその成果についての普及に努めた。

このほかにも、浜名湖弁天島海底遺跡（静岡県浜松市）、函石海岸（京都府久美浜町）、西城川小割鉄水没地点（広島県三次市）、水の子岩海底遺跡（香川県小豆島町）、廬島海底遺跡床浪地区（長崎県松浦市）等の調査を主体的あるいは支援的に行なった。また、1993年以来、『水中考古学ニュース』を発行し研究所の活動、国内外の水中考古学に関する最新情報を発信している。



発掘調査報告書表紙



シリア沖古代船発掘調査風景(提供:水中考古学研究所)



韓国国立海洋文化財研究所
(外観、左下は子供向け体験館のエントランス)



韓国国立海洋文化財研究所
(達理島沈没船の展示)

資料 6

參考資料

6 参 考 資 料

- (1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について
- (2) 水中遺跡調査検討委員会委員
- (3) 水中遺跡調査検討委員会協力者
- (4) 水中遺跡調査検討委員会における検討経緯
- (5) 委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」
(受託者：独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館)

(1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について

平成25年2月27日
文化財部長決定

1. 目的

我が国には、これまで200を超える水中遺跡が存在していることが知られ、これらは、海洋国家である我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産である。

平成24年に元寇船が沈没している鷹島神崎遺跡が史跡に指定されるなど、水中遺跡への国民の関心も高まっている。

しかしながら、水中遺跡は水中に所在するという特殊な立地条件があり、我が国においては、その調査・保存の手法が未だ確立されていない。

そのため、我が国の水中遺跡の調査、保存及び活用について検討を行う「水中遺跡調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 水中遺跡の調査に関する事項
- (2) 水中遺跡の保存活用に関する事項
- (3) その他関連事項

3. 構成

- (1) 委員会は、学識経験者により構成する。
- (2) 委員会は、互選により委員長を選出する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する副委員長が、その職務を代理する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

4. 庶務

委員会に関する庶務は、文化財部記念物課で処理する。

(2) 水中遺跡調査検討委員会委員

(敬称略、五十音順、平成 29 年 4 月現在)

(◎ : 座長 ○ : 副座長)

- 赤司 善彦 九州歴史資料館企画主幹兼学芸調査室室長補佐
(元福岡県教育庁文化財保護課長) (平成 26 年 4 月から)
- 池田 荣史 琉球大学法文学部教授
- 伊崎 俊秋 福岡県教育庁文化財保護課課長 (平成 26 年 3 月まで)
- 今津 節生 奈良大学文学部教授 (元独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館学芸部博物館科学課課長)
- 小野 正敏 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館
名誉教授
- 木下 尚子 熊本大学人文社会科学研究部教授
- 木村 淳 東海大学海洋学部特任講師 (元マードック大学アジア研究所
研究員, 元フィールド自然史博物館研究員)
- 小泉 恵英 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館学芸部長 (平成
28 年 4 月から)
- 高妻 洋成 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財セ
ンター長
- 坂井 秀弥 奈良大学文学部教授
- 佐藤 信 東京大学大学院人文社会系研究科教授
- 土屋 利雄 国立研究開発法人海洋研究開発機構観測技術担当役
- ◎西谷 正 宗像市郷土文化学習交流館海の道むなかた館館長 (元九州歴
史資料館館長)
- 御堂島 正 大正大学文学部教授 (元神奈川県教育委員会文化遺産課課長)
- 林田 憲三 N P O 法人アジア水中考古学研究所理事長

【オブザーバー】

長崎県教育委員会
松浦市教育委員会

(3) 水中遺跡調査検討委員会協力者

(敬称略、都道府県順、平成29年4月現在)

【協力者】

小笠原雅行	青森県教育庁文化財保護課 総括主幹
天野 順陽	宮城県教育庁文化財保護課 技術補佐
竹田 純子	山形県教育庁文化財・生涯学習課 主査
深澤 敦仁	群馬県立歴史博物館 教育普及係長
吉田 敬	千葉県柏市教育委員会事務局生涯学習部文化課 専門監
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課 総括課長代理
長岡 文紀	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 グループリーダー
滝沢 規朗	新潟県教育庁文化行政課 副参事
河合 修	静岡県教育委員会文化財保護課 主幹
鈴木 一有	静岡県浜松市民部文化財課 主幹
木戸 雅寿	滋賀県教育委員会文化財保護課 参事
石崎 善久	京都府教育庁指導部文化財保護課 記念物担当副課長
森屋 直樹	大阪府教育庁文化財保護課 課長
藤井 幸司	公益財団法人和歌山県文化財センター埋蔵文化財課 課長
柏原 正民	兵庫県教育委員会文化財課 主幹
松尾 充晶	島根県古代文化センター 専門研究員
大橋 雅也	岡山県古代吉備文化財センター 参事
沖 憲明	広島県教育委員会事務局管理部文化財課 指導主事
乗松 真也	香川県教育委員会生涯学習・文化財課 主任文化財専門員
吉田 東明	福岡県教育委員会文化財保護課 企画係長
長家 伸	福岡県福岡市経済観光文化局文化財部史跡整備活用課 係長
白木原 宣	佐賀県教育庁文化財課 主幹
中山 晋	沖縄県教育庁文化財課 主任専門員
清野 孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 考古第三研究室長

【オブザーバー】

和田 勝彦	公益財団法人文化財虫菌害研究所 常務理事
赤司 善彦	九州歴史資料館企画主幹兼学芸調査室 室長補佐
佐々木蘭貞	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館 博物館科学課 アソシエイトフェロー

(4) 水中遺跡調査検討委員会における検討経緯

※◎は委員会の開催、○は協力者会議の開催

【平成 24 年度】

◎3月 22 日（金） 第 1 回水中遺跡調査検討委員会（霞ヶ関ビル 32 階 東海大学校友会）

- ・本委員会の設置趣旨説明（事務局）
- ・文化庁における水中遺跡保護の取組
- ・元寇沈船の調査・研究の取組 池田榮史（琉球大学）
- ・日本とアジアの水中考古学 西谷 正（当時：九州歴史資料館）
- ・海外の水中遺跡の現状 木村 淳（当時：マードック大学）

【平成 25 年度】

◎7月 17 日（水） 第 2 回水中遺跡調査検討委員会（長崎県松浦市役所 鷹島支所）

- ・福岡県における水中遺跡の保護の取組 伊崎俊秋（当時：福岡県文化財保護課）
- ・NPO 法人アジア水中考古学研究所の取組 林田憲三（NPO 法人アジア水中考古学研究所）
- ・水中遺跡の調査・保存・活用 今津節生（当時：九州国立博物館博物館科学課）

【視察】※前日（7/16）に委員会による史跡鷹島神崎遺跡の視察

10月 16・17 日（水・木） 史跡鷹島神崎遺跡における無人探査機による実験

◎1月 23 日（木） 第 3 回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 特別会議室）

- ・開陽丸の保護の取組 藤島一巳（元北海道江差町教育委員会）
- ・松浦市における水中遺跡の保護の取組 中田敦之（長崎県松浦市教育委員会）
- ・オーストラリア海事考古学研究所第 13 回会議報告 （事務局）
- ・史跡鷹島神崎遺跡における水中遺跡探査実験報告 （事務局）

◎3月 14 日（金） 第 4 回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 第 2 会議室）

- ・現位置保存処理－水中文化遺産管理への段階的アプローチの適用 ヴィッキー・リチャーズ（西オーストラリア博物館）
- ・アジアにおける西オーストラリア博物館の活動 ジャーミー・グリーン（西オーストラリア博物館）
- ・平成 25 年度委託事業の概要 （事務局）

【平成 26 年度】

◎7月 14 日（金） 第 5 回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館 研修室）

- ・オランダにおける水中遺跡の保護の取組 マータイン・レネ・マンダース（オランダ政府海事プログラム局）

- ・九州国立博物館における史跡鷹島海底遺跡出土遺物の保存と活用 (視察)
- 10月17日（金）～29日（月） 鹿児島県宇検村倉木崎海底遺跡の調査・実験
【視察】※10/18～20に委員会による倉木崎海底遺跡の視察
- ◎11月14日（金） 第6回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館 研修室）
 - ・デンマーク・スウェーデンにおける水中遺跡保護の視察について (事務局)
 - ・鹿児島県宇検村所在倉木崎海底遺跡における調査・実験について (事務局)
 - ・水中無人探査機による調査報告 (事務局)
 - ・九州国立博物館における高精細撮影による水中遺跡の展示手法 (視察)
- ◎11月30日（金） 第7回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 第2会議室）
 - ・デンマークにおける水中遺跡の保護の取組 ヨーエン・デンカー (ヴァイキング博物館)
 - ・デンマークにおける水中遺跡の保護の手法 ディビッド・グレゴリー (デンマーク国立博物館)

【平成27年度】

- ◎5月29日（金） 第8回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 第2会議室）
 - ・韓国における水中遺跡の保護の取組 文 売哲 (韓国国立海洋文化財研究所)
 - ・水中遺跡に関する行政実務上の整理 御堂島正 (大正大学文学部)
 - ・『日本における水中遺跡保護の在り方について』(中間まとめ) (以下『中間まとめ』という。) の概要と章立て説明 (事務局)
- 10月1～10日 福岡県新宮町相島海底遺跡の調査・実験
【視察】※10/8は委員会による相島海底遺跡の視察
- ◎10月9日（金） 第9回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館 研修室）
 - ・フランス・アメリカにおける水中遺跡保護の視察について (事務局)
 - ・ヴァレッタ条約について (事務局)
 - ・『中間まとめ』の検討 (事務局)
- 10月20～27日 沖縄県多良間村ファン・ボッセ号の調査・実験
- 10月21・22日（木・金） 第1回水中遺跡調査検討委員会協力者会議（文化庁 特別会議室）
- ◎2月26日（金） 第10回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 特別会議室）
 - ・『中間まとめ』の検討
- 3月25日 『中間まとめ』の刊行

【平成28年度】

- 5月17・18日（火・水） 第2回水中遺跡調査検討委員会協力者会議
(17日：松浦市鷹島歴史民俗資料館 18日：九州国立博物館 研修室)

・史跡鷹島神崎遺跡の視察

・『水中遺跡保護の在り方について』（報告）（以下『水中報告』という。）の検討

◎8月10日（水） 第11回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 特別会議室）

・福岡県新宮町相島海底遺跡における調査・実験について

（事務局）

・イタリアにおける水中遺跡保護の視察について

（事務局）

・『水中報告』の検討

○11月24日（木） 第3回水中遺跡調査検討委員会協力者会議（日本航空協会 航空会館）

・『水中報告』の検討

◎2月17日（金） 第12回水中遺跡調査検討委員会（金融庁13階 共用会議室）

・『水中報告』の検討

【平成29年度】

○5月15・16日（月・火） 第4回水中遺跡調査検討委員会協力者会議（金融庁9階 共用会議室）

・『水中報告』の検討

◎6月30日（金） 第13回水中遺跡調査検討委員会（文化庁 特別会議室）

・『水中報告』の検討

(5) 委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」

平成 24 年度に文化庁が設置した「水中遺跡調査検討委員会」の議論に資するため、国内外での水中遺跡の保存・活用に関する諸課題について調査研究する目的で、平成 25 年度より標記の公募事業を各年度で実施した。

文化庁が示した仕様書に基づいて提出された企画提案書を毎年度審査し、平成 25~29 年度は九州国立博物館に事業を委託した。事業は、海洋研究開発機構・琉球大学・東海大学・各地方公共団体等の協力を得て実施された。

1 国内の水中遺跡保護状況調査事業

平成 12 年度の文化庁による地方公共団体へのアンケートを集計分析。その中で沈没船が確認された遺跡や調査を実施した遺跡について、現地を訪問し関係者と面談を行い資料を収集。

- 25 年度 長崎県松浦市（史跡鷹島神崎遺跡）・鹿児島県宇検村（倉木崎海底遺跡）
- 26 年度 北海道江差町（閉陽丸）・北海道上ノ国町（漁港遺跡）・沖縄県多良間町（沈没船）
- 27 年度 和歌山県串本町（オスマントルコ帝国軍戦艦エルトゥールル号）・神奈川県鎌倉市（史跡和賀江崎）・宮城県石巻市（慶長使節船サン・ファン・バウティスタ号の復元と活用）
- 28 年度 新潟県・滋賀県・静岡県・福岡県の 4 県をモデルに、海難・漂着史料の取りまとめ
- 29 年度 各県の漂流・漂着・難破等に関する文献情報の収集整理

2 国外の水中遺跡保護状況調査事業

海外の水中遺跡保護機関を訪問し、水中遺跡の保護に関する法制度・体制や調査・保存・活用の現状と課題について面談調査。併せて専門家を招聘し協議を実施。収集に努めた。

- 25 年度 調査 韓国・中国・オーストラリア・イギリス・オランダ等
招聘 西オーストラリア海事博物館担当者
- 26 年度 調査 デンマーク・スウェーデン
招聘 オランダ文化庁・デンマーク国立博物館担当者
- 27 年度 調査 アメリカ・韓国
招聘 韓国海洋文化財研究所担当者
- 28 年度 調査 イタリア・中国

3 水中遺跡の調査手法の検討事業

探査手法を確立するために、実際に機器類を用いた各種の実証実験を実施。さらには潜水調査や伝承記録等の調査を実施。

- 25 年度 長崎県松浦市史跡鷹島神崎遺跡（探査）

- 26 年度 鹿児島県宇検村倉木崎海底遺跡（探査・潜水）
- 27 年度 福岡県新宮町相島沖（探査）・沖縄県多良間町ファン・ボッセ号遭難地（探査）
- 28 年度 福岡県沖ノ島周辺海域（探査）・福岡県新宮町相島海底遺跡（潜水）・沖縄県
多良間町ファン・ボッセ号沈没地点（潜水・伝承・文献）

4 地方公共団体等が行う調査・保存・活用（展示）に関する支援事業

① 史跡鹿島神崎遺跡の取組についての支援等

- 史跡鹿島神崎遺跡の調査手法や遺跡のモニタリング等について、経験を有する海外の研究者を招聘した共同研究や、新しい手法での活用の調査研究を実施した。
- ・海外研究者招聘による支援事業（オーストラリア・オランダ・デンマーク・中国・韓国）
 - ・史跡鹿島神崎遺跡出土「てつはう」の透明液晶展示ケース製作及び上映コンテンツ作成
 - ・伊万里湾海底地形 DEM（立体地形図）の作成及びビューワーの開発
 - ・史跡鹿島神崎遺跡出土資料のX線 CT スキャナー等による科学的調査
 - ・鹿島 1・2 号船の船体復元モデル作成
 - ・鹿島 2 号船船首現状復元模型作成

② その他の市町村水中遺跡保護事業への支援

- ・超高精細 8 K カメラによる水中遺跡の撮影実験（倉木崎海底遺跡）
- ・水中遺跡に関する展示の情報収集（北海道江差町開陽丸青少年センター展示、沖縄県立博物館・美術館特別展示、宮城県石巻市慶長使節船ミュージアム展示）
- ・X 線 CT スキャナーによる出土遺物調査（福岡県相島出土遺物・和歌山県オスマントルコ帝国艦船出土遺物）
- ・地方公共団体が行う水中遺跡の保護事業についての海外研究者招聘による支援事業（沖縄県多良間村へオランダ研究者招聘・鹿児島県宇検村へアメリカ人研究者招聘）
- ・水中遺跡保護に関する国庫補助事業への調査等各種支援（鹿児島県宇検村シンポジウム開催支援・沖縄県多良間村探査及び各種調査支援・鹿児島県徳之島 3 町合同探査事業支援・福岡県新宮町探査及び各種調査支援）

5 その他事業

- ・世界各国（91カ国）の水中遺跡保護の取組状況取りまとめ
- ・ユネスコ及び主要各国の水中遺跡保護の資料・文献の収集及び翻訳
- ・海外の水中遺跡保護に関する最新情報の収集

6 関連事業

- ・世界考古学会議第 8 回京都大会でセッション（「世界の水中文化遺産の保護体制」）を実施（28 年度）

- ・九州国立博物館で水中考古学フォーラムを開催（28年度）
- ・九州国立博物館文化交流展特別展「水の中からよみがえる歴史－水中考古学最前線－」を実施（29年度）

資料 7

關係資料

7 関係資料

- (1) 「文化財保護法」 (抜粋)
- (2) 「文化財保護法の一部改正について」
(昭和29年6月22日付文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (3) 「漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について」
(昭和34年1月27日付文委記第2号 文化財保護委員会事務局長依頼)
- (4) 「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」
(昭和35年3月15日付文委庶第26号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (5) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」
(平成10年9月29日付け庁保記第75号 文化庁次長通知)
- (6) 「水中文化遺産の保護に関する条約」 (仮翻訳・抜粋)
- (7) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』 (抜粋)
- (8) 『埋蔵文化財関係統計資料』—平成28年度— (抜粋)

(1) 文化財保護法（抜粋）

(昭和25年5月30日法律第214号)
最終改正：平成19年3月30日法律第7号

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

- 第92条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 理蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
- （土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
- 第93条** 土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外の目的で、貢づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に際し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
- （国の機関等が行う発掘に関する特例）
- 第94条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、同条の規定を適用しないものとし、当該国機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第2項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に際し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- （埋蔵文化財包蔵地の周知）
- 第95条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に際し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）
- 第96条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により具づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3ヶ月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1ヶ月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6ヶ月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第2項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発したまでの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第2項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第2項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- （国の機関等の遺跡の発見に関する特例）
- 第97条** 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。
(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の整備を実行することができる。

2 前項の規定により発掘を実行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の実施)

- 第99条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実行するものと認定し、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包装すると認められる土地の発掘を実行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を実行しようとする場合において、その発掘を実行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁との他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に際し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に際し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

- 第100条** 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項（指定都市若しくは同法第52条の2第1項の中核市（以下「指定都市」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。）
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

- 第101条** 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

- 第102条** 前条の規定により物件が提出されたときは、都道

府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

- 第103条** 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に對し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

- 第104条** 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

- 第105条** 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第106条** 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

- 3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- 第107条** 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与する

- ことができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

- 第108条 理藏文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

(2) 文化財保護法の一部改正について（抜粋）

文委企第50号
昭和29年6月22日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化財保護委員会事務局長

文化財保護法の一部改正について

昭和29年5月29日法律第131号をもって文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、7月1日から施行されることとなりました。このたびの改正は、昭和25年8月文化財保護法（以下「法」という）施行後3年有半の同法の運用の経験にかんがみ、その規定を整備したものであります、その主要な点は、次の通りであります。

- 一 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。
- 二 無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。
- 三 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと。
- 四 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び他の公益との調整に関する規定を設けたこと。
- 五 史跡名勝天然記念物等の無断現状変更等に対し、現状回復命令の制度を設けるとともに刑罰を課しうるものとしたこと。

以上のようにこのたびの改正は、基本的な事項の改正を含みその他法全体にわたる改正を行ったものもありますので、その実施運用に当っては、別記事項をご参照の上、遺憾のないよう御配慮下さい。

なお、このたびの法改正に伴う所要の委員会規則については、追って制度改廃の上通達する予定であります。

記

（略）

第5 埋蔵文化財関係

1 理藏文化財については、従来有形文化財の章中に規定されていたのであるが、今回の改正において、民俗資料を有形文化財から切り離して規定したことと併し、埋蔵物である「文化財」には当然有形文化財のみならず、民俗資料も含まれることとなるほか、貝塚、住居跡等の記念物もこれに含まれると解すべきであるから、今回、埋蔵文化財に関する規定は、独立した一章として、第四章に規定したこと。

註（1）埋蔵文化財に関する章は、右の趣旨から明らかかなように、むしろ、史跡名勝天然記念物に関する章の次に規定するのが適当であると考えられるのであるが、改正上の技術的制限もあって、今回は独立した一章として、民俗資料に関する章の次に規定することに止めたのである。

註（2）従来埋蔵文化財とは、地下、水底その他の人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいうものとされ、法第57条は、この埋蔵物である有形文化財を発掘しようとする場合の届出義務を規定したものと解されていたのであるが、発掘の対象となるのは土地であって埋蔵文化財は調査の対象なのであり、仕居跡、寺跡等も埋蔵文化財である。そして、この調査の結果発見された動産である文化財については、遺失物法に基く事後手続が行われるものと解するのが適当であると考える。このことについては、以下

の改正点の説明を参照されたい。

(以下、略)

(3) 漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について

文 委 記 第 2 号

昭和34年1月27日

運輸省海運局長 朝 田 静 夫 殿

文化財保護委員会

事務局長 岡 田 孝 平

漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について（依頼）

漂流物あるいは沈没品であつて社会通念上も埋蔵文化財と認められるものについては、水難救護法（第24条～第30条）の規定によらず、遺失物法（第十三条）ならびに文化財保護法（第59条～第65条）による処理をすることが適当と思料されるので、この旨貴省関係方面に周知徹底方御配慮願います。

なお、当委員会としては文化財保護法にいう埋蔵文化財を下記のとおり解していることを申し添えます。

記

埋蔵文化財とは、地下・水底その他の場所に人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいう。埋蔵文化財は、人為的に埋蔵文化財されたものであると、自然的に埋蔵されたものであるとを問わない。

(4) 海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年三月十五日文委庶第二六号

各都道府県教育委員会教育長あて

文化財保護委員会事務局長通知

このことについて別紙甲のとおり照会したところ、別紙乙のとおり回答を得ましたので参考までにお知らせします。

別紙甲

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十四年八月三日文委庶第二六号

文化財保護委員会事務局長から

法制局第一部長あて照会

標記のことについて下記のとおり疑義がありますので貴見を承りたくお伺いします。
なお、このことについては、事務処理上さし迫った問題もありますので、至急御回答をお願いします。

記

- 1 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十条※1に規定する遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により差し出される埋蔵物とは海底から発見された物も含むと解してよいか。
- 2 文化財保護法第六十三条※2 第二項の規定により埋蔵文化財の価格に相当する額の報償金に対して発見者と折半して受給権を取得する当該埋蔵物の発見された土地の所有者とは、領海内の海底については、国と解してよいか。
- 3 この照会を必要とする具体的事情は次のとおりである。

昭和三十二年二月二日午前十一時三十分頃、東京都大島町岡田勝崎海岸沖合二百五十メートルの地点において、折からあわび漁に出漁中の同町岡田漁業組合所属船三宅丸が、水深十五メートルの海底から小判を発見し、さらに近くの砂に埋もれていた同様のもの八枚を発見した。そこで同海底には、なお小判が埋もれているものと推定し、同組合の他の所属船とともに潜水夫を入れて発掘の結果、都合七十三枚を発見した。さらに同月十日同様の発掘を行い引き続いて小判二十七枚、一分金三枚、同月二十日に一分金一枚を発見し、合計小判百三枚、一分金六十三枚計百六十六枚が引き上げられた。（大島警察署長の提出通知より）

別紙乙

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年二月十八日法制局一発等二号

法制局第一部長から

文化財保護委員会事務局長あて回答

昨年八月三日付け文委庶第二六号をもつて照会にかかる標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

一問題

(イ) 文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には、海底から発見された物件を含むと解することができるか。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項の規定により、同条第一項の報償金について発見者と折半して支給を受ける土地所有者とは、領海における海底については、国と解すること

ができるか。

二意見及び理由

(イ) 民法第二百四十二条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物とは、長期間、土地その他の物の中に包蔵され、その所在を発見しがたい状態にあつたため、発見された際ににおいては、その所有権が何人に属するかを容易に識別することができなくなった物件をいうのであるが、その包蔵の状態については、海底に埋没している状態を含むことはもちろん、海水等液体である物が右にいう「土地その他の物」に含まれないと解するいわれはないから、海底から発見される物件も、長期間、海底にあって、その所在を発見しがたい状態にあり、発見の際にはその所有権の帰属を容易に識別することができなかつたという要件を満たす限り、民法第二百四十二条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物であり、これらの規定及び文化財保護法第六十条から第六十五条までの規定の適用を受けるものと解する。

これに対しては、水難救護法第二章が「沈没品」について規定しているところからいつて、海底にある物件は埋蔵品をも含めて同法にいう沈没品であり、したがつて、お示しの物件は埋蔵物に係る前述の規定の適用を受けるべきではなく、水難救護法の第二章の規定の適用を受けるべきであるとする見解があるかもしない。

しかしながら水難救護法にいう沈没品とは、占有者の意思に反し、その所持を離れ、現に海底にある物件を意味するのであって、民法第二百四十条にいう遺失物に該当し、民法第二百四十二条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきであろう。けだし、民法は、第二百四十条において、「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有権ヲ取得ス」と規定し、第二百四十二条において「埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有権ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ発見シタル埋蔵物ハ発見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有権ヲ取得ス」と規定して、遺失物及び埋蔵物に対する取扱の基本を表現しているところからいつて、水難救護法上、発見者ではなく拾得者が所有権を取得することとされている沈没品（第二十八条第一項及び第二項参照）は、民法第二百四十条にいう遺失物であつて、第二百四十二条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきは、当然だらである。

お示しの海底から発見された物件が埋蔵物であるか、沈没品であるかは、にわかに判断することはできないが、お尋ねの文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には、海底から発見された物件を含むかという点については、以上述べたところにより、積極に解する。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項は、同法第五十九条※3 第一項又は第六十一条※4 第二項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権が国庫に帰属する場合において、当該文化財の発見者とその発見された土地の所有者とが異なるときは、委員会は、当該文化財の価格に相当する報償金を折半して支給する旨を規定している。

ところで、領海における海底について、国が文化財保護法第六十三条第二項にいう「土地の所有者」であるかどうかの疑問が生ずるゆえんは、領海が条理上私権の対象となるものではないとされていることにあるのであろう。しかしながら、領海が条理上私権の対象となるものではないとされるのは、領海について、国が本来排他的支配権を有するものであることを否定するのではなく、むしろそのことを当然の前提とし、国以外の者が排他的支配権をもつこができるのは、領海の公益性に反しないものとして、特に国からその権利を与えられた場合に限られることを意味するのであるから、国が文化財保護法第六十三条にいう「土地の所有者」であると解するのを相当とする。

以上によってお示しの問題は、積極に解する。

※1 平成16 年度の法改正により第60条は第101 条に改正以下同じ

※2 同じく第63条は第104条に改正以下同じ

※3 同じく第59条は第100条に改正

※ 4 同じく第61条は第102条に改正

（5）埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

府保記第75号
平成10年9月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行つており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれでは、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いします。

本通知により、昭和56年7月24日付け府保記第17号、昭和60年12月20日付け府保記第102号、平成5年11月19日付け府保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの府保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

（1）埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めるこ。

（2）埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

（3）開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進める

こと。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることができるもの。このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的な行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、

行政の客觀化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の作り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るために、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時の、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るために、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

1 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村の専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。

2 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。

3 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることができる。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等の発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派

遺その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うことは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

1 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

2 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、「平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行いうに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

1 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

2 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

3 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生かないよう努めること。

4 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。

5 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めること、次の各事項に留意する必要がある。

1 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。

2 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。

3 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等

の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

（1）埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1）に示す原則に則しつつ、かつ2）に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域の特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができます。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができます。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の一基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

（2）埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握、目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範用を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

（3）周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記（2）により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効

なことと考えられる。

5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6（3）のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

（1）記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査をする範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

（2）記録保有のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記（1）に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を開き、調整の上決定することが適切である。また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

（3）盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施工後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施工以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7 発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めるとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第57条の2第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日付け府保記第11号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者に経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）、出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）、報告書作成費等である。なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることができ肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け府保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あるいはを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺構の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畠及び近世の都市・集落等を構成する道路・木垣・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。

2 掘削が埋蔵文化財に直接及ぼさない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとすること。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壤条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとすること。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に挙げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道筋に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なのかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡単なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合との内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を探る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。

(6) 水中文化遺産の保護に関する条約（仮翻訳・抜粋）

国際連合教育科学文化機関の総会は、二千一年十月十五日から十一月三日までパリにおいてその第三十一回会期として会合し、水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成し、国民、国家及び共通の遺産に関する相互の関係の歴史において特に重要なものであることを認め、水中文化遺産の保護及び保存の重要性並びにそのためすべての国家が負うべき責任を認識し、水中文化遺産に対する公衆の高まる関心及び公衆の評価に留意し、水中文化遺産の保護及び保存のための調査研究、情報及び教育の重要性を確信し、現地にある水中文化遺産への害を与えない責任のあるアクセスにより得られる教育上及びレクリエーション上の利益を享有する公衆の権利並びにこのような水中文化遺産についての周知、評価及び保護に資する公衆のための教育の価値を確信し、水中文化遺産が許可を得ていない活動により脅かされていること及びこのような活動を防ぐための一層強力な措置の必要性を認識し、適法な活動が水中文化遺産に付隨的に与え得る悪影響に適切に対応する必要性を意識し、増大する活动中文化遺産の商業的利用、特に水中文化遺産の売買、取得又は交換を目的として行われる一部の活動を深く憂慮し、水中文化遺産の発見及びこれへのアクセスを促進する先進技術が利用可能であることを認識し、国家、国際機関、学術機関、専門機関、考古学者、ダイバーその他の関係者及び公衆の間の協力が水中文化遺産の保護にとって不可欠であると信じ、水中文化遺産の調査、発掘及び保護には、特別な科学的方法を利用可能とし及び適用すること、適切な技術及び装備を利用すること並びに高度な職業上の専門化を行うことが必要であり、これらすべてが統一的な管理基準の必要性を示していることを考慮し、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（一千九百七十年十一月十四日）、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（一千九百七十二年十一月十六日）並びに海洋法に関する国際連合条約（一千九百八十二年十二月十日）を含む国際法及び慣行に従って、水中文化遺産の保護及び保存に関する規則を法典化し、漸進的に発展させる必要性を認識し、水中文化遺産の現地保存又是科学上若しくは保護上の目的により必要な場合にはその慎重な回収のための国際的、地域的及び国内的にとられる措置の有効性を向上させることを約束し、総会の第二十九回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、この条約を二千一年十一月二日に採択する。

第一条 定義

この条約の適用上、

- 1 (a) 「水中文化遺産」とは、文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった次のものをいう。
 - (i) 遺跡、構築物、建造物、人工物及び人間の遺骸で考古学的及び自然的背景を有するもの
 - (ii) 船舶、航空機その他の乗物若しくはその一部又はその貨物その他の積載物で考古学的及び自然的背景を有するもの
 - (iii) 先史学的性質を有する物
 - (b) 海底に設置されたパイプライン及び電線は、水中文化遺産とはみなされない。
 - (c) パイプライン及び電線以外の海底に設置された施設で現在も使用されているものは、水中文化遺産とはみなされない。
- 2 (a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
 - (b) この条約は、第二十六条2(b)に規定する地域であって、同条2(b)に定める条件に従ってこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。

- 3 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。
- 4 「事務局長」とは、ユネスコ事務局長をいう。
- 5 「深海底」とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。
- 6 「水中文化遺産を対象とする活動」とは、水中文化遺産を主要な目的とする活動であつて、直接又は間接に、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与えるものをいう。
- 7 「水中文化遺産に付隨的に影響を与える活動」とは、水中文化遺産を主要な目的又は目的の一としない活動であつて、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与えるものをいう。
- 8 「国の船舶及び航空機」とは、軍艦又は国が所有し若しくは運航していた他の船舶若しくは航空機で沈没時に政府の非商業的目的のみ使用していたものであつて、このように識別されるもののうち、水中文化遺産の定義を満たすものをいう。
- 9 「規則」とは、第三十三条に規定する水中文化遺産を対象とする活動に関する規則をいう。

第二条 目的及び一般原則

- 1 この条約は、水中文化遺産の保護を確保し及び強化することを目的とする。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護について協力する。
- 3 締約国は、この条約に従い人類の利益のために水中文化遺産を保存する。
- 4 締約国は、水中文化遺産を保護するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自國の能力に応じ、単独又は適当なときは共同して、この条約及び国際法に適合するすべての必要かつ適切な措置をとる。
- 5 水中文化遺産の現地保存は、当該水中文化遺産を対象とするあらゆる活動を許可し又は行う前の第一の選択肢とする。
- 6 回収された水中文化遺産は、その長期間の保存を確保する方法で、寄託され、保存され及び管理される。
- 7 水中文化遺産は、商業的に利用されてはならない。
- 8 この条約のいかなる規定も、国家の慣行及び海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従い、主権免除に関する国際法及び国家の慣行の規則並びに国の船舶及び航空機に関する国家の権利を修正するものと解してはならない。
- 9 締約国は、海洋に存在するあらゆる人間の遺骸に対して適切な考慮が払われることを確保する。
- 10 現地にある水中文化遺産を観察し又は記録するための害を与えない責任のあるアクセスは、このようなアクセスが当該水中文化遺産の保護及び管理と両立しない場合を除くほか、当該水中文化遺産の周知、評価及び保護のために奨励される。
- 11 この条約に基づいて行われる行為又は活動は、国の主権又は管轄権に対する請求権について主張し、争い又は異議を唱えるための根拠となるものではない。

第三条 この条約と海洋法に関する国際連合条約との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の下での国の権利、管轄権及び義務を害するものではない。この条約は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の範囲内で及びこれらに合致するように、解釈され及び適用される。

第四条 引揚作業に関する法律及び発見拾得物に関する法律との関係

この条約が適用される水中文化遺産に係するいかなる活動も、引揚作業に関する法律又は発見拾得物に関する法律の対象とはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 権限のある当局によって承認されること。
- (b) この条約に完全に適合すること。
- (c) 当該水中文化遺産の回収がその最大限の保護の達成を確保すること。

第五条 水中文化遺産に付隨的に影響を与える活動

締約国は、水中文化遺産に付隨的に影響を与える自国の管轄の下にある活動から生じ得る悪影響を防止し又は軽減するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用いる。

第六条 二国間の、地域的なその他多数国間の協定

- 1 締約国は、水中文化遺産の保存のため、二国間の、地域的なその他多数国間の協定を締結し又は既存の協定を発展させることを奨励される。これらすべての協定は、この条約に完全に適合するものとし、この条約の普遍的な性格を弱めるものであってはならない。いずれの国も、これらの協定において、この条約において採用された規則よりも強力に水中文化遺産の保護を確保する規則及び規制を採用することができる。
- 2 1に規定する二国間の、地域的なその他多数国間の協定の当事国は、関係する水中文化遺産と実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国をこれらの協定に参加するよう招請することができる。
- 3 この条約は、その採択に先立って締結された他の二国間の、地域的なその他多数国間の協定に基づく沈没船舶の保護に関する締約国の権利及び義務、特にこの条約の目的に基づく権利及び義務を変更するものではない。

第七条 内水、群島水域及び領海の水中文化遺産

- 1 締約国は、自国の主権の行使として、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可する排他的権利を有する。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護に関する他の国際協定及び国際法の規則の適用を妨げることなく、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動に規則が適用されることを要求する。
- 3 締約国は、自国の主権の行使として及び諸国間の一般慣行を認識して、国の船舶及び航空機を保護する最良の方法に関する協力のため、自国の群島水域及び領海外で識別することができる国の船舶及び航空機の発見に関し、この条約の締約国である旗国及び適当な場合には実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に通報すべきである。

第八条 接続水域の水中文化遺産

次条及び第十条の規定の適用を妨げることなく、また、これらの規定に加えて、並びに海洋法に関する国際連合条約第三百三十二条の規定に従い、締約国は、その接続水域内の水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可することができる。この場合において、締約国は、規則が適用されることを要求する。

第九条 排他的経済水域及び大陸棚における報告及び通報

- 1 すべての締約国は、この条約に従い、排他的経済水域及び大陸棚にある水中文化遺産を保護する責任を有する。
したがって、
 - (a) 締約国は、自国民又は自國を旗国とする船舶が、自国の排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。

- (b) 他の締約国の排他的経済水域又は大陸棚においては、次のいずれかの措置をとる。
- (i) 締約国は、自国民又は自國を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国及び当該他の締約国に報告するよう要求する。
- (ii) 締約国は、自国民又は自國を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国に報告するよう要求するものとし、その報告が他のすべての締約国に迅速かつ効果的に伝達されることを確保する。
- 2 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、1 (b)に基づく報告が伝達される方法を宣言する。
- 3 締約国は、1 の規定に従って自国に報告された発見又は活動を事務局長に通報する。
- 4 事務局長は、3 の規定に従って通報された情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようになる。
- 5 いずれの締約国も、自國の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国に対し、当該水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連に基づくものとする。

第十条 排他的経済水域及び大陸棚における水中文化遺産の保護

- 1 排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 自國の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定する主権的権利又は管轄権への干渉を防止するため、当該水中文化遺産を対象とする活動を禁止し又は許可する権利を有する。
- 3 締約国が排他的経済水域又は大陸棚において、水中文化遺産の発見があった場合又は水中文化遺産を対象とする活動が行われようとしている場合には、当該締約国は、次のことを行う。
- (a) 前条5の規定に基づき水中文化遺産を保護する最良の方法についての関心を表明した他のすべての締約国と協議すること。
- (b) 「調整国」として(a)の協議を調整すること。ただし、当該締約国が調整国となることを希望しない旨を明示的に表明した場合には、前条5の規定に基づいて関心を表明した締約国が調整国を指名する。
- 4 調整国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとり又は必要な許可を与えることができる。ただし、水中文化遺産に対する切迫した危険（盗掘を含む。）を防止するために国際法に従ってとられるあらゆる実行可能な措置により当該水中文化遺産を保護するすべての締約国の義務を害しないものとする。このような措置をとる場合には、他の締約国からの援助を要請することができる。
- 5 調整国は、次のことを行う。
- (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
- (b) 規則に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
- (c) 水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を速やかに利用することができるようする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、自己の利益のためではなく、締約国全体のために行動する。その行動は、それ自体では、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定されていない優先

的な又は法律上の権利を主張するための根拠となるものではない。

- 7 国の船舶及び航空機を対象とする活動については、2及び4の規定が適用される場合を除くほか、旗国の同意及び調整国との協力なしに実施してはならない。

第十一條 深海底における報告及び通報

- 1 締約国は、この条約及び海洋法に関する国際連合条約第百四十九条の規定に従い、深海底にある水中文化遺産を保護する責任を有する。したがって、締約国は、自国民又は自國を旗国とする船舶が深海底において水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自國に報告するよう要求する。
- 2 締約国は、自國に報告された1の発見又は活動を事務局長及び国際海底機構の事務局長に通報する。
- 3 事務局長は、締約国が提供した情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようとする。
- 4 いざれの締約国も、事務局長に対し、水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、関係する水中文化遺産との実証可能な関連に基づくものとする。

第十二條 深海底における水中文化遺産の保護

- 1 深海底に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 事務局長は、前条4の規定に基づいて関心を表明したすべての締約国に対し、水中文化遺産を保護する最良の方法に関して協議し、及び「調整国」としてその協議を調整する締約国を指名するよう招請する。また、事務局長は、国際海底機構をその協議に参加するよう招請する。
- 3 すべての締約国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとることができる。
- 4 調整国は、次のことを行う。
 - (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
 - (b) この条約に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
- 5 調整国は、水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのためには必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を利用できるようする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、人類全体の利益のために、すべての締約国のために行動する。関係する水中文化遺産に関しては、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払う。
- 7 いかなる締約国も、旗国の同意なしに、深海底における国の船舶及び航空機を対象とした活動を実施し又は許可してはならない。

第十三条 主権免除

主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機で、通常の形態における運航を行っており、かつ、水中文化遺産を対象とする活動を

行っていないものは、第九条から前条までの規定に基づく水中文化遺産の発見を報告する義務を負わない。ただし、締約国は、主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する自国の軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらが合理的かつ実行可能である限り第九条から前条までの規定に従うことを確保する。

第十四条 領域への持込み、取引及び所有の規制

締約国は、回収がこの条約に違反する場合には、不法に輸出され又は回収された水中文化遺産の領域への持込み、取引又は所有を防止するための措置をとる。

第十五条 締約国の管轄の下にある区域の不使用

締約国は、水中文化遺産を対象とする活動でこの条約に適合しないものを支援することとなる自国の領域（海港を含む。）並びに自国の排他的管轄権又は管理の下にある人工島、施設及び構築物の使用を禁止するための措置をとる。

第十六条 国民及び船舶に関する措置

締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶が、この条約に適合しない方法で水中文化遺産を対象とする活動を行わないことを確保するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

第十七条 制裁

- 1 各締約国は、この条約を実施するためにとった措置の違反行為に対して制裁を科する。
- 2 違反行為について適用する制裁は、この条約の遵守を確保する上で効果的であるために及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるものとする。
- 3 締約国は、この条の規定に基づいて科される制裁の実施を確保するために協力する。

第十八条 水中文化遺産の押収及び処分

- 1 各締約国は、この条約に適合しない方法で回収された領域内における水中文化遺産の押収について定める措置をとる。
- 2 各締約国は、この条約に基づいて押収された水中文化遺産を記録し及び保護し、並びにこれを安定したものとするためのあらゆる合理的な措置をとる。
- 3 各締約国は、この条約に基づいて行った水中文化遺産の押収につき、事務局長及び関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に対し、通報する。
- 4 水中文化遺産を押収した締約国は、その処分が公共の利益に合致することを確保する。この場合において、保存及び調査研究の必要性、分散した収集物を再び集める必要性、公開、展示及び教育の必要性並びに関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国の関心を考慮する。

第十九条 協力及び情報の共有

- 1 締約国は、この条約に基づく水中文化遺産の保護及び管理において相互に協力し及び援助する。実行可能な場合には、水中文化遺産の調査、発掘、記録、保存、研究及び公開においても協力する。
- 2 各締約国は、この条約の目的と両立する範囲において、水中文化遺産に関する情報（水中文化遺産の発見及び位置、この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産、関連する科学的方法及び技術並びに水中文化遺産に関する法律上の進展に関するものを含む。）を他の締約国と共有することを約束する。

- 3 水中文化遺産の発見又は位置に関し締約国間で又はユネスコと締約国との間で共有された情報については、このような情報を公開することが当該水中文化遺産の保存を危うくし又は他の危険な状態にし得る場合に限り、これらの締約国の国内法令と両立する範囲において、秘密のものとして取り扱い、及びこれらの締約国の権限のある当局において保持する。
- 4 各締約国は、情報の普及（この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産に関するものを含む。実行可能な場合には、適切な国際的データベースを通ずるものとする。）のためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十条 啓発

各締約国は、水中文化遺産の価値及び重要性並びにこの条約に基づいて水中文化遺産を保護することの重要性に關し、公衆の意識を向上させるためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十一条 水中考古学に関する訓練

締約国は、水中考古学、水中文化遺産の保存のための技術及び合意された条件により、水中文化遺産に関する技術移転（合意された条件によるもの）における訓練の供与について協力する。

第二十二条 権限のある当局

- 1 締約国は、この条約の適切な実施を確保するため、水中文化遺産の目録の作成、保管及び更新、水中文化遺産の効果的な保護、保存、公開及び管理並びに調査研究及び教育について定めることを目的として、権限のある当局を設置し、又は適当な場合には既存の当局を強化する。
- 2 締約国は、水中文化遺産に關係する権限のある当局の名称及び所在地を事務局長に通報する。

第二十三条 締約国の会合

- 1 事務局長は、この条約の効力発生の後一年以内に、及びその後は少なくとも二年に一回、締約国の会合を招集する。締約国の過半数の要請により、事務局長は、締約国の特別会合を招集する。
- 2 締約国の会合は、その任務及び責任を決定する。
- 3 締約国の会合は、その手続規則を採択する。
- 4 締約国の会合は、衡平な地理的配分の原則及び性的に均衡がとれていることが望ましいことに妥当な考慮を払って、締約国が指名した専門家により構成される科学技術諮問機関を設置することができる。
- 5 科学技術諮問機関は、規則の実施に関する科学的又は技術的性質を有する事項について締約国の会合を適切に支援する。

第二十四条 この条約に関する事務局

- 1 事務局長は、この条約に関する事務局の任務に責任を有する。
- 2 事務局の任務には、次のことを含む。
 - (a) 前条1に規定する締約国の会合を準備すること。
 - (b) 締約国の会合の決定を実施するに当たって締約国を支援すること。

第二十五条 紛争の平和的解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、誠実に交渉を行い、又は紛争当事国が選択するその他の平和的解決手段に従う。

- 2 1の交渉によって合理的な期間内に紛争が解決されない場合には、紛争当事国間の合意により仲介をユネスコに付することができる。
- 3 仲介が行われない場合又は仲介によって解決が得られない場合には、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、当該締約国が海洋法に関する国際連合条約の締約国であるかないかを問わず、同条約第十五部に規定する紛争解決に関する規定を準用する。
- 4 この条約の締約国及び海洋法に関する国際連合条約の締約国が同条約第二百八十七条の規定に従つて選択する手続は、この条の規定に基づく紛争解決について適用する。ただし、当該締約国がこの条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、この条約から生ずる紛争の解決のために同条約第二百八十七条の規定に従つて他の手続を選択する場合を除く。
- 5 この条約の締約国であつて海洋法に関する国際連合条約の締約国でないものは、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条の規定に基づく紛争の解決のため、海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択する。同条の規定は、このような宣言及びこのような国が当事国となる紛争でその時において効力を有する宣言の対象とならないものについて適用する。調停又は仲裁については、このような国は、同条約附属書V及び附属書VIの規定に従い、この条約から生ずる紛争の解決のため、同条約附属書V第二条及び附属書VI第二条に規定する名簿に記載される調停人及び仲裁人を指名することができる。

第二十六条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国により批准され、受諾され又は承認されなければならぬ。
- 2 この条約は、次の者により加入されなければならない。
 - (a) ユネスコの加盟国でない国であつて、国際連合加盟国又は国際連合及びその関連機関の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国並びに国際司法裁判所規程の当事国及びユネスコの総会がこの条約に加入することを招請するその他の国
 - (b) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号（第十五回国会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するもの
- 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第二十七条 効力発生

この条約は、前条に規定する文書のうち二十番目の文書が寄託された日の後三箇月で、これらの文書を寄託した二十の国又は地域についてのみ効力を生ずる。その他の国又は地域については、当該国又は地域がその文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十八条 内陸水域に関する宣言

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、海洋的性質を有しない内陸水域に規則を適用することを宣言することができる。

第二十九条 地理的範囲の制限

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する際に、この条約をその領土、内水、群島水域又は領海の特定の部分について適用しないことを寄託

者に宣言することができるものとし、当該宣言においてその理由を特定する。このような国は、実行可能な範囲において及びできる限り速やかに、当該宣言において特定した地域についてこの条約を適用するための条件を促進するものとし、この目的を達成した場合には、当該宣言の全部又は一部を撤回する。

第三十条 留保

この条約には、前条の規定を除くほか、留保を付することができない。

第三十一条 改正

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、事務局長は、その改正案を審議及び採択のために次の締約国会合に提出する。
- 2 改正是、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 この条約の改正は、採択された後は、締約国により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。
- 4 改正是、締約国の三分の二が3の規定により批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後三箇月で、当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入した締約国についてのみ効力を生ずる。その後に当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域については、当該改正は、当該国又は地域がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。
- 5 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された条約の締約国とされ、かつ、(b)改正によって拘束されない締約との関係においては、改正されていない条約の締約国とされる。

第三十二条 廃棄

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通告を行うことによりこの条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日以後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 廃棄は、この条約に定める義務であってこの条約との関係を離れ国際法に基づいて負うものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十三条 規則

この条約に附属する規則は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、規則を含めていうものとする。

第三十四条 國際連合への登録

この条約は、事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

第三十五条 正文

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。

附属書 水中文化遺産を対象とする活動に関する規則（割愛）

資料 7

關係資料

(7) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』（抜粋）

遺跡保存方法の検討

—水中遺跡—

文 化 庁

序

本報告書は、平成元年度から3年度にかけて、文化庁が長崎県水中遺跡調査団に委託して実施した「遺跡保存方法の検討」の研究成果をまとめたものであります。

この「遺跡保存方法の検討」は、遺跡の把握が困難な条件下にある遺跡の保存方法等について、昭和54年度以降、山岳・山林地域の遺跡、砂地遺跡、低湿地遺跡などを対象に検討を進めてきたものです。このテーマでの調査研究は、水中遺跡に続き平成4年度と5年度に実施した試掘・確認調査の方法についての検討をもって終了し、現在は、平成6年10月に設置した「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において、昨今の埋蔵文化財保護行政に関わる諸課題に適切に対応するための検討を進めているところです。

水中遺跡については、欧米では、沈没船の積荷等の収集を目的とする引き揚げがかなり横行しており、文化財保護の観点からの対策が課題となっております。日本では、水中遺跡の調査事例はまだ少なく、沈没船の引き揚げもこれまでのところ切実な問題とはなっておりませんが、今日の潜水技術の向上やダイバー人口の増大を背景に、いずれ同様の課題が生じることは十分に予想されるところです。水中にある遺跡の把握をどう進めるのか、また埋蔵文化財として扱う範囲をどう考えるのか、実際上の保護方策はどうあるべきか、今後、引き続き検討する必要があると思われます。

最後に、本書をまとめるにあたり、現地調査および検討会議に参加された調査員ほかの関係諸氏をはじめ、多大なる御援助と御協力をいただいた長崎県教員委員会と鷹島町教育委員会、アンケート調査に御協力いただいた全国の地方公共団体・関係機関に対して、深甚の謝意を表するものであります。

平成12年3月

文化庁文化財保護部記念物課長 惣脇宏

例　　言

1. 本書は、文化庁が昭和54年度から継続してきた調査研究事業「遺跡保存方法の検討」の一環として、平成元年度から平成3年度の3カ年にわたり実施した調査研究「水中遺跡保存方法の検討」の報告書である。
2. 事業実施にあたっては、文化庁の委嘱による遺跡保存方法調査研究検討委員会をもうけるとともに、調査研究の具体的対象を長崎県鷹島沖の元寇関連遺跡とし、長崎県に事業を委託することとした。実際の調査研究にあたっては、水中遺跡調査団を組織した（10頁）。
3. 本書の執筆は、検討委員会の協議のもとに下記の者が分担してこれにあたり、編集を高野・松村が担当した。所属はいずれも当時のものである。

田川　肇（長崎県文化課）	第1章1・2・3
荒木伸介（平泉郷土館）	第2章1／第5章3・4
石原　渉（日本習字連盟学芸員）	第2章2／第3章1～4／第5章2
林田憲三（西南学院大学）	付載3
高野晋司（長崎県文化課）	第4章1・3・4／第5章1
坂山利彦（応用地質株式会社）	第4章2-(1)・(2)
松岡数充（長崎大学）竹村恵二（京都大学）	第4章2-(3)
松村恵司（文化庁記念物課）	第5章5

4. 本事業で実施した水中遺跡のアンケート調査に際して、各都道府県および市町村の教育委員会に、多大な御協力をいただいた。

付記。調査研究の実施から本書の刊行までには時間を要し、この間に水中遺跡の調査事例も増えているところであるが、事業実施報告の性格から内容を増補することはしなかった。ただし、その後の鷹島の調査については、第4章4に紹介することとした。

本文目次

第1章 調査研究の目的と経過	
1. 調査に至る経緯	1
2. 調査の目的	1
3. 調査の経過と概要	2
第2章 水中遺跡調査の歴史	
1. 水中遺跡の定義	5
2. 日本における水中遺跡調査の歩み	5
第3章 鷹島海底遺跡とこれまでの調査	
1. 鷹島海底遺跡の概要	23
2. 鷹島海底遺跡の考古学的調査	25
3. 昭和55～57年の文部省科学研究費による調査	25
第4章 調査研究の実施と成果	
1. 委託事業調査の概要	29
2. 実験調査の成果	31
3. 調査成果のまとめ	48
4. その後の鷹島海底遺跡の調査	56
第5章 日本の水中遺跡	
1. アンケート調査の内容と結果	61
2. 水中遺跡調査の現状	71
3. 水中遺跡調査の方法	72
4. 水中遺跡と文化財保護法	73
おわりに	75
付載	
1. 日本の水中遺跡地名表	79
2. 日本の水中遺跡分布図	83
3. 外国における水中遺跡の調査	91

第1章 調査研究の目的と経過

1. 調査に至る経緯

長崎県は、多くの半島と島嶼部からなり、複雑な沈水海岸地形を有するため、海岸線の総延長距離は北海道に次いで全国第2位を占める。このため古来から海との関わりは深く、海に関係した多くの遺跡が残されている。また大陸に最も近距離にあるという地理的条件のため、大陸や朝鮮半島との文化交渉を示す遺跡も多い。とくに対馬・壱岐は、古くから大陸文化受容の玄関口として栄え、また平戸島や五島列島は、遣隋使および遣唐使の航路、また日宋貿易の往来ルートに利用されるなど、大陸や朝鮮半島への海上交通に關係した遺跡が少なくない。これら海に関係した遺跡は、汀線際に、あるいは干潟に、そしてまた水底にといったように、様々な環境下に立地しており、県下に75箇所の多きを数える。なかでも元軍が壊滅した史実をもつ北松浦郡鷹島町所在地の鷹島海底遺跡は、中世史上きわめて著名な事件に関わる水中遺跡であり、これまでに幾多の学術調査や緊急発掘調査が行われてきた。

文化庁では、昭和54年度から特殊な立地環境下に所在する遺跡を対象として、遺跡確認法の調査研究を実施してきており、昭和56年度からは「遺跡保存方法の検討」と名称を変え、山岳・山林地域の遺跡、砂地の遺跡、火山灰地の遺跡、低湿地の遺跡、軽石堆積地の遺跡など、様々な環境下にある遺跡の調査研究と保存方法の検討を進めてきた。

水中遺跡については、昭和55年に調査研究がなされた経緯があるが、近年のウォーターフロント開発や港湾施設の整備等により、遺跡が急速に破壊の危機に瀕している現状に鑑み、再度、水中遺跡の保存方法の検討を行うこととなった。

調査研究の実施については、文化庁文化財保護部記念物課から長崎県教育庁文化課に依頼があり、長崎県では部内協議の結果、文化庁の委嘱を受けて調査研究事業を実施することとした。

本事業を進めるに際して、文化庁の指導を受けて「長崎県水中遺跡調査団」を組織し、文化庁からの委嘱を受けた委員と本事業の対応を図った。

なお、調査研究のフィールドを鷹島海底遺跡としたため、調査団長は鷹島町長にお引き受け頂いた。また、経費については鷹島町に支出委任し、経理の労を執っていただくこととした。

また、本事業と同時に、九州大学の西谷正教授を研究代表者とする文部省科学研究費助成事業が同趣旨で並行実施されたことを追記しておく。

2. 調査の目的

近年の開発行為は、件数の急激な増加もさることながら、より大型化していく傾向にある。とりわけリゾート法の制定以降は、全国的にリゾート施設建設事業計画が目白押しとなり、海浜部

や湖・河岸に立地する遺跡や水中遺跡にもその影響が及びつつある。

開発事業と遺跡保護の円滑な調整を図るために、あらかじめ文化財保護部局が遺跡の所在状況を可能な限り把握し、その周知化を図ることが前提となる。そのため遺跡地図の整備が全国的に推進されているが、その多くを表面観察に頼らざるをえない現状にあっては、遺跡地図の精度にも限界があり、開発事業者の十分な理解や協力をえることが難しい。そこで具体的な開発計画にともない、全国各地で様々な形態の試掘・確認調査が実施され、その成果が遺跡の取扱いを決める事前協議の資料として活用されている。より省力的な方法で最大の成果をあげるべく試掘・確認調査の方法が各地で検討され実施されているところである。

比較的障害が少ない陸上の遺跡の所在状況の把握に関しても、上記のような問題が存在するのに対して、「水」という厄介な媒体が介在する水中に位置する遺跡については、その所在確認や範囲・性格の把握作業には一層の困難が伴う。また、遺跡の所在が確認されても、それを保護するための方法、とくに遺跡・遺物の自然崩壊や劣化に関する基礎的データの蓄積の欠如に加え、発掘調査に関する技術的問題があり、調査経費に関する経済的問題も存在する。

本事業では、これらの困難な状況を打開するために、過去の研究成果や経験を踏まえ、より効率的で経済的な調査機器の応用を検討し、鷹島海底遺跡をフィールドにして実践的な調査研究を実施することとした。したがって今回の調査研究にあたっては、(1) 水中に位置する遺跡の所在確認調査方法の検討、(2) 全国に所在する水中遺跡に関する資料の収集と整理、(3) 検討のための委員会の開催、(4) 報告書の作成の4点を、重点的検討項目とした。

3. 調査の経過と概要

(1) 平成元年度の事業内容

平成元年度事業は、平成2年3月7日～3月10日にかけて、鷹島海底遺跡の確認調査を実施した。サイドスキャッソナーを使用し、千上昇から雷崎までの7.5km間の面的音響映像の撮影を行い、現地でその解析を行った。異常物体が撮影された3地点に関して、再撮影と潜水調査による視認調査を行うとともにビデオ撮影を実施した。沈没船の映像が撮影されたため、潜水調査によって船体を確認したが、沈没船は現代船であることが判明した。

元年度の調査では元冠に係した沈没船や遺物の発見には至らなかったものの、海底地形の把握や遺物の探査に関して、サイドスキャッソナーの有効性を確認した。

3月9日に調査団による検討委員会を実施し、調査成果の集約を行うとともに、来年度の調査に向けて、使用機器や重点調査区域の検討を行った。

(2) 平成2年度の事業内容

平成2年度事業は、平成2年11月20日～24日と同月29・30日にかけて鷹島町において実施した文部省科学研究費助成事業による研究調査と合同調査を行い、調査区を殿浦港の浦下浦地区に

定して集中調査を行う。海域に100mグリッドを設定し、サイドスキャンソナーとボトムプロファイラーに加え、磁気探査による精査を行った。ボトムプロファイラーでは、湾内の3箇所に遺物包含層とみられる異常反応があった。また、磁気探査による反応地点の潜水確認調査を行ったが、確認できたのは近年の埋没品に限られた。さらに昨年度確認した沈没船の潜水調査を行い、ビデオ撮影と略測図の作成を行った。なお、ボトムプロファイラーの反応地点に対しては、町が単独事業で海底ボーリングによる地質調査を実施した。

11月30日に検討委員会を開催し、本年度の調査成果のまとめを行い、また海底ボーリング調査によるサンプリング資料とボトムプロファイラーのデータとの比較検討を行った。さらに全国の水中遺跡の所在状況を把握するため「全国水中遺跡の状況把握アンケート」を実施することになり、アンケートの内容について具体的に協議した。

（3）平成3年度の事業内容

平成3年度は、2年度中に発送し回答をえた「全国水中遺跡の状況把握アンケート」の結果について、整理作業を長崎県教育庁文化課で継続的に実施した。また平成3年11月21日に鷹島町において検討委員会を開催し、3ヶ年の調査研究成果のまとめと今後の課題について協議を行った。検討内容は、まず本事業実施以前の鷹島海底遺跡の調査成果の集約と遺物採集地点の把握作業、平成2年度の音波探査と磁気探査の成果と問題点の検討、浦下浦沖で鷹島町が実施したボーリング調査結果の報告、「全国水中遺跡所在状況調査アンケート」の集計結果の検討などである。また事業の終了報告に向けて、報告書の構成と内容および執筆分担を検討した。

遺跡保存方法調査研究検討委員会

田中 琢	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長
田辺 昭三	京都芸術短期大学教授
水野 正好	奈良大学文学部教授
荒木 伸介	平泉郷土館長（埼玉大学講師）
西谷 正	九州大学文学部教授
西村 康	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター発掘技術研究室長
関 邦洋	日本海洋科学技術センター（平成元年度） 神奈川大学理学部助教授（平成2・3年度）
松岡 敷充	長崎大学教養学部教授
宮本 正則	長崎県水中遺跡調査団長
須田 秀志	長崎県水中遺跡調査団副団長（平成元年度）
栗山 雅秀	長崎県水中遺跡調査団副団長（平成2・3年度）
田川 肇	長崎県水中遺跡調査団事務局長補佐
高野 晋司	長崎県水中遺跡調査団主任調査員
松村 恵司	文化庁文化財保護部記念物課

長崎県水中遺跡調査団

団長	宮本 正則	鷹島町長
副団長	須田 秀志	長崎県教育庁文化課長（平成元年度）
	栗山 雅秀	長崎県教育庁文化課長（平成2・3年度）
事務局長	飴谷 潤一	長崎県教育庁文化課総務課長補佐（平成元・2年度）
	中村 憲昭	長崎県教育庁文化課総務課長補佐（平成3年度）
事務局長補佐	田川 肇	長崎県教育庁文化課調査係長（副参事）
主任調査員	高野 晋司	長崎県教育庁文化課主任文化財保護主事
調査員	西谷 正	九州大学文学部教授
調査員	荒木 伸介	平泉郷土館長（埼玉大学講師）
調査員	石原 渉	日本習字連盟学芸員
調査員	林田 憲三	中村学園短期大学講師（平成元・2年度） 西南大学講師（平成3年度）
事務局員	吉永 賢一	長崎県教育庁文化課総務係長（副参事）（平成元年度）
	吉田 勝久	長崎県教育庁文化課総務係長（副参事）（平成2・3年度）
事務局員	金内 武久	鷹島町教育委員会事務局長

第5章 日本の水中遺跡

1. アンケート調査による日本の水中遺跡

(1) アンケート調査の内容

平成2年度の検討委員会で提議された「日本における水中遺跡」の所在地のアンケート調査について、第1次および第2次アンケートの結果を報告する。

第1次アンケートは、文化庁記念物課長の協力依頼文書を添えて、長崎県水中遺跡調査団から各都道府県の教育委員会を通じて依頼し、回答は全国3,245市町村の各担当部局から水中遺跡調査団（事務局：長崎県文化課）宛て返送してもらうこととした。

問1 貴市町村の海・川・湖沼・池等の水底に遺跡、遺物等の埋蔵文化財はありますか。またはそのような伝承がありますか。

1. ある 「海・河川・湖沼・池・井戸・伝承・その他（ ）」
複数の場合その遺跡数（ ）

2. ない

問2 これまでに、そのような場所を調査されたことがありますか。

1. ある （ 年 月 ） 複数の場合その回数
2. ない

問3 これまでに引き掲げられた遺物等から推定される年代はいつですか。

1. 原始（ 旧石器・縄文・弥生・古墳 ）
2. 古代（ 飛鳥・奈良・平安 ）
3. 中世（ 錦倉・室町 ）
4. 近世（ 江戸 ）

問4 そこはどのような遺跡と推定されますか。

1. 沈船
2. 祭祀
3. 集落などの包蔵地
4. 不明

この結果、2,356の市町村から回答があり、そのうち379の市町村から「水中遺跡あり」との報告を受けた。（第5表～第9表）

その内容は様々であったが、さらに詳しい内容の第2次アンケートを実施するにあたり、検討委員会で検討した結果、とくに水中遺跡の所在条件を整理することにした。すなわち、委嘱事業そのものの趣旨として、常時水中にあるため調査が困難である遺跡についての調査方法を検討することが重要な課題であるということから、すでに各地で調査の実績がある河川や井戸・池などの所在地は設問からはずしてよいのではないかというものであった。

したがって、以下のような第2次アンケートを作成し、「水中遺跡あり」との回答があった

問1 水底の遺跡、遺物の発見、伝承のある場所は。

1:海 2:湖沼

問2 その場所の地名があればお書きください。

県 郡 市 町村 字 善地

なし

遺跡名があればお書きください。

遺跡

恐れいりますが、貴市町村の都市計画図などにその場所を×印で印し、もし範囲が広い場合は○で囲んで同封しお送りください。複数ある場合には印に番号を付し、地図の欄外に地名をお書きください。

問3 これまでに、その場所に潜水して調査したことがありますか。

1:ある 2:ない

問4 その場所の水深は(推定できれば)

1:0~5m	2:5~10m	3:10~20m
4:20~30m	5:30m以上	6:不明

問5 その場所で検出された(推定される)遺構は

1:沈船	2:建築遺構	3:墓	4:井戸
5:溝、堀	6:その他()		

その年代は

1:旧石器時代	2:縄文時代	3:弥生時代	4:古墳時代
5:飛鳥・奈良時代	6:平安時代	7:鎌倉時代	8:室町時代
9:安土・桃山時代	10:江戸時代	11:明治時代	12:不明

問6 これまでに引き揚げられた遺物がありますか。

1:ある 2:ない

その遺物の種類は

1:土器	2:陶磁器	3:金属器	4:木器
5:石器	6:ガラス器	7:その他	

その時代は

1:旧石器時代	2:縄文時代	3:弥生時代	4:古墳時代
5:飛鳥・奈良時代	6:平安時代	7:鎌倉時代	8:室町時代
9:安土・桃山時代	10:江戸時代	11:明治以降	12:不明

問7 今後、調査を行う予定がありますか。

1:ある 2:ない

あるとすればいつ頃ですか

平成 年 月 頃から 年計画で

調査の予定がない理由は

ご協力ありがとうございました。ご意見、ご希望がありましたならお書きください。

記入者 氏名
所 属
住 所〒
電話番号

※回答は、一遺跡につき一枚ずつお願いします。

379の市町村のうち、海または湖沼に遺跡が存在するとの回答があった229の該当市町村に限定して実施することになった。

その結果、216の水中遺跡についてより詳細に知ることができた。この結果をもとに、日本の水中遺跡地名表を作成した(巻末付載1)。

(2) アンケート調査の結果

全国の市町村を対象とした水中遺跡のアンケート調査により、以下の興味ある調査結果がもたらされた。

まず、第1次アンケートの「遺跡あり」との回答が、調査者の予想をはるかに下回ったことがある。全国の都道府県のうち、海に面していない県はわずかに8県にすぎない。しかも残り39県は、長い海岸線をもつ所が多く、まして湖沼も設問の範疇に入るので、全国から膨大な数の水中遺跡が報告されるものと予測していた。しかし、結果的には無回答の市町村があつたり、明らかに水中遺跡の存在すると思われる水域を抱えていながらも回答のなかった市町村があるなど、調査者の期待に反する調査結果となった。

このような結果になった原因を推測すると、以下の二通りのケースが想定される。

①アンケートの設問の趣旨が十分に理解されなかつた場合。

②回答者が管下の水中遺跡に関する情報を十分に把握していなかつた場合。

①の場合は、質問者側にも責任の一端があると思われる。それは、設問の枠をはずれた遺跡であった場合には、どう回答したらよいのかという問題である。例えば「湖沼」と簡単にいうが、湖と沼と池の違いは非常に曖昧である。例えば、「広辞苑」でこれら水界の違いを見てみると、

《湖》周辺を陸地で囲まれ、直接、海と連絡のない静止した水塊。普通は中央部が沿岸植物の侵入を許さぬ程度の深度（5～10m以上）をもつもの。

《沼》湖の小さくて浅いもの。普通水深5m以下で泥土が多く、フサモ・クロモなどの沈水植物が繁茂する。

《池》地を掘って水を溜めた所。自然の土地のくぼみに水の溜まった所。

となっており、また辞書によっては、沼と池をほとんど同義と解釈し、説明しているものもある。したがって、沼と池の差はほとんどないといってよい。さらに池の概念には人造のイメージがあり、湖や沼は自然のイメージがあるようだ。しかし、最近ではダム建設の人造湖や、貯水池としての湖も造られているから、一概にはそう断言できない。

また地名となると、古くから使用されている〇〇池や、〇〇沼という呼称を無視するわけにはいかない。どんなに沼に近くとも、〇〇池という地名であれば、設問の《湖沼》からはどうしても外れてしまう。回答者側が迷うのも無理はない。

さらに水中遺跡の場合は、河口付近に遺跡が立地する場合が多い。物資の輸送や交易の便を重視すれば、当然、人々は古来から河口の利用頻度が多かつたはずである。しかし、ここでも河口を河川の一部分とみれば、当然のこととして設問から漏れるわけである。ただ、この河口を海と拡大解釈した市町村は、遺跡の存在を指摘してきている。

次に汀線付近の遺跡だが、これは全国に点在する。當時水面下だが、大潮の時には干上がるの、これを除いたという市町村も多かつたはずである。こうした場合でも、水底遺跡との認識で回答してきた市町村もあるが。

これらの設問の解釈による判断の差は、今後、このような調査やアンケートを実施する際に、

第3表 水中遺跡アンケート回答状況

都道府県	市町村 数	回答市町村数	水中遺跡 所在市町村
北海道	212	152 (72%)	10 (5%)
青森	67	54 (80%)	9 (13%)
岩手	62	47 (75%)	3 (5%)
宮城	71	県回答 (100%)	0 (0%)
秋田	69	42 (60%)	3 (4%)
山形	44	40 (91%)	6 (14%)
福島	90	80 (89%)	8 (9%)
茨城	88	73 (83%)	8 (9%)
栃木	49	41 (84%)	3 (6%)
群馬	70	51 (88%)	7 (10%)
埼玉	92	81 (88%)	5 (5%)
千葉	80	59 (74%)	9 (11%)
東京	41	38 (93%)	9 (22%)
神奈川	37	34 (92%)	4 (11%)
新潟	112	93 (83%)	11 (10%)
富山	35	25 (71%)	3 (9%)
石川	41	38 (93%)	8 (20%)
福井	35	27 (77%)	2 (6%)
山梨	64	38 (60%)	4 (6%)
長野	121	94 (78%)	8 (7%)
岐阜	99	78 (79%)	6 (6%)
静岡	75	64 (84%)	16 (21%)
愛知	88	69 (78%)	10 (11%)
三重	69	54 (78%)	7 (10%)
滋賀	50	36 (72%)	19 (38%)
京都	44	34 (77%)	10 (23%)
大阪	44	38 (86%)	16 (36%)
兵庫	91	65 (71%)	16 (18%)
奈良	47	46 (98%)	5 (11%)
和歌山	50	41 (82%)	6 (12%)
鳥取	39	32 (82%)	6 (15%)
島根	59	40 (68%)	7 (12%)
岡山	78	58 (74%)	5 (6%)
広島	86	48 (56%)	5 (6%)
山口	56	49 (88%)	10 (18%)
徳島	50	46 (92%)	3 (6%)
香川	43	30 (70%)	9 (21%)
愛媛	70	県回答 (100%)	25 (36%)
高知	53	41 (77%)	5 (9%)
福岡	97	67 (69%)	13 (13%)
佐賀	49	36 (73%)	10 (20%)
長崎	79	67 (85%)	22 (28%)
熊本	98	68 (69%)	5 (5%)
大分	58	県回答 (100%)	10 (17%)
宮崎	44	32 (73%)	0 (0%)
鹿児島	96	77 (80%)	3 (3%)
沖縄	53	33 (60%)	10 (19%)
合計	3245	2555 (79%)	379 (12%)

大いに参考にすべきであろう。

②の場合であるが、担当者が陸上の開発事業にともなう調整や調査に追われ、そこまで手が回らない現実を反映している可能性が高い。しかし開発の波は、海浜地域にも押しあせつつある。各種のリゾート開発はその先駆けであろう。埋蔵文化財の重要性は、陸上も水中も同じはずであり、水中遺跡の保存のためには、開発事業との調整が当然のことながら必要となる。

(3) 水没原因からみた水中遺跡の分類

水中遺跡は存在形態が多様であり、どこまでをその範疇に入れるのか見解の分かれどころである。個々の研究者によってもとらえ方に差があり、未だに統一した見解はない。

水中遺跡が注目された最初の例は、第2章第2節に示すとおり、長野県諏訪湖の曾根遺跡であり、遺跡の性格をめぐる論争は、杭上住居跡説(坪井正五郎)と遺跡陥没説・岬沈没説(神保小虎ほか)に分かれて真っ向から対立した。遺跡の性格を検証するということは、すなわち遺跡の水没した原因を探ることに通ずる。したがって杭上住居説ならば、湖面の上で営まれた生活空間から、その時代に使用された用具が湖面に転落し散布した、いわゆる遺物散布地ということになる。

一方、遺跡自体の陥没や、遺跡周辺の地盤が沈下したというなら、それは陸上に営まれた遺跡空間が水没したということになり、湖の底には当然その生活面が残存しているはずである。

すなわち、水中遺跡を考えるとき、水没原因によって、その遺跡の性格がある程度、特定されるということであろう。

先学の小江慶雄は、「水底遺跡」を用い、

それを次のように定義している。「水底遺跡とは、海、湖底その他の水底の堆積層、ないしはその上に諸遺物を包含、遺存している場合をさす」というものである。またその分類については、「遺物の残存状態の相違により分類することが出来る」とし、①海、湖その他の水底において発見された遺跡、もともと陸上にあった遺跡が何らかの原因によって水底に沈下したか、遺物類が水底に流失して一定の水底に堆積あるいは散布したもの。②かつて遺物類が沈積および散布していた水底が、その後、枯渇、乾陸化するか、あるいは、そのままの形で、その上に覆土を被り、遺物包含層および泥炭文化層を形成するもの、に分類している。

小江慶雄は、「『水底遺跡』という名称を付加するならば、過去に於いて水没した遺跡が、その後、陸化して泥炭層のような形で確認されても、これを水底遺跡としなければならない」と述べている。泥炭層の遺跡をもその範疇に入るか否かは大いに論の分かれる所であり、あえてそこまで含める必要があるのか反発があろう。しかし、小江慶雄説の基本には、一度でも水没したもの、あるいは冠水したものは、その経緯を重視して「水底遺跡」の名を付加すべきであるとの考え方があった。したがって、いわゆる水中考古学の方法論をもって調査すべき遺跡か否かという論議ではなく、純粹に水底に没した遺跡に対する名称という点に着目していたのである。

では水中遺跡とは、どんな種類のものがあるのであろうか。水没原因を通してその成因を考えると、以下の五つの形態に大別できそうである。

- (1) 自然現象による海進海退、および地殻の変動による地盤の沈下によって、地上にあった生活空間そのものが水没したもので、移動性の認められない水中遺跡。
- (2) 水上交通の際、難破して沈没した船体、もしくは船上から転落した積み荷などの遺物散布地で、本来その水域下にあるはずのない遺物類を包含する、移動性をともなう水中遺跡。
- (3) 祭祀の一環として、人為的に特定の水域へ沈められた遺物類が形成する遺物散布地で、本来その水域にあるはずのない遺物類を包含する、移動性をともなう水中遺跡。
- (4) 灌溉用水のための造池や、ダム建設用の人造湖など、新たな生活目的やある種の計画を達成するため水没させられた地域で、移動性の伴わない水中遺跡。
- (5) 何らかの原因で水没したものが、海流や河の流れなどによって流され、水中での水の動きや水底の地形が作用して、特定の場所に遺物が集積する遺物散布地で、移動性をともなう水中遺跡。

すなわち、水中遺跡の形態は、水没に至ったプロセスおよび物理的要因の違いによっては、遺跡自体の性格も異なることが分かる。また水没という段階で、人間の意志が介入する場合と、そうでない場合がある。つまり(3)や(4)のように、何らかの目的を達成するために、供獻物や地域自体を沈める場合は、「人為的水没」と言え、このような人為的水没により形成された遺跡には、人間の意志が反映するものである。

したがって、そこに見られる遺構や遺物類は水没させられるべくして水没させられたもの、言い換えれば、水没して初めてその目的を果たすものである。さらには、その意志を働かせた原因、つまりは、その動機によって区別するなら、祭祀的背景をもつ獻供物の投入は「祭祀的水没」であり、特定水域を水没させることによって目的を達成しようというものは、「転用的水没」とす

都道府県	該當市町名	遺跡の所在地				発掘調査の有無		通説の時代			通説の性格						
		海	河川	湖沼	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明
北海道	1 紋別市		○					○	○								○
	2 佐呂間町		○					○	○								○
	3 鹿路石村	○	○					○	○								○
	4 江差町	○						○	○								○
	5 厚岸町		○					○	○								○
	6 七飯町		○					○	○								○
	7 航前村		○					○	○								○
	8 標茶町		○					○	○								○
	9 小樽庄	○						○	○								○
	10 上ノ国町	○						○	○								○
青森	1 弘前市		○					○	○								○
	2 小泊村		○					○	○								○
	3 車力村		○					○	○								○
	4 野辺地町			○				○	○								○
	5 市浦村	○	○					○	○								○
	6 板柳町	○						○	○								○
	7 むつ市		○					○	○								○
	8 駒野沢村	○						○	○								○
	9 川内町	○						○	○								○
岩手	1 田野畑村	○						○	○					明治	○		○
	2 桑折町		○					○	○								○
	3 衣川村	○						○	○								波賀塙跡
秋田	1 皆瀬村	○						大庭									
	2 井川町									○							中世塙跡
	3 本庄市									○	○						貝塙
山形	1 天童市							○	○	○							○
	2 米沢市							○	○								城館跡
	3 鮎川町							○		○							○
	4 羽尾町		○					○	○								○
	5 西川町		○					○	○								○
	6 東根市		○					○	○								城館跡
福島	1 いわき市							○		○							船付場
	2 飛驒町	○	○					○		○							船付場
	3 稲曲代町		○					○	○								○
	4 平田村	○						○	○								○
	5 保原町		○					○	○								金糸製錬
	6 三島町		○					○	○								○
	7 川俣町		○	○				○	○								宮跡
	8 国見町		○					○	○								○
茨城	1 下妻市		○					○	○								○
	2 水海道市	○						○	○								○
	3 取手市							○		丸木舟							○
	4 波崎町	○						○	○								○
	5 武藏町	○						○	○								○
	6 神栖町							○	○								○
	7 吉津市							○	○								○
栃木	1 上河内村							○		○							○
	2 足利市	○						○	○								○
群馬	1 玉村町							○									○
	2 板井町	○						○	○								○
	3 鹿嶋市		○					○	○								○
	4 富岡市		○					○	○								○
	5 高崎市		○					○	○								○
	6 桜町		○					○	○								○
	7 太田市		○	○				○	○								○
埼玉	1 清瀬市							○	○								○
	2 与野市		○					○	○								○
	3 風火山町		○	○				○	○								○
	4 春日部市			○				○	○								○
	5 所沢市							○	○								○
千葉	1 桥之町							水路		○	○						丸木舟 城跡
	2 関宿町	○								○							丸木舟 城跡
	3 古河郡市	○						○	○	○	○	○	○				
	4 我孫子市	○						○	○								
	5 芝山町							○	○								○
	6 八千代市		○					○	○								沈船
	7 九町	○						○	○								沈船
	8 富里町	○						○	○								○
	9 初音市			○	○			○	○								○
東京	1 大島町							○	○								○
	2 稲城市							○	○								船跡
	3 三郷市			○				○	○								○

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地					発掘調査の有無		遺跡の時代			遺跡の性格						
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	古墳	不明
東京	4 背海町					○			○									
	5 新島本村								○									遺跡
	6 神津島本村	○						○										
	7 北区	○			○				○			○						○
	8 大田区	○							○		○							○
	9 港区																	
	神奈川	1 鎌倉市	○						○									遺跡跡
	2 平塚市	○							○		○	○	○					○
	3 芹ヶ崎市			○							○	○	○					○
新潟	4 松田町	○							○		○							○
	1 豊栄市	○							○		○	○						○
	2 新津市				○				○									遺跡跡
	3 新発村		○						○									○
	4 金井町	○							○		○							○
	5 中通原郡	○							○		○	○	○					○
	6 与板町								○		○							
	7 朝日村								グム湖		○	○						○
	8 桜川町	○								○								
富山	9 出雲崎町	○								○	○	○						○
	10 柏崎市				○					○		○						○
	1 入善町	○								○		○						
	2 氷見市	○								○		○	○					○
	3 立山町		○							○								
	1 間曾市	○								○		○						○
	2 内灘町	○								○								
	3 山中町		○							○		○						○
	4 鳥島町									○								
福井	5 小松市	○								○		○						○
	6 鳥居町			○						○		○						○
	7 鶴巣町				○					○								○
	8 津亭町	○								○	○	○						○
	1 三国町	○								○	○	○						○
	2 清水町	○								○	○	○						○
	1 上九一色村	○								○	○	○						○
	2 甲府市	○								○	○	○						○
	3 中道町	○		○	○	○	○		○		○						○	
長野	4 鹿沢町				○					○								
	1 中野市	○								○		○						○
	2 戸隠村									○								
	3 佐久市			○						○		○						○
	4 大町市	○								○		○						○
	5 雪月町	○								○		○						
	6 松本市		○							○		○						
	7 阿智村		○							○		○						
	8 雲母市			○						○		○						○
岐阜	1 恵那市	○								○	○							○
	2 刈谷村									○								○
	3 光村町		○	○						○								
	4 美濃町		○							○	○							経緯
	5 半原村									○	○							井堰
	6 横積町									○								
	1 富士市	○								○								
	2 三島市	○								○								
	3 横川市	○								○	○							
静岡	4 藤枝市	○								○								
	5 大仁町	○								○		○						
	6 横瀬町	○								○								
	7 静岡市									○	○	○						
	8 潟原町	○				○				○	○	○						
	9 新居町	○								○	○	○						
	10 沼松市									○	○	○						
	11 岩出町	○								○		○						
	12 大井川町	○								○								
愛知	13 池田市			○						○		○						窓跡
	14 西伊豆町	○								○		○						○
	15 大須賀町	○								○		○						
	1 一宮市				○					○								○
	2 四日市市	○								○								○ ○
	3 田原町		○							○		○	○					○
三重	4 尾鷲市	○								○		○	○					○
	5 吉良町	○								○	○	○	○					○
	6 名張居市		○							○	○	○	○					古廟跡

都道府県	該当市町村名	通 路 の 所 在 地					発掘調査の有無	通 路 の 時 代			通 路 の 性 格			
		海	河川	湖沼	池	戸		原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	古墳
愛 知	7 安城市				○		○	○	○	○	○			○
	8 一宮町						○	○	○	○	○			○
	9 西尾市	○					○	○	○	○	○			○
	10 瑞穂市	○					○	○	○	○	○			○
三 重	1 長島町	○					○						○	○
	2 势和村	○					○							○
	3 四日市市	○					○	○	○					○
	4 烏ヶ原村	○					○							○
	5 一志町	○					○	○	○					○
	6 大山庄村		○				○	○	○					古墳
	7 上野市		○				○	○	○					○
	8 大府市	○					○	○	○					○
	9 木之本町	○					○							○
滋 賀	3 びわ町	○					○							
	4 鹿島川町	○					○	○						○
	5 守山市						○	○						○
	6 新旭町	○					○	○						○
	7 津北町	○					○	○	○					○
	8 愛東町	○					○	○						○
	9 信楽町		○				○							
	10 高島町	○					○			○	○			○
	11 木原町	○					○		○	○	○			○
	12 浅井町	○					○	○	○					○
	13 東近江町		○				○	○	○	○	○			○
	14 近江町	○					○	○	○	○	○			○
	15 近江八幡市	○					○	○	○	○	○			○
	16 章津庄	○					○	○	○	○	○			○
	17 彦根市	○					○	○	○	○	○			○
	18 長浜市	○					○	○						○
	19 西浅井町	○					○							
京 都	1 舟橋庄	○					○	○	○	○	○			○
	2 城陽庄		○				○							○
	3 京都市	○					○		○					○
	4 宇治市	○	○				○	○	○	○	○			○
	5 稲荷町	○					○							○
	6 田辺町	○					○							○
	7 猪山町		○				○	○						○
	8 八幡市	○					○	○	○	○	○			○
	9 大山崎市	○	○				○	○	○	○	○			○
	10 山城市	○					○	○	○	○	○			○
大 阪	1 和泉市		○				○	○	○					○
	2 大阪市						○	○	○	○	○			○
	3 枚方市	○					○							
	4 富田林市	○					○							
	5 岸和田市		○				○	○						
	6 藤原寺町	○					○	○	○	○	○			
	7 京大津市		○				○	○	○	○	○			
	8 開聞町	○					○	○	○	○	○			
	9 鐘山町		○				○							
	10 稲美川市	○					○	○	○	○	○			○
	11 松原市	○					○							
	12 柏原市	○					○	○	○	○	○			
	13 烏丸町	○					○							○
	14 貝塚市		○				○	○	○	○	○			○
	15 高石市	○					○	○	○	○	○			○
	16 神戸市	○					○	○	○	○	○			○
	17 芙木市		○				○	○	○	○	○			○
兵 府	1 吉川町		○				○				○			○
	2 黒田庄町	○			○		○	○						○
	3 太子町		○				○	○	○					○
	4 豊岡市	○					○		○					
	5 赤穂市	○	○				○							
	6 路路市		○				○	○	○	○	○			
	7 柏原町	○					○	○	○	○	○			
	8 白崎町	○					○	○	○	○	○			○
	9 越野市						○	○	○	○	○			○
	10 浜坂町	○					○	○	○	○	○			○
	11 鮎郷町	○					○	○	○	○	○			○
	12 洞本市						○	○	○	○	○			
	13 新宮町				○		○							
	14 加西市		○				○	○	○	○	○			○
	15 永上町	○					○	○	○	○	○			○

都道府県	試當町名	通跡の所在地					発掘調査の有無		通跡の時代			通跡の性格					
		潟	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原史	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵
兵庫	16 明石市	○							○		○			○			
奈良	1 大和郡山市	○	○	○					○								○
	2 大和高田市			○					○		○						○
	3 河合町	○							○	○	○	○	○				○
	4 桜井市	○		○	○				○								○
	5 香芝町																○
和歌山	1 打田町			○					○			○	○				○
	2 海南市	○							○								○
	3 神崎町	○							○			○	○				○
	4 国道市	○							○								○
	5 那智勝浦町	○				○	○		○								○
	6 野上町				○				○								○
鳥取	1 横浜市	○							○	○							○
	2 安藝町	○							○								○
	3 島根市		○						○	○							○
	4 開田町		○						○	○							○
	5 倉吉市	○							○								○
	6 北栄町	○							○	○							○
島根	1 境町	○															○
	2 安来市	○							○								○
	3 藤田市	○							○								○
	4 広瀬町	○							○								○
	5 松江市		○						○	○							○
	6 渡波町	○			○				○	○							寺
	7 仁摩町	○							○	○	○	○					○
岡山	1 宮島市	○							○	○	○	○					○
	2 笠岡市	○							○	○	○	○					○
	3 山陽町		○						○	○	○						○
	4 赤磐市								○	○	○						○
	5 玉野市	○							○	○	○						○
	6 瓢箪山市	○	○						○	○	○	○					○
広島	1 府中市			○					○	○	○	○					○
	2 走島町		○						○	○	○						○
	3 横山市	○							○								○
	4 竹原市	○							○	○							○
	5 桑原町		○						○	○	○						○
山口	1 大畠町			○					○	○	○	○					○
	2 宇部市	○							○	○	○						○
	3 下関市	○							○								○
	4 清水町	○							○	○	○						○
	5 上山村	○							○	○	○						○
	6 蔵地町	○			○				○	○							沈木
	7 豊浦町	○							○	○	○						○
	8 山鹿町			○					○								○
	9 梅ヶ谷町	○							○								○
	10 山口市	○							○		○	○					○
徳島	1 崇門市	○							○	○	○						○
	2 阿波市								○	○							○
	3 利根浦町	○							○								○
愛媛	1 東予市			○							○						○
	2 小松町			○													○
	3 丹原町			○													○
	4 波力町	○															○
	5 古賀町	○															○
	6 宮窪町	○															○
	7 魚住村	○															○
	8 北条市			○													○
	9 伊予市																○
	10 明浜町	○															○
香川	1 板出市	○		○					○	○							吉備
	2 綾上町		○						○								
	3 津田町			○					○	○							○
	4 香港寺町			○					○	○							古墳
	5 児島町			○					○	○							寺跡
	6 内海町	○							○								石切場
	7 高松市			○					○	○							○
	8 圆融寺町			○					○	○							○
	9 大川町		○						○	○	○						○
高知	1 須崎市					○			○	○							○
	2 雪野町					○			○	○							○
	3 大川町	○				○			○	○							○
	4 大方町					○			○	○							○

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地					発掘調査の有無		遺跡の時代			遺跡の性格						
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明
基 知	5 安芸市						○			○		○						○
福 岡	1 芦屋町				○					○	○							○
	2 宗像市		○							○	○							
	3 春日市			○						○	○							古墳
	4 久留米市		○						○		○							○
	5 熊本市		○							○	○	○						○
	6 玄海町	○					○			○								
	7 新宮町	○			○					○		○		○				
	8 球磨町				○									○				
	9 太宰府市									○		○						墓坊塚
	10 大牟田市	○	○							○	○							○
	11 中間市	○							○		○	○	○	○				○
	12 鞍原市	○								○	○							
佐 賀	1 武雄市	○								○	○							
	2 上峰町			○						○								文献
	3 谷津市									○	○	○						○ ○
	4 呼子町	○								○		○	○	○				
	5 肥前町	○								○		○		○				
	6 西有田町			○						○	○							
	7 玄海町	○								○				○				○
	8 諸富町				○					○				○				
	9 北方町		○							○								
	10 伊万里市	○								○				○				○
長 崎	1 上島町								○		○							○
	2 稚江市	○							○		○							○
	3 大島村	○		○					○		○	○	○	○				○
	4 富江町								○				○	○				
	5 余市町	○								○	○							
	6 鳥京市								○	○								○
	7 有家町	○							○	○								○
	8 豊玉町	○							○	○								○
	9 吉井町				○					○	○							
	10 黒島町	○							○									
	11 梶江町	○							○					○				
	12 誓原町			○					○					○				○
	13 南有馬町					○	○						○					
	14 東彼杵町	○							○	○								
	15 薩摩町	○							○				○					
	16 松浦市	○							○				○					○
	17 平戸市	○							○					○				○
	18 藤本町								○	○								○
	19 小倅賀町	○							○	○								
	20 多良見町	○							○	○				○				
	21 野母崎町	○							○					○				
	22 舟迫町	○							○	○			○					
熊 本	1 本部市	○							○	○								○
	2 五和町	○			○				○									○
	3 山江村				○				○			○	○	○				
	4 鹿本郡		○						○	○								
	5 玉名市	○							○	○	○	○	○	○				
大 分	1 大分市	○							○									
	2 真玉町			○					○									
	3 日出町	○			○				○	○	○							
	4 朝地町				○				○	○	○							
	5 大洞町				○				○	○	○							
	6 大山町	○							○									
	7 湯布院町	○							○	○								
	8 宇佐市			○					○				○					
鹿児島	1 川辺町								○	○	○							○
	2 楠津町	○							○						?		○	
	3 桃陵町	○							○					○				
沖 縄	1 竹富町	○							○									
	2 名護市	○							○	○								
	3 上野村	○							○					明治	○			
	4 忽那村								○					○				
	5 宜野湾市	○							○	○								
	6 今帰仁村	○							○	○			○	○				
	7 原廟市	○							○				○	○				
	8 石垣市	○							○				○	○				
	9 北谷村	○							○				○	○				
	10 渡名喜村	○							○									

ることができよう。

他方、人間の意志とは無関係な地殻変動、海平面の上昇、河川の氾濫などによる水没や、水上航行の際の難破など、(1) や (2) の遺跡については、「自然的水没」ないしは「偶然的水没」として認識しなければならない。そして (5) の場合は、他の (1) ~ (4) による流出に、諸条件が重なることで再流出するという物理的要因が重なった、特殊な形態といわねばならない。ただし、ひとつの水底に見られる遺物の散布地は、いくつかの遺跡のタイプが複合したもの的可能性があり、確実に遺跡の性格を知るためには、調査時の精査はいうに及ばず、遺物の分析や遺跡を取り巻く周囲の状況など、多角的な検討が必要であろう。

2. 水中遺跡調査の現状

今日でも、水中考古学は一見宝探しと見られかねないが、学史的に見ると宝探しが水中考古学の発展に寄与してきた側面も否定できない。国によっては、未だに文化財としての正しい取り扱いがなされていないところもあるが、わが国では、当然のことながら、領海内にまで文化財保護法が及ぶため、今日では宝探し的な行為は許されないようになっている。

わが国の水中考古学は、明治42年、坪井正五郎によって長野県諏訪湖底の調査が行われたところから始まる。この調査は、水深が浅かったため、観取りのジョレンによって湖底を搔き上げて遺物を探集するといった、今日から見れば、かなり単純で荒っぽい調査ではあったが、世界的に見ても、水中遺跡に目を向けたのは決して遅くないのである。しかも、今日まで諏訪湖底遺跡は継続的に調査が行われており、着実に成果を上げている。

大正13年末には、滋賀県湖北町尾上の漁民が、琵琶湖底から底引き網で数個の繩文・弥生土器を引き揚げたことから、考古学者の関心を集めだが、調査のメスが加えられたのは昭和32年になってからのことである。琵琶湖学術研究会の総合調査の一環として、京都大学臨湖実験所・京都教育大学・滋賀大学・東京水産大学が中心となり、音響探査・ボーリング調査・ドレッジ採集など、当時としては可能な限りの科学技術を導入してさまざまな調査が行われたが、水深70メートルの湖底には直接到達することができなかった。しかしながらこの調査は、湖底遺跡に考古学者の目を向けさせ、科学探査機器が考古学調査においても有効な手段となりうることを実証した点で高く評価されるものである。

発掘調査をともなう本格的な調査は、昭和49年から始められた徳川幕府の戦艦「開陽丸」の調査が最初である。この船は戊申戦争の際、北海道江差沖で座礁し、沈没、そして破碎されていた。調査にあたり、発掘調査の方法から、木造船体部分・武器・弾薬・日常生活用具にいたる多種多様な遺物の脱塩などの保存処理方法まで、すべて初めての経験であり、関連分野の研究者による委員会を構成し、さまざまな問題を実験的研究を行なながら解決し成果をあげてきた。

その後、琵琶湖をフィールドとした水中遺跡調査法の研究、瀬戸内海水ノ子岩遺跡、鷹島海底遺跡、石垣町シタダル遺跡、さらには福山市沖の「いろは丸」の調査など、ようやく水中遺跡に対する関心が深まってきた。これらの歴史的展開は本書第2章第2節を参照されたい。しかしな

がら、調査の方法、技術などの点で未解決の点も多く、陸上における調査と同等の水準に到達すべく、今後さらなる実験研究を積み重ねていかねばならないであろう。本研究もこのような問題の解決を目的としたものであった。

水中遺跡は、文献資料や伝承などによって遺跡の存在が推測されても、実際に遺跡を発見することはきわめて困難である。推定地に直接潜水して調査する単純な方法もあるが、鷹島のように広範囲に広がる遺跡では不適当な方法である。本研究では、できる限り科学的探査方法を導入すべく、いろいろな実験を試みた。その成果に基づき、水中遺跡調査に際してとるべき手順について、次に試案を提示することにしたい。

3. 水中遺跡調査の方法

現在のところ、あらゆる目的に対応できるような探査機器は存在しない。しかし、いくつかの探査機器を組み合わせることによって、かなり精度の高い遺跡情報をえることができる。

陸上においては、肉眼で広範囲を見渡すことも可能であり、航空写真で地形を撮影し、観察を加えることもできる。しかし、水中では、わずか数メートルの範囲しか目視できない状況にある。したがって肉眼あるいは航空写真に代わるものとして、音波を利用した機器に頼らざるをえない。音波は光波に比較して解像力ははるかに劣るが、全体地形を記録し観察するには、今のところ、これ以外に方法はない。

遺跡や遺物が発見されたからといって、直ちに発掘調査に取りかかれるものではない。遺跡の基礎情報をるために、第1段階として、①地上で通常行われる航空写真に代わる調査法として、サイド・スキャンソナー (Side Scan Sonar) を用いて全域を映像化し、詳細な海底地形図を作成する。これをもとに検討を加え、②遺物が集中している可能性が高いと判断された場所では、磁気探査や電磁誘導探査により金属製造物の分布状況を把握する。この場合、海底の地形のみから判断するのではなく、海流や潮流、風向などの平均的データを参考にしなければならない。現段階では陶磁器類や木製遺物を探査する方法はないが、遺物が最終的に安定埋没する場所には、金属製造物も混在している可能性が高いと考えられるため、金属製造物の探索を手がかりにしているのである。③その結果をふまえ、次にその集中箇所の地層探査のため、サブボトム・プロファイラー (Sub-bottom profiler) を用い、堆積状況を把握し、さらにボーリング調査や試掘調査を実施すれば、具体的な資料をえることができる。④また、これらの作業位置を正確に記録しておかなければ、再度その場所に到達するのは至難である。そのため、基準点や図根点を設け、精度の高い測量を実施する必要がある。海上面の位置や船の位置を地上から測量することは可能であるが、それを海底に正確に投影する手段としては、音波を利用した機器の今後の開発に期待せざるをえないのが現状である。現在のところ、水面で位置を求め、そこから鉄筋などを垂直に降下させるか、逆に、海底から浮きを上げるなどの原初的方法しかない。しかし、多くの点を設けることによって、かなりの誤差は修正が可能である。

このような第1段階の調査結果を総合的に判断し、本格的調査の実施計画を立案すべきである。

しかしながら、探査結果から遺跡の内容や範囲を正確に判定するには、未解決の問題点も残されている。今後、既知のものから未知のものへと、より多くの場で実験的研究を継続的に行い、データを蓄積し、判定のマニュアルを作成していく必要があろう。今回のアンケート調査で所在の明らかになった遺跡については、その基本資料の整備のために、少なくともこの第1段階の調査を行う必要性があるだろう。

4. 水中遺跡と文化財保護法

(1) 遺跡保護の制度

「文化財保護法」にいう埋蔵文化財とは、「土地」に埋蔵された文化財のことをいい(法第57条第1項)、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味する。「土地に埋蔵されている」という状態には、土に埋まっているもののみならず、水中に没しているものも含まれる。一般に埋蔵文化財というと、陸上において埋蔵された遺跡や遺物を想起しがちであるが、水中にある遺跡にも文化財保護法が適用されるのである。

文化財保護法では、文化財が埋蔵されている土地を発掘調査しようとする場合、事前に文化庁長官に届け出ることが義務づけられている(法第57条第1項)。これは濫掘などによる遺跡の破壊を防止するための制度であり、水中の遺跡についても、ダイバーなどが勝手に遺物を引き揚げたり、遺跡の現状を改変することができないことになっている。また、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事などを実施する場合にも、事前の届出や通知が必要とされており(法第57条の2、第57条の3)、遺跡の新発見にともなう規制(法第57条の5、第57条の6)もある。これらは当然のことながら水中の遺跡にも適用される。

(2) 出土品の取扱いに関する制度

一方、出土品の取扱いに関しては、民法第241条「埋蔵物の発見に関する規定」及びその特別法である遺失物法第13条の「埋蔵物に関する規定」に準拠しつつ、文化財保護法により文化財の特性に沿った制度が設けられている(文化財保護法第60条から第65条)。

すなわち、出土品についても、まず民法上の「埋蔵物」とされ、遺失物法の規定による手続きがとられた上で、それが文化財と認められる場合に文化財保護法の制度の対象となるのである。

「埋蔵物」とは、土地その他のものに包蔵され、発見の時点ではその所有権の帰属を容易に識別することができない状態にあるものをいうとされている。したがって、水底に沈んでいたものも、所有権の所在を容易に知ることができないものであれば、地中からの出土品と同じように、遺失物法により発見地の警察署長へ差し出す必要があり、これが文化財と認められる場合には、文化財保護法第60条以下の規定による、文化庁長官への提出、文化財であるかどうかの鑑査、所有権の国庫帰属、発見者や発見場所の土地所有者等への譲与等の一連の制度が適用される。

(3) 水難救護法との関わり

水中の沈船やその積み荷の引き揚げに関しては、埋蔵場所の特殊性から遺失物法によらずの特別法として設けられた「水難救護法」による手続によらなければならない場合もある。救護法第24条は、沈没品もしくは漂着物の所有権の帰属に関する制度を定めているが、引きられた物が、かつて何人かの占有に属していたものであって、その者の権利の保護を要する認められることが適用の条件となる。考古学的な遺物がこれに該当することは稀であろうが、が適用された場合、物件の拾得者は遅滞なくこれを市町村長に引渡すこととされており、市長は本来の所有者へ返還するための手続きをとることとなるが、最終的に所有者へ返還するができない場合は、物件を拾得者に引き渡すことができるとされている。つまり、この場合物件が文化財であっても文化財保護制度との連絡規定がなく、物件の処分は市町村長の権限ねられ、文化財としての所有権確定のルートから外れるのである。

(4) 今後の水中遺跡の保護にむけて

水中遺跡の現状が安易に改変されたり、遺物が勝手に引き揚げられることを未然に防ぐたは、陸上における遺跡保護の方法と同様に、水中遺跡の所在状況を把握し、それをもとに積に埋蔵文化財包蔵地として周知化することが必要である。これにより水中遺跡を調査する場事前の届出、あるいは土木工事などを実施する場合の事前の届出・通知を義務付けることが、護の第一歩となるのである。そのためには、本研究で検討したように、文献記録や伝承地に埋蔵文化財の所在確認、埋蔵文化財包蔵地の位置の記録と範囲の特定作業、不時発見時の対応が必要であり、そのための調査方法の技術的検討とともに、埋蔵文化財として保護のうすべき水中遺跡の時代や種類・内容の考え方に関する論議も必要となろう。

おわりに

文化庁の委託事業として、平成元年から3年間にわたり、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として登録されている長崎県北松浦郡鷹島町の鷹島南岸一帯を中心に、水中遺跡の調査・保存に関する研究を実施した。また、これまで全国調査がなされていなかった国内の水中遺跡の所在状況に関するも、全国の都道府県・市町村の協力をえてアンケート調査を行い、現状を把握することができた。

水中遺跡は、陸上の遺跡と異なり、通常ではほとんど人目にふれることがないため、発掘調査はもちろんのこと、そこに至るまでの基礎的調査だけでも容易ではない。アンケート調査の結果では、全国で379ヵ所の水中遺跡の存在が確認されたが、今後さらに多くの水中遺跡が発見され、遺跡数は増加の一途を辿るであろう。近年、レジャーとしてダイビングを楽しむ人口が増加しており、これらの人々によって偶然に発見される可能性がますます高まっているからである。世界的に見ても、記録や伝承から遺跡の存在が確認されることよりも、レジャーダイバーによる偶然的発見の方が多いのである。しかし発見されたとしても、当該市町村の教育委員会はどのように遺跡の保護を図るべきか、その対応に苦慮するのが実状であろう。一方、いわゆるウォーターフロントの開発も活発化の傾向にあり、水辺の遺跡は人知れず消滅してしまう危険性も高まっている。

発見から調査そして保護・活用に至るまでの、最低限守られるべき基本ルールの確立は、今後に残された急務である。文化財保護法を遵守すべきことは当然のこととはいえ、遺跡の状況を把握できなければ適切な対応は困難である。そのためにも、前章第4節に示した基礎的な調査が実施できるような体制の確立も、早急に検討しなければならない大きな課題である。

わが国には、水中考古学に関する講座・講義が行われている大学はなく、研究機関も存在しない。わが国がこの分野での遅れを諸外国から云々されるのも、ひとえにこの点にある。

文化財の保存科学はもちろん、先端的科学技術や造船技術においても、わが国のレベルは世界のトップレベルにある。水中考古学は、関連分野も広く、文字通り学際的組織による調査研究が不可欠であり、その核となるべき恒常的研究機関の設置が強く求められているのである。

最後に今回の調査研究事業の実施に際し御協力いただいた、全国の都道府県と市町村および関係機関に対し、末尾ながら記して感謝の意を表する次第である。

調査団長 鷹島町長 宮本 正則
検討委員会座長 平泉郷土館長 荒木 伸介

これまでの調査研究報告

広域遺跡保存対策調査研究

- 昭和52年度 北海道標津町域 「広域遺跡保存対策調査研究報告1」(昭和53年)
昭和53年度 鳥取県伯耆・因幡国府地域／沖縄県石垣島
「広域遺跡保存対策調査研究報告2」
昭和54年度 長野県八ヶ岳西南麓 「広域遺跡保存対策調査研究報告3」
昭和55年度 宮城県松島湾貝塚群 「広域遺跡保存対策調査研究報告4」
昭和56年度 大分県国東半島 「広域遺跡保存対策調査研究報告5」
昭和58年度 香川県壱島諸島 「広域遺跡保存対策調査研究報告6」(昭和60年)

遺跡保存方法の調査研究（昭和54・55年度は「遺跡確認法の調査研究」）

- 昭和55年度 水中遺跡（滋賀県大津市栗津湖底遺跡）
「遺跡確認法の調査研究 昭和55年度実施報告－水中遺跡の調査－」
昭和56年度 砂地遺跡（鳥取県福部村直浪遺跡）
「遺跡保存方法の検討－砂地遺跡－」(昭和58年3月)
昭和62年度 都市周辺の軽石堆積地における遺跡（群馬県子持村）
「都市周辺の軽石堆積地における遺跡保存方法の検討」(平成元年11月)
昭和63年度 沖積低地の遺跡（千葉県市原市原条理制遺跡）
「遺跡保存方法の検討－沖積低地の遺跡－」(平成元年10月)
平成元年度 水中遺跡（長崎県鷹島海底遺跡）
～3年度 「遺跡保存方法の検討－水中遺跡－」(本書)
平成4年度 試掘・確認調査の方法（千葉県内の遺跡）
・5年度 「遺跡保存方法の検討－試掘・確認調査方法－」(平成8年7月)

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究

- 平成6年10月～平成7年12月
「埋蔵文化財保護体制の整備充実について（報告）」(平成7年12月)
平成8年2月～12月
「出土品の取扱いについて（報告）」(平成9年2月)
平成9年2月～平成10年4月
「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて（報告）」(平成10年6月)

平成元年度～3年度実施報告

遺跡保存方法の検討－水中遺跡－

平成12年3月

(8) 『埋蔵文化財関係統計資料』一平成28年度一（抜粋）

参考資料：平成28年度 周知の埋蔵文化財包蔵地数

(1)周知の埋蔵文化財包蔵地調査について															
①総遺跡数			②集落跡・散布地												
			A. 概況			B. 時代別									
総数	現存	消滅	総数	現存	消滅	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	不明		
北海道	12,163	11,102	1,061	10,977	10,050	927	695	7,058	1,007	359	1,439	39	301	2,241	
青森	4,785	4,785	0	4,205	4,205	0	19	3,421	333	29	1,764	230	112	53	
岩手	12,756	12,632	124	10,008	9,926	82	82	8,014	528	49	2,752	318	162	312	
宮城	6,226	6,169	57	3,395	3,358	37	72	1,943	349	249	1,451	112	75	9	
秋田	5,040	5,040	0	3,386	3,386	0	60	2,668	241	5	1,467	166	124	163	
山形	5,131	5,131	0	3,269	3,269	0	125	2,258	42	95	633	47	15	54	
福島	14,557	13,538	1,019	8,279	7,666	613	93	4,656	798	1,394	3,882	336	390	70	
茨城	11,859	11,005	851	7,860	7,421	438	213	4,150	982	2,857	3,436	1,194	600	67	
栃木	7,555	7,555	0	5,559	5,559	0	85	2,752	406	2,149	3,129	719	519	203	
群馬	13,816	—	—	7,764	—	—	213	4,155	1,063	3,531	4,828	1,522	1,337	179	
埼玉	11,311	11,311	0	7,015	7,015	0	367	4,192	539	2,625	2,893	392	561	157	
千葉県	27,629	23,832	3,597	10,267	9,378	883	646	5,310	794	3,213	4,160	686	346	158	
東京	7,234	7,173	61	4,661	4,615	46	678	3,811	672	998	2,140	746	1,069	87	
神奈川	7,995	7,995	0	5,642	5,642	0	373	3,671	1,317	1,664	2,095	1,080	964	430	
新潟	13,191	13,043	148	1,176	1,173	3	56	556	63	135	564	312	70	26	
富山	4,033	4,016	17	2,624	2,610	14	146	1,372	402	407	1,301	1,175	671	90	
石川	7,311	7,065	246	3,116	3,009	107	24	1,052	601	836	1,123	662	97	310	
福井	3,553	3,528	25	2,188	2,186	2	13	382	547	769	1,267	930	687	199	
山梨	5,026	4,927	99	3,678	3,660	18	36	2,121	327	554	1,871	830	381	109	
長野	14,260	13,236	1,024	9,944	9,474	470	563	6,496	1,574	1,301	3,689	1,270	565	182	
岐阜	11,593	9,738	1,855	3,354	3,012	252	77	2,170	599	535	748	916	302	5	
静岡	9,622	9,366	256	4,425	4,328	97	394	2,301	1,320	1,735	1,064	974	312	37	
愛知	12,536	9,047	3,489	4,012	3,570	442	79	1,162	884	769	1,015	1,876	358	75	
三重	13,933	12,594	1,339	4,539	4,427	112	130	1,035	989	1,645	1,253	1,741	381	466	
滋賀	4,635	4,635	0	1,341	1,341	0	6	69	102	160	538	305	8	153	
京都	17,183	15,408	1,775	1,469	1,412	57	47	264	574	770	740	605	114	285	
大阪	7,443	6,561	882	2,012	1,947	65	39	75	441	490	210	589	22	81	
兵庫	28,761	27,037	1,724	5,249	5,056	193	70	355	1,042	807	1,496	1,215	118	146	
奈良	13,399	11,958	1,441	1,976	1,927	49	17	244	510	791	656	616	193	410	
和歌山	3,339	3,193	146	1,024	1,024	0	20	214	412	231	111	235	109	0	
鳥取	18,155	17,136	1,019	3,269	3,219	50	5	241	439	664	243	157	12	1,458	
島根	10,923	9,998	925	2,834	2,576	258	15	315	537	1,025	320	249	74	800	
岡山	22,666	21,181	1,085	5,142	5,028	114	182	437	2,176	2,125	1,448	2,342	387	155	
広島	17,708	15,831	1,877	2,284	1,927	357	69	272	1,073	640	221	563	62	310	
山口	3,056	2,932	124	1,421	1,391	30	29	180	672	431	245	435	99	102	
徳島	3,142	3,029	113	1,317	1,310	7	64	109	247	263	266	804	157	3	
香川	4,797	4,640	157	977	975	2	79	43	436	82	92	79	2	164	
愛媛	4,063	3,824	239	1,335	1,287	48	43	358	816	335	190	265	37	16	
高知	2,560	2,400	160	1,223	1,186	37	12	275	363	131	154	451	5	1	
福岡	23,758	18,758	5,000	7,626	6,405	1,221	88	621	3,048	1,781	1,044	1,219	332	810	
佐賀	5,299	5,213	86	3,284	3,257	27	260	1,561	793	465	208	685	145	0	
長崎	3,777	3,654	123	1,977	1,892	85	476	1,444	410	238	70	225	65	93	
熊本	7,987	7,829	158	3,457	3,451	6	266	1,642	933	461	785	421	97	71	
大分	4,458	4,249	209	1,916	1,874	42	426	575	587	307	105	343	50	21	
宮崎	6,603	6,377	226	4,462	4,415	47	109	1,956	1,778	1,160	632	1,095	743	366	
鹿児島	8,337	8,216	121	5,341	5,278	63	188	2,713	1,342	2,065	1,168	1,271	629	314	
沖縄	4,071	3,588	483	1,288	1,217	71	19	194	96	50	83	643	504	111	
合計	468,835	421,475	33,341	193,567	178,334	7,372	7,768	90,863	35,204	43,375	60,789	33,085	14,383	11,552	

参考資料: 平成28年度 周知の埋蔵文化財包蔵地数

		(2) 水中遺跡の数(うち周知の埋蔵文化財包蔵地数)																				
A. 概況		B. 所在地別		C. 時代別												D. 種別						
総数	現存	消滅	海	河川	溝渠等	その他	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	近代	不明	集落跡	貝塚	祭祀	沈船	散布地	その他	
北海道	10(10)	9(9)	1(1)	2(2)	3(3)	5(5)	0	0	3(3)	0	0	0	1(1)	6(6)	0	0	0	0	5(5)	5(5)	0	
青森	11(4)	10(4)		2(0)	0	9(4)	0	0	9(4)	0	0	0	0	1(0)	0	1(0)	0	0	0	0	10(4)	1(0)
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	1(1)	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	
秋田	2(2)	2(2)	0	1(1)	1(1)	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	
山形	3(1)	3(1)	0	2(0)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	1(0)	1(0)	0	0	0	1(1)	1(0)	0	
福島	10(0)	8(0)	2(0)	0	0	10(0)	0	0	7(0)	1(0)	0	1(0)	2(0)	1(0)	0	0	1(0)	0	1(0)	0	7(0)	1(0)
茨城	9(8)	9(8)	0	0	8(8)	1(0)	0	0	7(6)	3(3)	6(6)	6(6)	2(2)	6(6)	2(2)	0	1(1)	0	0	0	6(6)	2(1)
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	1(0)	1(0)	0	0	0	1(0)	0	0	0	0	0	0	1(0)	0	0	0	0	0	0	1(0)	0	
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉県	3(1)		3(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	2(1)	0	0	0	0	3(1)	0	
東京	1(0)	1(0)	0	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)	0	
神奈川	3(0)	3(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	2(0)	0	0	0	0	0	1(0)	2(0)	
新潟	4(4)	4(4)	0	4(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4(4)	0	0	0	0	0	4(4)
富山	1(1)	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	7(0)		6(0)	0	1(0)	0	0	0	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	3(0)	2(0)	3(0)	2(0)	0	0	0	0	7(0)	
山梨	1(1)	1(1)	0	0	0	1(1)	0	0	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	3(3)	3(3)	0	0	0	3(3)	0	0	3(3)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	2(2)	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	13(10)	13(10)	0	6(3)	0	7(7)	0	0	6(6)	5(5)	5(5)	2(2)	4(4)	2(0)	1(1)	1(0)	1(1)	0	0	0	3(1)	10(9)
愛知	9(8)	7(7)	2(1)	3(2)	4(4)	2(2)	0	0	0	4(3)	6(6)	3(3)	3(3)	0	0	0	0	1(1)	0	0	8(7)	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀	76(76)	76(76)	0	0	2(2)	74(74)	0	1(1)	18(18)	10(10)	5(5)	17(17)	12(13)	5(5)	0	7(7)	18(18)	2(2)	0	0	40(40)	16(16)
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	1(1)	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	
兵庫	3(0)	2(0)	1(1)	3(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	2(0)	0	0	0	0	0	1(0)	1(0)	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	2(1)	2(1)	0	2(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	1(1)	1(0)	0	0	0	0	1(0)	2(1)	
鳥取	2(2)	2(2)	0	2(2)	0	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	
島根	10(10)	0	3(3)	4(4)	3(3)	0	0	3(3)	2(2)	0	0	3(3)	2(2)	0	0	2(2)	1(1)	0	0	6(6)	1(1)	
岡山	10(3)	10(3)	0	6(2)	4(1)	0	0	0	1(1)	5(2)	4(2)	7(2)	6(1)	5(0)	0	0	0	0	0	0	10(3)	
広島	19(3)	19(3)	0	18(3)	1(1)	0	0	3(0)	0	1(0)	4(0)	1(0)	3(0)	7(1)	1(1)	3(1)	1(1)	0	0	2(2)	16(0)	
山口	4(2)	4(2)	0	4(2)	0	0	0	0	0	0	1(1)	1(1)	0	1(0)	1(0)	0	0	0	1(1)	1(0)	0	2(1)
徳島	2(2)	2(2)	0	2(2)	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	1(1)	
香川	1(1)	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0	
愛媛	17(11)	17(11)	0	16(10)	0	0	1(1)	0	5(5)	4(2)	2(0)	3(0)	7(4)	4(2)	0	0	0	0	0	0	12(7)	5(4)
高知	2(1)	2(1)	0	2(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	0	0	0	1(1)	0	1(1)	
福岡	2(1)	2(1)	0	2(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	
佐賀	7(7)	7(7)	0	5(5)	2(2)	0	0	0	2(2)	1(1)	0	0	1(1)	3(3)	0	0	0	0	0	0	5(5)	2(2)
長崎	54(54)	54(54)	0	54(54)	0	0	0	2(2)	45(45)	13(13)	9(9)	4(4)	6(6)	1(1)	0	0	0	3(3)	0	1(1)	49(49)	1(1)
熊本	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	7(1)	7(1)	0	7(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	5(0)	0	1(0)	0	0	0	0	7(1)	
沖縄	87(63)	84(62)	3(1)	79(59)	8(4)	0	0	0	4(4)	0	1(0)	1(1)	11(8)	37(33)	9(7)	24(10)	0	1(1)	0	6(5)	52(34)	28(23)
合計	387	368	9	240	22	115	1	7	115	50	47	52	70	97	22	44	23	7	4	28	258	70
	(282)	(279)	(3)	(161)	(26)	(97)	(1)	(4)	(61)	(40)	(36)	(38)	(46)	(62)	(14)	(23)	(22)	(7)	(2)	(18)	(179)	(56)

要 旨

Guidelines for the Protection of the Underwater Archaeological Sites in Japan

Purpose of This Guidelines

The administrative structure of Japan comprises a hierarchical layering of the national government, 47 prefectural governments, and more than 1,700 municipal governments, and most decisions regarding archaeological administration are made not by the national government but by prefectural governments. As far as the local governments, most of the approximately 5,700 experts with archaeological skills belong to municipal governments across Japan, and they are mainly responsible for the administration of Japan's buried cultural properties.

Archaeological sites (buried cultural properties) are considered national common property, and local governments are mainly responsible for their protection. Since the 1970s, excavation surveys of archaeological sites lost due to development have been actively carried out nationwide, and in recent years, excavations are carried out at around 8,000 sites each year, with some 468,000 sites having been identified. However, most of them are limited to sites on land.

Despite the fact that Japan has the sixth longest coastline in the world and its waters have been the scene of numerous historical incidents, Japan has not shown particularly strong interest in the protection of its underwater archaeological sites. Mindful of this situation, an advisory committee was established within the Agency for Cultural Affairs, and based on their analysis and study of underwater site protection practices in other countries, the Agency for Cultural Affairs have developed Guidelines for the protection of underwater archaeological sites in Japan that argue for the necessity of the protection of sites, stipulate concrete methods for their protection, outline the division of roles between the national and the local governments, and so on.

Chapter I. Definition and Characteristics of Underwater Archaeological Sites

Definition: In this report, an “underwater archaeological site” (UAS) is defined as a “site that is always underwater or underwater at high tide in maritime waters, lakes, or other similar bodies of water.” However, sites underwater in reservoirs or irrigation ponds, rivers, etc. are excluded from the category of “underwater archaeological site” since they are already protected by measures as land sites.

Types of underwater archaeological sites and site formation process: The majority of Japan’s UASs are objects confirmed as relics/artifacts. The factors considered to be instrumental in their formation are: 1) the sinking of ships and their cargo, 2) cargo and goods dumped overboard from ships, 3) the submerging of land sites due to natural forces. However, the classification of 1) and 2) are difficult because of the environment of the sea floor off of Japan’s coast; shipworms and other sea animals cause damage to ships’ hulls, etc., making it difficult for these relics to survive.

Difficulties: Since, as their name indicates, UASs are underwater, confirmation of their extent and contents is difficult, and site surveys present countries with the common problems of difficulties and danger.

Advantages: On the other hand, compared to those found on land, artifacts found underwater tend to be well-preserved and found in bulk. Particularly in the case of cargo from merchant ships, the logistics, trade, and commercial activities at the time can be determined from such cargo. Moreover, Japan has many sunken ships about which episodes involving stories of lives being saved and so on have been handed down or sunken ships that are deeply related to the history of Japan's overseas trade and diplomacy, and these vessels provide valuable information for understanding Japan's history.

Chapter 2. Protection of Underwater Cultural Heritage in Foreign Countries

For the formulation of these Guidelines in Japan, the Committee conducted surveys of the activities of foreign countries that are making active efforts to protect their UASs. In these countries, raising sunken vessels that have important historical significance stimulates public interest in these UASs, and is tied to the establishment of special facilities and the training and assignment of specialists for the protection of UASs, the development of survey/search techniques, and the improvement of technology for preserving and protecting artifacts that have been recovered. Japan laid the preliminary groundwork for the formulation of its Guidelines for the protection of UASs in Japan by exchanging information with countries that have engaged in discussions within international frameworks regarding various approaches to UAS surveys and protection, including the state parties to the 2001 Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage, a UNESCO agreement.

At the same time, unified and stable preparations are needed to provide the funding, technology, facilities, personnel and so on necessary for preserving and exhibiting to the public the artifacts and shipwrecks that have been recovered. Even for countries that are advanced in the protection of underwater artifacts, it is also evident that maintaining and continuing their efforts in this regard is becoming a major burden.

Learning from the situation in other countries, Japan has formulated its Guidelines for the protection of UASs in Japan. The next chapter takes up the issues set for implementing the Guidelines in Japan, including the following three core topics.

- 1) Methods and implementing bodies for the underwater artifact surveys
- 2) Necessary expenses, technologies, facilities, personnel
- 3) Methods for maintaining/managing underwater relics preserved *in situ*.

Chapter 3. Context and Administrative Issues Regarding the Protection of the Underwater Archaeological Sites in Japan

1. Context: Efforts for Protection of UASs in Japan To Date

In Japan, although systematic administrative efforts have not been made for the preservation of UASs, on an independent level, the national government, local governments, and universities and other research organizations have made successful efforts to a certain degree. As non-governmental organizations, there are organizations specializing in underwater archaeology, such as the Research Institute of Underwater Archaeology and the Asian Research Institute of Underwater Archaeology. From now, however, rather than only efforts by these independent research organizations, as with land archaeology, systematic efforts will need to be carried out by the government.

2. Administrative Issues Regarding the Protection of UASs

The process of the protection of archaeological sites in Japan mainly centering on land sites has generally followed the following four steps.

Step 1. Comprehension and Dissemination: The existence of an archaeological site is confirmed and informed to the public.

Step 2. Mitigation: In the case that development is planned at the location where an archaeological site exists, negotiations are conducted with the developer side regarding whether the archaeological site can be preserved.

Step 3. Preservation: Appropriate preservation measures are taken in consideration of the impact that the development project could have on the site and its contents.

Step 4. Valorization: The government widely informs the public of the archaeological site itself and the results of the excavation and makes clear the site's importance.

In the case of underwater sites, at present only 387 sites have been determined (0.08% of 468,000 sites), and annually, only around one site is excavated, an extremely small number. Because of that, when harbor development or bridge construction is planned, it is not possible to determine whether an underwater archaeological site is present or not. Therefore, in order to appropriately protect UASs, the sound functioning of the above-mentioned four-step process for UASs is indispensable. For this, attention must be paid to the following points.

- 1) Elaboration of a systematic conceptual framework for the protection of UASs.
- 2) Preparation by the national government and local governments of required personnel and budgeting for the protection of UASs.
- 3) Identification of methodologies for selecting survey methods and preservation technologies for UASs.

Chapter 4. Preservation Scheme for the Underwater Archaeological Sites in Japan

1. Basic principles and points of attention for the protection of UASs

As with land archaeological sites, UASs are subject to protection in accordance with the Law for the Protection of Cultural Properties, and the scope of the legal protection extends to all areas within Japan's territorial waters. The basic principles for the protection of UASs are basically the same as those for land sites, but the points of difference from land archaeological sites derive from the special physical conditions of underwater sites. These points are:

- Since there are no maritime administrative districts, coordination is required among the relevant local governments.
- For surveys, regulations other than those stipulated in the Law for the Protection of Cultural Properties apply.
- Ownership must be determined in the case of a sunken vessel registered to a foreign country.
- For underwater surveys/excavations, operations that are technically difficult and dangerous may sometimes be undertaken.
- Qualified divers are needed for underwater surveys, etc.
- The volume of relics/artifacts that need preservative treatment is often large, and the technical difficulty is generally a high degree.
- Greater cost and a longer period are needed for underwater surveys/excavations compared to

those for land excavations.

2. Framework scheme for the protection of UASs

Based on the above points, the basic Guidelines for the protection of UASs will be carried out as described below in accordance with Steps 1 to 4 formulated for land excavations.

Step 1. Comprehension and Dissemination: The existence of an archaeological site is confirmed and informed to the public.

Since approaching underwater sites is difficult, as far as possible, already known materials and information should be collected to determine the existence of the artifacts. In the case of an assumed site, the search should be carried out from the water surface or by an underwater robot. Moreover, if further investigation is necessary, underwater operation for excavating and collecting relics/artifacts may sometimes be conducted. It is more efficient to determine the presence of the UASs based on the three steps below.

The first step in the process is to ask fisheries-related persons about the area, survey relevant documentary materials, check for any information related to the discovery of any relics/artifacts discovered during the course of any past development of the coastal area. UASs found through this process can be stipulated and publicized as a “known buried cultural property (archaeological site)” that is subject for protection under the Law for the Protection of Cultural Properties, the same as land archaeological site.

Step 2. Mitigation: Negotiations are conducted with the developer side regarding whether the archaeological site can be preserved.

In regard to UASs that have been found, if any development is to take place in the area, it is necessary to inform and request administrative countermeasures to the organization in charge of the development in the relevant maritime waters or inland waters. Although such countermeasures should be the same as those for land archaeological sites, sufficient attention should be paid to any of the above-mentioned points of difference with land archaeological sites that may apply.

Step 3. Preservation: Appropriate preservation measures are taken in consideration of the impact that the development project could have on the site and its contents.

In Japan, important archaeological sites are designated as Historic Sites requiring *in situ* preservation, in accordance with the Law for the Protection of Cultural Properties and any relevant ordinances of the local governments. In an unavoidable case when *in situ* preservation cannot be done, rescue excavation is carried out, and a detailed record of the site is kept; similar treatment is required for UASs.

Moreover, protection measures must be taken for UASs that are to be preserved *in situ*, such as the covering of them with soil or copper nets, and the state of such measures taken should be regularly monitored.

At the same time, since Japan lacks experience in the excavation of UASs, manuals should be prepared on the specific means and techniques for UAS excavations, and specialists should be trained to deal with such surveys and excavations.

Step 4. Valorization: The government widely informs the public of the archaeological site itself and the results of the evacuation and makes clear the site's importance.

Regarding the utilization of UASs, in addition to the public display of artifacts/relics recovered so far, active efforts should be taken to further publicize them such as the holding of lectures, symposiums, diving tours, etc., the preparation of publicity materials, and so on.

3. Other points of attention

Artifacts are often found by chance underwater and recovered. Local governments and others should be encouraged to inform the public that in such cases, the Lost Goods Law and the Law for the Protection of Cultural Properties shall be applied, the same as they are for cases of archaeological sites on land. In the case of relics recovered from foreign-registered sunken vessels, reference should be made to past examples and actions taken in foreign countries.

The raising of sunken vessels can be considered based on examples in foreign countries, if conditions are prepared regarding the raising of awareness of the protection of UASs and the improvement of overall research for the preservation of UASs. Also in such cases, it is necessary to comprehensively consider the historical significance of the sunken vessel, the degree of social demand, the enhancement of the personnel organization and facilities, the cost/benefit relationship, and so on.

4. Organizations for the protection of UASs

The organizations involved in the protection of UASs are basically the same as for the protection of land archaeological sites, with local governments being required to prepare the relevant organizations. However, considering the state of the preparation of organizations for the protection of UASs in Japan, and the fact that arrangements must be made with the flag state in the case of a sunken vessel with foreign registration, the national government will at first initiate the preparation of organizations for the protection of UASs and encourage their preparation by providing administrative, financial, and technical support to local governments.

(1) Role of municipalities

Municipalities should provide information regarding the significance of the system for the protection of UASs to local fisheries officials, port development representatives, and so on, and seek their cooperation for the same. They should also get local citizens to understand the importance of protecting UASs for enriching their regional history. Municipalities should also hold repeated interviews with fisheries-related persons and others to build a relationship with them so that such parties are able to easily and actively provide relevant information.

(2) Role of prefectures

Since prefectures have the basic legal authority for the protection of archaeological site (buried cultural property) and they are the commissioning entities for port development and other similar projects, they are required to promote the protection of UASs in collaboration with municipalities. Because of that, it is desirable for them to start these activities by the assignment of specialists for the protection of UASs.

(3) Role of the national government

The national government will initiate the preparation of organizations for promoting the protection of UASs, and it will be important for the national government to move forward with the preparation of these organizations by providing administrative, financial, and technical support to local governments. Specifically, the national government should assign specialist staff who will be exclusively responsible for the protection of UASs, and should establish organizations/departments within relevant national government organs to understand the actual situation in foreign countries and to collect information and survey and research relevant UAS methods, technologies, etc.

日本水下遗迹保护的理想目标

导 言

日本的行政呈分层结构，由中央政府、47个都道府县（自治团体）、1,700个以上的市町村组成。关于埋藏文化遗产的行政判断大多是由都道府县政府自行做出，而不是由中央政府决定。日本全国的地方公共机构共拥有约5,700名掌握着考古学知识的专业人员，他们大部分属于市町村地方政府，负责日本埋藏文化遗产的行政工作。

在日本，遗迹是国民的共有财产，其保护工作由地方公共机构负责。自1970年代起，对经济建设中消亡的遗迹进行的调查工作在全国范围内积极展开。目前每年的挖掘调查量多达8000项，已掌握有约468,000处遗迹的信息。然而，这些遗迹大多局限于陆地。

日本的海岸线长度排全球第六位，并且发生过大量以海洋为舞台的历史事件。然而，过去日本对水下遗迹保护方面的关注度却并不高。根据现状，日本文化厅设置了水下遗迹调查研讨委员会，对各国水下遗迹保护现状进行了一番分析，并在此基础上制定了日本水下遗迹保护指导方针。方针阐述了在日本开展水下遗迹保护工作的必要性及其具体方法，以及中央和地方政府的职责分摊等内容。

第一章 水下遗迹的定义

水下遗迹的定义和性质（种类）

定义：在本报告中，“水下遗迹”的定义为“在海域及湖沼等区域，常时或满潮时处于水面以下的遗迹”。但是，处于水库、蓄水池、河流等区域的水面以下的遗迹已作为陆地遗迹得到了保护，所以不属于水下遗迹对象。

遗迹的种类：大多数日本的水下遗迹仅能确认到装载物，其原因可归纳为以下几种：①船只与装载物同时沉没、②船只上的装载物被丢弃、③自然力作用导致陆地遗迹被淹没。但是，很难对①与②进行区分。原因在于日本的沿岸海底环境，船蛆等生物导致的生物性污损等因素，造成了船体等木质文物难以存留。

水下遗迹因完全处于水面下，难以确认其范围及内容，导致世界各国都面临着现场调查工作艰辛、调查过程伴随危险等难题。

但与此同时，水下遗迹的文物相比陆地的保存状态要良好，并且比较集中。特别是商船的装载物，可供人们了解当时的运输、交易、商业活动的真实情况。此外，还存在许多流传着救死扶伤等佳话的沉船，以及大量与日本对外交易史、外交史有关的沉船，都蕴藏着可供了解日本历史的重要信息。

第二章 各国的水下遗迹保护现状

各国的水下遗迹保护现状与课题

在制定日本水下遗迹保护指导方针时，我们首先对积极开展水下遗迹保护工作的海外各国进行了调查。

在这些国家，打捞具有重要历史意义的沉船引起了国民对水下遗迹的关注，这也使保护工作得到了良好的发展环境，比如强化水下遗迹保护专用设施的设置、加强专业人员的配置、培养人才，以及发展调查技术、提高打捞文物保存处理技术等。加入联合国教科文组织《保护水下文化遗产公约》(Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage) 的国家，在国际性框架内就水下遗迹的调查及保护思路开展着讨论。日本决定与上述国家进行信息交换，并开展关于制定水下遗迹保护指导方针的讨论。

同时，对于已打捞出水的沉船及装载物的保存处理、公开展示，都必须稳定且集中地投入费用、技术、设施以及人员。目前，此种情况对水下遗迹保护领域的先进国也在逐渐成为重负。

在制定日本水下遗迹保护指导方针时，我们会汲取上述国外的经验，将下列三点加入到讨论内容中，并在下一章提出了日本的课题。

- ① 对水下遗迹调查实施方法与实施主体的考察
- ② 所需的费用、技术、设施、人员
- ③ 对已实现就地保护的水下遗迹的维持、管理方法

第三章 日本水下遗迹保护现状与课题

1 迄今日本水下遗迹保护的相关工作

关于水下遗迹保护，日本行政部门未曾开展过系统性的工作。但从单项工作而言，中央政府、地方公共机构及大学等研究机构在水下遗迹的调查领域取得过一定的成绩，也有专门从事水下考古学活动的 NGO（非政府组织）研究机构，比如NPO（非营利组织）法人水下考古学研究所、NPO 法人亚洲水下考古学研究所等。除上述个别研究机构的以外，与陆地遗迹保护工作一样，开展以行政为主体的系统性工作是今后需要解决的课题。

2 水下遗迹保护的相关行政性课题

日本陆地遗迹保护工作的实施过程可分为以下四个阶段。

- 阶段 1 掌握遗迹存在的信息，并公布与众。
- 阶段 2 如遗迹所在地已制定城市开发计划，则与开发方就如何保护遗迹进行协调。
- 阶段 3 根据遗迹的内容及开发项目对遗迹造成的影响，采取适当的保护措施。
- 阶段 4 向国民报告遗迹内容及挖掘调查成果，广泛宣传其重要性。

关于水下遗迹，目前实际掌握的数量仅为 387 处（占 46 万 8000 处的 0.08%），一年的挖掘调查数量仅为一处左右，数量极少。因此，对于已制定港湾开发、桥梁建设等计划的地点，也未能掌握遗迹的存在与否。然而，为合理开展水下遗迹保护工作，必须在水下遗迹保护工作中也适用上述 1 至 4 的阶段，使其发挥合理的作用。为此，需要实施以下几点内容。

- ① 对水下遗迹保护，在制度层面进行梳理。
- ② 由中央政府和地方公共机构确保水下遗迹保护所需的人员及财政预算。

- ③ 研究水下遗迹的调查方法及保存技术

第四章 日本水下遗迹保护的理想目标

1 基本思路及水下遗迹保护中的注意事项

水下遗迹和陆地遗迹一样，均属《文化财保护法》的保护对象，水下遗迹的对象范围是日本领海以内。水下遗迹保护的思路基本与陆地的相同，但由于水下遗迹处于水下这一特殊的地理位置，也存在不同之处。

- 海域不存在行政区划边界，需要相关地方公共机构间联络和协调。
- 在开展调查工作时，也可能适用《文化财保护法》以外的法令。
- 如沉船是外籍船舶，须调查所有权归属。
- 有可能需要潜水作业等困难、危险的工作。
- 开展调查工作需要具备潜水士资格等条件。
- 需要保存处理的文物数量多，技术难度高。
- 调查所需的费用及时间超过陆地的遗迹。

2 水下遗迹保护框架

在上述内容的基础上，我们参照陆地遗迹保护工作实施过程中的阶段1至4内容，制定了以下基本指导方针。

阶段1 掌握遗迹存在的信息，并公布与众。

因水下遗迹的现场难以接近，首先必须尽可能地收集已有的资料和信息，先判断遗迹是否存在。其次，当认为遗迹存在时，实施水上的调查、以及使用水下机器人进行调查。最后，如需打捞文物，则开展潜水作业。以上三个步骤是判断遗迹是否存在最有效的做法。

在第一个步骤中指导方针还指出了具体的调查方法，比如向渔业等行业人员实施访问调查、以及文献史料调查、对过去沿岸地区开发的遗址及文物发现信息的调查等。经上述程序所掌握的水下遗迹与陆地遗迹一样，均设定为《文化财保护法》规定的“周知文化财包藏地”保护对象，公布与众。

阶段2 与开发方就如何保护遗迹进行协调

对于已掌握的水下遗迹，有必要向管辖海域及内陆水域开发工作部门告知遗迹的存在，并同时告知开发水下遗迹所在地点时的行政措施。措施内容虽然与陆地遗迹的基本相同，但也存在前面所阐述的与陆地遗迹不同之处，所以需要予以充分的注意。

阶段3 根据遗迹的内容及开发事业对遗迹造成的影响，采取适当的保护措施。

在日本，根据《文化财保护法》及地方公共机构条例规定，将重要遗迹指定为史迹，并采取就地保护措施。如实在无法就地保护，则进行挖掘调查，并对遗迹做详细记录，水下遗迹处理方式也亦然。

此外，指导方针指出，对已完成就地保护的水下遗迹应以泥土及铜网覆盖等方式采取保护，同时有必要实施定期监控，确认上述措施的实施情况。

与此同时，指导方针还指出，由于日本缺乏水下遗迹的挖掘调查经验，有必要制定具体的调查方法及相关的技术规程，并培养从事水下遗迹调查工作的专业人员。

阶段4 向国民广泛宣传遗迹内容及挖掘调查成果，并传播其重要性。

关于对水下遗迹的运用，指导方针指出，除了对过去打捞出水的文物进行展示、公开外，还需要积极开展讲演、研讨会、潜水参观等活动，以及编制宣传资料等。

其它必要的注意事项

指导方针指出，在日本有时也会出现偶然地将文物打捞出水的情况。因此，需要告知人们此种情况也与陆地的文物一样，也同样适用《遗失物法》及《文化财保护法》。同时，对于来自外籍沉船的文物，应参考以往案例及各国的处理方法。

此外，关于沉船的打捞应参考各国的案例，如人们的水下遗迹保护意识提高，对水下遗迹保护的调查研究能力等综合条件业已成熟，也可考虑实施打捞，但有必要对该沉船的历史意义、社会愿望的强烈程度、人员体制及设施到位情况、性价比等事项进行全面综合的考虑。

3 水下遗迹保护体制

水下遗迹保护体制基本与陆地遗迹保护体制相同，需要由地方公共机构进行体制建设。但是，考虑到日本的水下遗迹保护体制的建设现状，以及当沉船为外籍船舶时需要与其船旗国进行协调等因素，水下遗迹保护应由中央政府首先实施体制建设工作，再由中央政府向地方公共机构提供行政、财政、技术方面的支援，促使地方公共机构开展体制建设。

(1) 市町村地方政府的职责

应向当地渔业等行业人员及港湾开发者等各方面人员公开水下遗迹的保护意义及制度相关信息，争取得到上述人员的配合。需要使当地居民了解水下遗迹保护工作可丰富当地历史，意义重大。此外，反复开展面向渔业等行业人员的访问调查，构建良好关系，使渔业等行业人员能够积极、轻松地提供信息。

(2) 都道府县政府的职责

因都道府县政府拥有关于遗迹保护的基本法权，并且是港湾开发等工作的实施主体，所以都道府县政府需要与市町村政府开展合作，推动域内水下遗迹保护工作。因此，希望都道府县政府首先着手配置水下遗迹保护相关专业人员。

(3) 中央政府的职责

为了推动水下遗迹保护工作的实施，应由中央政府首先完善体制建设，在此基础上向地方公共机构提供行政、财政、技术方面的支援，促进地方公共机构的体制建设。具体而言，中央政府有必要配置专门负责水下遗迹保护工作的专业人员，并在中央政府的相关机构内设立组织和部门，负责调查掌握各国实际情况并进行相关研究。

일본의 수중 유적 보호에 관한 가이드라인

도 입

일본의 행정기관은 국가, 47 개의 도도부현(광역자치단체), 1700 개 이상의 시정촌(기초자치단체)이라는 계층구조를 이루고 있으며, 매장 문화재 행정에 관한 관단 중 많은 부분은 국가가 아니라 도도부현이 담당한다. 전국의 지방공공단체에는 고고학 관련 기술을 보유한 전문 직원이 약 5,700 명 있으며, 대부분이 시정촌에 배치되어 일본의 매장 문화재 행정을 담당하고 있다.

일본에서 유적은 국민의 공유 재산이라는 인식이 있는데, 그 보호는 지방공공단체가 주도적으로 실시하게 되어 있다. 1970년대부터 개발로 인해 소실된 유적의 발굴조사가 전국적으로 활발히 이루어짐으로써, 현재는 연간 약 8,000 건에 달하는 발굴조사가 이루어지고 있으며, 약 468,000 끝의 유적이 파악되어 있다. 하지만 대부분은 육상 유적에 한정되어 있는 것이 현실 설정이다.

해안선 길이 세계 6 위를 자랑하며 바다를 무대로 한 많은 역사적 사실이 있음에도 불구하고, 일본에서는 수중 유적의 보호에 별 관심을 두지 않았다. 이러한 현황 아래, 문화청에서는 수중 유적 검토 위원회를 설치하여 각국에서 실시하고 있는 수중 유적 보호의 현황 분석을 바탕으로 일본에서의 수중 유적 보호의 필요성, 보호에 관한 구체적인 방법, 중앙 정부와 지자체 간의 역할 분담 등을 내용으로 하는 일본의 수중 유적 보호 가이드라인을 제시하기로 했다.

제 1 장 수중 유적이란

수중 유적의 정의와 성격

정의 이 보고서에서는 '수중 유적'의 정의를 '해역이나 호수 및 늪에 위치하며 상시 혹은 만조시 수면 아래 있는 유적'으로 한다. 하지만 땅, 저수지, 하천 등의 수면 아래 있는 유적은 육상 유적으로 분류되어 이미 보호 조치가 취해졌기 때문에 수중 유적의 대상에서 제외했다.

유적의 종류 및 형성요인 일본의 수중 유적은 유물만 확인되는 것이 다수를 차지한다. 수중 유적의 형성요인은 ①배가 적재물과 함께 침몰되었을 경우, ②선상에서 적재물이 투기되었을 경우, ③자연의 영력으로 육상에 있는 유적이 수몰된 경우를 생각할 수 있다. 다만, ①②를 구분하기는 어렵다. 이는 일본 연안의 해저 환경이 원인으로, 배종별레조개 등의 생물 피해 등으로 인해 선체 등의 목질 유물이 남기 어렵기 때문이다.

유적 조사의 어려움 수중 유적은 말 그대로 수중에 있기 때문에 그 범위와 내용을 확인하기 어려우며, 현지조사에 어려움과 위험이 수반된다는 각국에 공통되는 어려움이 있다.

유적의 특징 한편, 육상에 비해 유물의 보존상태가 앙호하고 유물의 일관성도 높으며, 특히 상선의 적재물일 경우 그 당시의 물류, 교역, 상업활동의 실태를 알 수 있다. 또한 인명구조 등의 에피소드가 전해지는 침몰선이나 일본의 대외교역사 및 외교사와 깊은 연관을 가진 침몰선도 많아, 일본의 역사를 아는데 중요한 정보를 보유하고 있다.

제 2 장 각국의 수중 유적 보호 현황

각국의 수중 유적 보호 현황과 과제

일본의 가이드라인을 책정하는 데에 있어 수중 유적 보호에 적극적으로 착수하고 있는 해외 각국을 조사했다. 이런 국가들에서는 역사적으로 중요한 의미를 가지는 침몰선의 인양이 수중 유적에 대한 국민의 관심을 높이는 결과로 이어졌다. 이것이 수중 유적 보호를 위한 전용시설 설치와 전문 직원 배치, 인재 육성, 조사 기술의 발전과 인양한 유물의 보존처리 기술 형상으로 이어지고 있다. 유네스코의 수중 문화유산 보호조약(Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage)의 체결국을 비롯, 수중 유적의 조사 및 보호 방법에 대해서도 국제적인 틀에서 논의되고 있으므로, 그러한 국가들과 정보를 교환하며 수중 유적 보호의 가이드라인 책정을 검토하기로 했다.

한편, 인양한 침몰선 및 적재물의 보존처리와 전시, 공개에는 비용, 기술, 시설, 인력 등의 일관적이고 안정적인 정비가 필수적이다. 그렇기 때문에 수중 유적 보호에 선진적인 노력을 하고 있는 각국에서도 지속적인 정비가 큰 부담이 되고 있는 실태를 알 수 있었다.

이러한 해외의 실태를 본받아 일본의 수중 유적 보호 가이드라인을 책정하는 데 다음 3 가지 사항을 주된 검토항목에 포함시켜, 다음 장에서 일본의 과제를 설정하였다.

- ① 수중 유적 조사의 실시 방법과 실시 주체에 관한 고찰
- ② 필요한 비용, 기술, 시설, 인원
- ③ 현상보존한 수중 유적의 유지, 관리 방법

제 3 장 일본의 수중 유적 보호 현황과 과제

1. 일본의 수중 유적 보호 현황

일본은 행정 차원에서 수중 유적 보호에 체계적으로 착수한 적이 없다. 그러나 개별적으로는 국가, 지방공공단체와 대학 등 연구기관이 수중 유적의 조사 등에 착수하여 일정한 수준의 실적을 낸 바 있다. NGO 의 연구기관으로는 NPO 법인 수중고고학연구소나 NPO 법인 아시아수중고고학연구소 등 수중고고학에 특화된 조직도 있다. 앞으로는 이러한 개별적 연구조직의 노력뿐만 아니라, 육상과 같이 행정 차원에서 체계적으로 착수하는 것이 과제가 될 것이다.

2. 수중 유적 보호에 관한 행정적 과제

일본에서 실시되는 육상을 중심으로 한 유적 보호는 다음 4 단계를 거쳐 이루어진다.

Step1 유적의 존재를 파악하고, 그것을 국민에게 주지시킴

Step2 유적이 존재하는 장소에서 개발이 계획된 경우, 유적을 어떻게 보호할지 개발 측과 조정

Step3 유적의 내용이나 개발사업이 유적에 미치는 영향에 따라 적절한 보호조치를 취함

Step4 유적 그 자체와 발굴조사 성과를 국민에게 널리 알리고 그 중요성을 전달함

수중 유적은 파악된 실제 수가 현재 387 곳(46 만 8000 곳의 0.08%)에 그치고 있으며, 발굴조사도 연간 1 건 내외로 매우 적다. 그렇기 때문에, 항만개발이나 교량건설 등이 계획된 곳에 유적이 있는지 여부를 파악하지 못하고 있는 상황이다. 적절한 수중 유적 보호를 위해서는 Step 1 으로 시작되는 4 단계가 수중 유적에도 적절히 가능케 해야 한다. 이를 위해서는 다음과 같은 사항이 필요하다.

- ① 수중 유적 보호에 대한 제도적 측면을 정리
- ② 수중 유적 보호를 위해 필요한 인원과 예산을 국가와 지방공공단체에서 마련
- ③ 수중 유적의 조사 방법이나 보존 기술을 검토

제 4 장 일본의 수중 유적 보호에 관한 방안

1. 기본적 고찰과 수중 유적 보호 시의 유의점

수중 유적은 육상 유적과 마찬가지로 “문화재 보호법”에 의한 보호 대상이며, 그 대상은 영내이다. 수중 유적 보호의 고찰은 육상일 경우와 기본적으로 같지만, 수중이라는 특수한 입지조건으로 인하여 육상 유적과 다른 점도 있다. 이와 관련된 유의점은 다음과 같다.

○ 해역일 경우에는 행정구역의 경계가 없기 때문에 관련 지방공공단체 간에 연락 조정이 필요하다

○ 조사 시 문화재 보호법 이외의 법령이 적용되는 경우가 있다

○ 외국 국적의 침몰선일 경우, 소유권 소재에 관한 문제가 발생한다

○ 잠수작업이라는 기술적인 어려움과 위험이 수반되는 작업이 필요한 경우가 있다

○ 조사 시 잠수사 자격 등이 필요하다

○ 보존 처리해야 할 유물량이 많으며 기술적인 난이도가 높다

○ 조사에 수반되는 비용과 기간이 육상보다 늘어난다

2. 수중 유적 보호에 관한 방안

위 사항에 바탕하여 수중 유적 보호에 관한 앞으로의 기본적인 가이드라인을 육상의 Step 1 ~ 4에 입각해 아래와 같이 정한다.

Step 1 유적의 존재를 파악하고, 그것을 국민에게 주지시킴

수중 유적은 접근하기 어렵기 때문에, 가능한 한 이미 알려진 자료와 정보를 수집하여 유적의 존재를 파악하는 것을 우선적으로 실시하고, 유적의 소재가 예상될 경우에는 수상 탐사와 수중 로봇을 통한 조사를 실시하며, 추가적으로 유물 채취가 필요할 경우에는 잠수작업을 실시하는 3단계의 방안을 통해 존재를 파악하는 것이 효율적이다.

첫 단계에서는 어업관계자 등을 대상으로 한 청취 조사, 문현사료 조사, 과거 연안부 개발 시 파악된 유구, 유물의 발견 정보에 관한 조사 등을 실시한다는 구체적인 방법을 제시했다. 이러한 공정을 거쳐 파악된 수중 유적은 육상 유적과 마찬가지로 “문화재 보호법”的 보호 대상인 ‘주지된 매장문화재 소재지’로 결정하여 주지시키기로 했다.

Step 2 유적을 어떻게 보호할지 개발 측과 조정

파악된 수중 유적은 해역과 내수면 개발사업을 소관하는 기관에 그 장소에서 개발이 이루어질 경우에 필요한 행정적 대처 방법을 포함하여 주지시켜야 한다. 이러한 대처 방법은 육상 유적일 경우와 마찬가지지만, 전술한 육상 유적과 다른 점도 있으니 충분히 유의해야 한다.

Step 3 유적의 내용이나 개발사업이 유적에 미치는 영향에 따라 적절한 보호조치를 취함

일본에서는 중요한 유적을 “문화재 보호법”과 지방공공단체의 조례에 따라 사적으로 지정하여 현상보존 조치를 취하게 되어 있다. 불가피하게 현상보존할 수 없는 경우에는 발굴조사를 실시하여 유적의 자세한 기록을 보존하게 되어 있는데, 수중 유적도 동일하게 취급한다.

또한, 현상보존한 수중 유적은 흙이나 구리 망으로 덮는 등의 보호조치를 취하는 한편, 조치를

취한 상황을 파악하는 모니터링을 정기적으로 실시해야 한다는 점을 시사했다.

한편, 일본에서는 수중 유적의 발굴조사 경험이 부족하기 때문에, 조사의 구체적인 방법과 기술에 관한 매뉴얼을 작성해야 하며, 수중 유적 조사에 종사하는 전문 직원을 양성해야 함을 시사했다.

Step 4 유적 그 자체와 발굴조사 성과를 국민에게 주지시키고 그 중요성을 전함

수중 유적의 활용에 관해서는 그동안 실시되어 온 인양 유물의 전시, 공개를 비롯하여 강연회, 심포지엄, 다이빙 투어 실시, 홍보자료 작성 등을 적극적으로 실시하는 것의 중요성을 시사했다.

그밖에 유의할 점

일본에서도 종종 수중에서 우연히 유물이 인양되는 일이 있는데, 그러한 경우에도 육상의 경우와 마찬가지로 유실물법이나 문화재 보호법이 적용됨을 주지시키는 한편, 외국 국적의 침몰선에서 나온 유물에 관해서는 과거 사례나 각국의 대응 방안을 참고해야 함을 시사했다.

또한, 침몰선의 인양은 각국의 사례를 바탕으로 하여 수중 유적 보호의 의식 고양과 수중 유적 보호를 위한 종합적인 조사연구의 향상에 관한 조건이 마련되면 실시를 고려할 수 있으나, 그런 경우 해당 침몰선의 역사적 의의, 사회적 요청 정도, 인적 체재나 시설의 충실함, 비용 대비 효과 등을 종합적으로 고려해야 한다.

3. 수중 유적 보호 체제

수중 유적 보호 체제는 기본적으로 육상 유적 보호와 마찬가지로 지방공공단체가 체제를 정비하는 것으로 간주되어 왔다. 하지만, 수중 유적 보호를 위한 일본의 체제 정비 상황이나 침몰선이 외국적일 경우 해당 국가와의 조정이 필요할 수 있는 등의 이유로 인해 수중 유적 보호 체제는 우선 국가가 마련하고, 지방공공단체에 대해서는 행정적, 재정적, 기술적으로 지원하면서 체제 마련을 촉구할 필요가 있다.

(1) 시정촌의 역할

지역의 어업관계자나 항만개발관계자 등을 대상으로 수중 유적 보호의 의의나 제도에 관한 정보를 공개하고 보호 협력을 구한다. 지역주민에게는 지역의 역사를 풍성하게 하기 위하여 수중 유적 보호의 중요성을 알린다. 또한, 어업관계자 등을 대상으로 한 청취 조사를 반복적으로 실시함으로써, 어업관계자 등이 적극적이고 손쉽게 정보를 제공할 수 있는 관계를 구축한다.

(2) 도도부현의 역할

도도부현은 유적 보호에 관한 기본적인 법적 권한을 가지고 있으며 항만개발 등의 사업주체자가 되기 때문에 시정촌과 연계하면서 지역 내의 수중 유적 보호를 추진할 것이 요구된다. 이를 위해서는 우선 수중 유적 보호에 관한 전문 직원의 배치에 착수하는 것이 바람직하다.

(3) 국가의 역할

수중 유적을 보호하기 위해서는 우선 국가가 그 체제를 마련하고, 이에 바탕하여 지방공공단체에 행정적, 재정적, 기술적 지원을 하며 체제 정비를 촉구하는 것이 중요하다. 구체적으로 국가는 수중 유적 보호를 전담하는 전문 직원을 배치하고, 국가의 관련기관 내에 각국의 실태를 파악하고 그 조사 연구를 실시하는 조직, 부서를 설치해야 한다.

Member of the advisory committee for the protection of the underwater archaeological sites in Japan

Yoshihiko AKASHI	Kyushu Historical Museum, Fukuoka Prefecture Board of Education (since April 2014)
Yoshifumi IKEDA	University of the Ryukyus
Toshiaki ISAKI	Fukuoka Prefecture Board of Education (until March 2014)
Setsuo IMAZU	Nara University
Masatoshi ONO	National Museum of Japanese History, Honorary Professor
Naoko KINOSHITA	Kumamoto University
Jun KIMURA	Tokai University
Yoshihide KOIZUMI	Kyushu National Museum
Yosei KOZUMA	Nara National Research Institute for Cultural Properties
Hideya SAKAI	Nara University
Makoto SATO	The University of Tokyo
Toshio TSUCHIYA	Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology
Tadashi NISHITANI	Sea Road Munakata City Museum
Tadashi MIDOSHIMA	Taisho University
Kenzo HAYASHIDA	Asian Research Institute of Underwater Archaeology



The Exhibition of Artifacts recovered from Takashima-Kaitei site in Nagasaki Prefecture



九州国立博物館
きゅうしゅうこくりつはくぶつかん

日中韓文化遺産フォーラム

水中文化遺産の 保護と活用

中国・韓国・日本を代表する専門家が、
各國の水中文化遺産調査の先進事例と
保護・活用の取組について紹介します。

—プログラム —講演会。すべて同時通訳をおこないます

10:00-10:25 開会挨拶

10:25-10:45 中国における水中文化遺産の保護と活用の取組の歴史

李晉京（中国済南文化財研究所）

10:45-11:05 新安沈没船にみる活用とその意義

金炳基（国立海洋文化財研究機関）

11:15-11:35 中国の水中文化遺産の保護と活用の体制

劉成輝（西安交通大学）

11:35-11:55 南海1号沈没船の引き上げと今後の活用について

翁智強（国家文物局水下文化遗产保护中心）

休憩

13:10-13:30 日本の水下踏跡保護・活用の現状と課題

藤田佳男（文化庁文化財部記念物課）

13:30-13:50 烏島海底遺跡における水中考古学の歴史

港田泰史（琉球大学）

14:00-15:45 討論会
「日中韓の水中文化遺産」

討論司会：赤堀善彦（環境省教育局）

李晉京・金炳基・刘成輝・翁智強・池田佳男・池田泰史

佐々木薫貴（九州国立博物館）

日時 2017年2月12日(日)

10時～15時45分(9時30分開場)

会場 九州国立博物館ミーティング・アンド・シアムホール
福岡県太宰府市石坂町7-2

参加費 無料

定員 230名

（受付締切日：2月10日）

The Japan-China-Korea Trilateral Cultural Heritage Forum held in Feb 2017 at Kyushu National Museum